

取手市公共施設等総合管理計画

第1次行動計画

令和4年（2022）3月

取 手 市

目 次

第1章	第1次行動計画の位置づけ等	1
1-1	背景と経緯	1
1-2	計画の位置づけ	1
1-3	計画期間	2
1-4	対象施設	2
第2章	公共施設等の維持・保全に関する基本方針	8
2-1	取手市の現状と課題	8
(1)	人口状況	8
(2)	財政状況	9
(3)	公共施設の整備状況	11
(4)	現状と課題の整理	13
2-2	市民意向調査	14
(1)	実施方式	14
(2)	実施結果	14
2-3	公共施設の適正配置方針	23
2-4	維持・保全の基本方針	24
(1)	維持管理手法の区分と基本的な考え方	24
(2)	施設のあり方の検討	26
(3)	耐用年数の設定	26
(4)	躯体の健全性調査について	27
(5)	長寿命化の考え方	27
(6)	修繕・改修周期の考え方	28
第3章	施設類型ごとの個別施設の方向性	29
3-1	施設類型ごとの方向性	29
(1)	基本的な考え方	29
(2)	個別施設計画策定時の縮減方法の考え方	29
(3)	取手市の人口推計	30
3-2	市民文化系施設	32
(1)	施設の基本情報	32
(2)	施設分類ごとの縮減率	33
(3)	今後10年間の予定	34
3-3	社会教育系施設	35
(1)	施設の基本情報	35
(2)	施設類型の縮減率	36

(3)	今後 10 年間の予定.....	37
3-4	スポーツ・レクリエーション系施設.....	38
(1)	施設の基本情報.....	38
(2)	施設類型の縮減率.....	38
(3)	今後 10 年間の予定.....	39
3-5	学校教育系施設.....	40
(1)	施設の基本情報.....	40
(2)	施設類型の縮減率.....	42
(3)	今後 10 年間の予定.....	43
3-6	子育て支援施設.....	50
(1)	施設の基本情報.....	50
(2)	施設類型の縮減率.....	51
(3)	今後 10 年間の予定.....	52
3-7	保健・福祉施設.....	53
(1)	施設の基本情報.....	53
(2)	施設類型の縮減率.....	54
(3)	今後 10 年間の予定.....	55
3-8	市営住宅.....	56
(1)	施設の基本情報.....	56
(2)	施設類型の縮減率.....	56
(3)	今後 10 年間の予定.....	57
3-9	行政系施設.....	60
(1)	施設の基本情報.....	60
(2)	施設類型の縮減率.....	62
(3)	今後 10 年間の予定.....	63
3-10	その他施設.....	66
(1)	施設の基本情報.....	66
(2)	施設類型の縮減率.....	67
(3)	今後 10 年間の予定.....	68
3-11	試算後の施設類型別の公共施設保有面積.....	69
3-12	総量縮減に向けた具体的な手法及びその他の手法.....	70
第4章	モデルケース.....	77
4-1	モデルケースの対象.....	77
4-2	既存学校への公民館の複合化.....	77
4-3	学校施設建替え時の複合化.....	83

第5章	推進体制の構築	86
5-1	庁内における推進体制	86
5-2	個別施設計画の策定について	87
5-3	市民との情報共有、協働のあり方について.....	88

第1章 第1次行動計画の位置づけ等

1-1 背景と経緯

取手市では、公共施設等に関する中長期的な視点に基づいた老朽化対策と財政負担の平準化とともに、公共施設等の最適化を実現するための基本方針として、取手市公共施設等総合管理計画(計画期間：平成28年度(2016)～令和37年度(2055)、以下「総合管理計画」という。)を平成28年7月に策定しました。

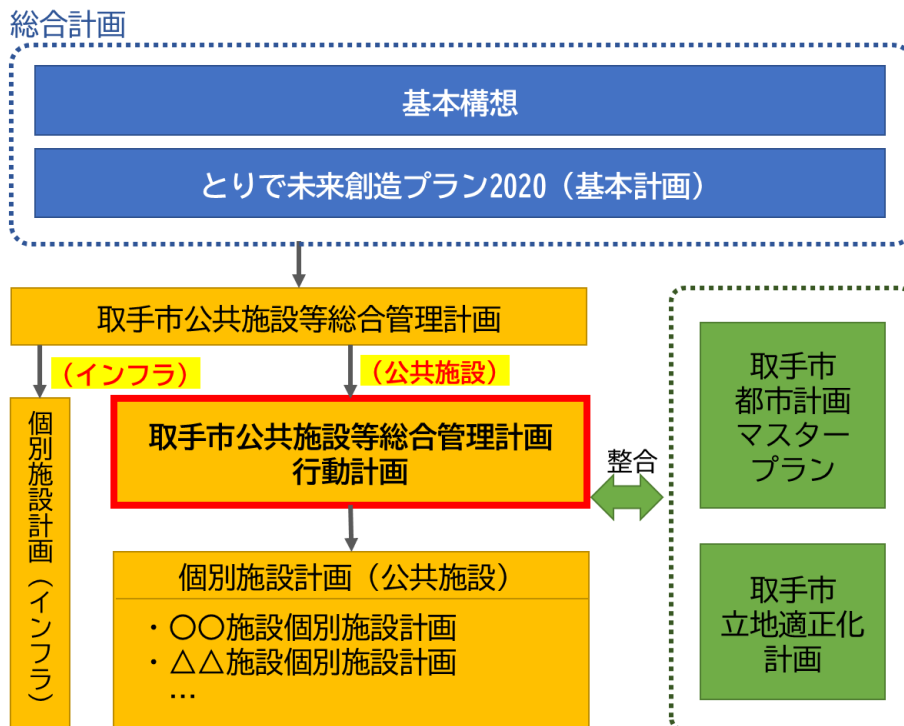
総合管理計画では、今後の人口動向や厳しい財政見通しを踏まえて、3つの基本理念・方針を掲げ、更に公共施設の総量の縮減率として40年間で27%を数値目標として設定しました。

取手市公共施設等総合管理計画第1次行動計画(以下「行動計画」という。)は、施設の現状を勘案しながらの施設評価による適正配置方針や、「施設のあり方の検討時期」、「修繕・改修周期の考え方」など、維持・保全の基本方針など示し、今後策定される個別施設計画の方向性を定めたものです。

1-2 計画の位置づけ

本計画は公共施設等総合管理計画の下位計画として、公共施設(建物)の今後の方向性に関する具体的な考え方や、今後のあり方をまとめたものとなります。また、個別施設計画の上位計画として、個別施設計画策定の目安となる、施設類型ごとの縮減率を試算しました。個別施設計画では、本計画に基づき、施設ごとの再配置や保全のスケジュールが検討されます。

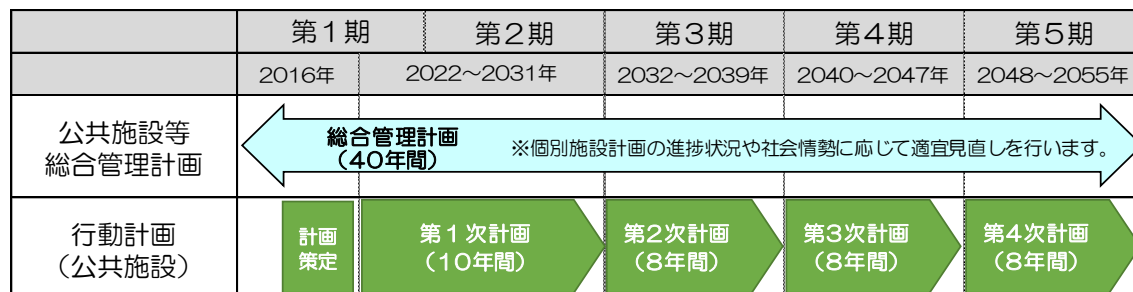
図1-1 計画の位置づけ



1-3 計画期間

本計画の計画期間は令和4年度(2022)から令和13年度(2031)の10年間で
す。その後、8年ごとに新たな行動計画を策定します。

図1-2 計画期間



1-4 対象施設

本計画の対象施設は以下の184施設となります。

表1-1 対象施設 (1/6)

令和3年4月1日時点

施設類型	分類	番号	施設名	所在地	延床面積 (㎡)
市民文化系 施設	市民会館	1	市民会館	取手市東1丁目1-5	3,046
	福祉会館	2	福祉会館	取手市東1丁目1-5	2,120
	小 計				5,166
	公民館	1	小文間公民館	取手市小文間4240	639
		2	永山公民館	取手市下高井2256	818
		3	寺原公民館	取手市本郷1丁目32-1	993
		4	井野公民館	取手市井野2丁目17-17	1,066
		5	戸頭公民館	取手市戸頭6丁目30-1	1,110
		6	白山公民館	取手市白山5丁目1-5	968
		7	中央公民館	取手市東1-1-5	997
		8	藤代公民館	取手市藤代491	1,812
		9	高須公民館	取手市高須2157	302
		10	久賀公民館	取手市萱場891-2	355
		11	相馬南公民館	取手市平野302	445
		12	相馬公民館	取手市櫛木2423	458
		13	六郷公民館	取手市清水400-1	359
		14	山王公民館	取手市山王389	407
小 計				10,729	
その他	1	ゆうあいプラザ(働く婦人の家・ 勤労青少年ホーム)	取手市白山5丁目1-1	1,499	
合 計				17,394	

表 1-1 対象施設 (2/6)

施設類型	分類	番号	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	
社会教育系 施設	図書館	1	取手図書館	取手市取手1丁目12-16	1,528	
		2	ふじしろ図書館	取手市藤代415	2,264	
	図書室	1	戸頭公民館図書室	取手市戸頭6丁目30-1	325	
	小 計					4,117
	文化施設	1	埋蔵文化財センター	取手市吉田383	862	
		2	旧取手宿本陣 (防災機械室、トイレ)	取手市取手2丁目16-41	33	
		3	民俗資料収蔵庫	取手市桐木1343	724	
		4	文化財倉庫 (寺原公民館敷地内)	取手市本郷1丁目 1-32-1	59	
		5	とりでアートギャラリー (賃借)	取手市中央町2-5	(638)	
		6	旧取手宿本陣 (主屋、土蔵、表門)	取手市取手2丁目16-41	(405)	
	小 計					1,678
	教育施設	1	教育総合支援センター (旧戸頭西小学校 管理棟8)	取手市戸頭8 - 10 - 1	1,390	
		2	青少年センター	取手市西2丁目35-3	96	
	小 計					1,486
	合 計					7,281
スポーツ ・レクリエーション系 施設	スポーツ施設	1	取手グリーンスポーツセンター	取手市野々井1299	12,340	
		2	藤代スポーツセンター	取手市桐木15番地	3,484	
		3	取手勤労青少年体育センター	取手市寺田5139 取手市役所敷地内	767	
		4	高須体育館	取手市高須2151	687	
		5	藤代武道場	取手市藤代430-5	715	
	小 計					17,993
	旧学校	1	旧小文間小学校 (体育館)	取手市小文間4359	745	
		2	旧戸頭西小学校 (体育館)	取手市戸頭8-10-1	943	
		3	旧取手第一中学校 (体育館)	取手市井野3-15-1	1,291	
小 計					2,979	
合 計					20,972	

延床面積の () は、施設保有面積縮減の対象に含まない面積を表します。

表 1-1 対象施設 (3/6)

施設類型	分類	番号	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	
学校教育系 施設	小学校	1	取手小学校	取手市東5丁目3-1	7,786	
		2	白山小学校	取手市白山2丁目3-18	5,092	
		3	取手東小学校	取手市吉田400	5,796	
		4	寺原小学校	取手市井野台 5丁目14-1	4,811	
		5	永山小学校	取手市下高井 字田向2340	6,828	
		6	戸頭小学校	取手市戸頭3丁目21-1	6,312	
		7	取手西小学校	取手市稲70	6,021	
		8	高井小学校	取手市ゆめみ野 3丁目22-1	5,206	
		9	山王小学校	取手市山王380	3,219	
		10	六郷小学校	取手市清水373-1	3,142	
		11	藤代小学校	取手市藤代53	4,652	
		12	宮和田小学校	取手市藤代南 3丁目11-1	6,343	
		13	久賀小学校	取手市萱場60	5,240	
		14	桜が丘小学校	取手市桜が丘 2丁目17-1	5,845	
	小 計					76,293
	旧小学校	1	旧井野小学校 (教室棟12・体育館)	取手市井野団地1-1	1,869	
		2	旧戸頭西小学校(教室棟1)	取手市戸頭8丁目10-1	3,832	
	小 計					5,701
	中学校	1	取手第一中学校	取手市吉田470	7,997	
		2	取手第二中学校	取手市寺田5147	8,969	
		3	永山中学校	取手市下高井2311	5,839	
		4	戸頭中学校	取手市戸頭7丁目1-1	8,009	
		5	藤代中学校	取手市櫛木1343	7,687	
		6	藤代南中学校	取手市中田880	8,503	
	小 計					47,004
	旧中学校	1	旧取手第一中学校 (プール付属棟)	取手市井野3丁目15-1	77	
	給食 センター	1	学校給食センター	取手市宮和田1950	1,233	
	放課後 子ども クラブ	1	取手小放課後子どもクラブ室	取手市東5丁目3-1	204	
		2	白山小放課後子どもクラブ室	取手市白山2丁目3-18	152	
		3	取手東小放課後子どもクラブ室	取手市吉田400	301	
		4	寺原小放課後子どもクラブ室	取手市井野台 5丁目14-1	301	
		5	永山小放課後子どもクラブ室	取手市下高井2340	179	
		6	戸頭小放課後子どもクラブ室	取手市戸頭3丁目21-1	301	
7		取手西小放課後子どもクラブ室	取手市稲70	128		
8		高井小放課後子どもクラブ室	取手市ゆめみ野 3丁目22-1	366		
9		山王小放課後子どもクラブ室	取手市山王380	126		
10		六郷小放課後子どもクラブ室	取手市清水373-1	133		
11		藤代小放課後子どもクラブ室	取手市藤代53	208		
12		宮和田小放課後子どもクラブ室	取手市藤代南 3丁目11-1	128		
13		久賀小放課後子どもクラブ室	取手市萱場60	132		
14		桜が丘小放課後子どもクラブ室	取手市桜が丘 2丁目17-1	128		
小 計					2,787	
合 計					133,095	

表 1-1 対象施設 (4/6)

施設類型	分類	番号	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	
子育て支援施設	地域子育て支援センター	1	白山地域子育て支援センター	取手市白山5丁目16-8	75	
		2	戸頭地域子育て支援センター	取手市戸頭6丁目30-1	181	
		3	井野なないろ地域子育て支援センター	取手市井野3丁目15-1	218	
		4	藤代地域子育て支援センター	取手市藤代700	129	
	小計					603
	保育所	1	永山保育所	取手市下高井2380	1,003	
		2	白山保育所	取手市白山5丁目16-8	1,431	
		3	久賀保育所	取手市萱場891-1	1,246	
		4	井野なないろ保育所	取手市井野3丁目15-1	2,420	
		5	戸頭北保育所	取手市戸頭6丁目17-1	565	
		6	中央保育所	取手市藤代353	633	
	小計					7,298
	幼稚園	1	藤代幼稚園	取手市藤代53	490	
合計					8,391	
保健・福祉施設	健康福祉施設	1	取手ウェルネスプラザ	取手市新町2-5-25	2,453	
	保健福祉施設	1	保健センター	取手市新町2-5-25	513	
	高齢者福祉施設	1	シルバー人材センター	取手市寺田5139 取手市役所福祉棟2階	329	
		2	ミニシルバー人材センター作業所	取手市藤代730-1 藤代庁舎敷地内	60	
		3	かたらいの郷	取手市長兵衛新田193番地2	1,714	
		4	老人福祉センターあけぼの	取手市寺田4723番地	998	
		5	老人福祉センターさくら荘	取手市岡1025番地	692	
		6	げんきサロン戸頭西	取手市戸頭8丁目10-1	132	
		7	げんきサロン稲	取手市稲70	128	
		8	いきいきプラザ	取手市取手2丁目8番2号	341	
		9	げんきサロン藤代	取手市藤代700	101	
		10	小貝川生き生きクラブ	取手市櫛木49	297	
		11	特別養護老人ホームふれあいの郷	取手市ゆめみ野3-23-1	2,141	
	小計					6,933
	障害者福祉施設	1	障害者福祉センターつつじ園	取手市戸頭1299-1	2,182	
		2	障害者福祉センターあけぼの	取手市寺田4723番地	440	
		3	障害者福祉センターふじしろ	取手市藤代730-1	972	
		4	ふくろうの郷	取手市寺田5139 取手市役所敷地内	106	
		5	こども発達センター	取手市西2丁目35-3	1,148	
小計					4,848	
合計					14,747	
市営住宅	市営住宅	1	第二南住宅	取手市小文間5514	566	
		2	野々井住宅	取手市野々井895	680	
		3	第二野々井住宅	取手市野々井895-1	471	
		4	西方住宅	取手市小文間3835-2	917	
		5	大利根住宅	取手市小文間3721番地	5,104	
		6	駒場住宅	取手市駒場2丁目11番1号	3,207	
		7	宮和田住宅	取手市宮和田171	46	
		8	舟山住宅	取手市井野1丁目14番	256	
		9	南住宅	取手市小文間5505	126	
合計					11,373	

表 1-1 対象施設 (5/6)

施設類型	分類	番号	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	
行政系 施設	庁舎等 行政施設	1	取手市役所 (本庁舎・新庁舎・議会棟)	取手市寺田5139	7,807	
		2	取手市役所 藤代庁舎	取手市藤代700	5,835	
		3	取手市役所 分庁舎	取手市西2丁目35-3	1,079	
		4	取手支所	取手市東1丁目1-5	109	
		5	戸頭窓口	取手市戸頭6丁目30-1	34	
		6	市民活動支援センター	取手市藤代700	107	
		7	取手駅前窓口 (賃借)	取手市新町1丁目9-1 リボンとりでビル3階	(158)	
	小 計					14,971
	消防施設	1	消防本部・取手消防署 (庁舎・訓練棟)	取手市井野1264-1	2,502	
		2	戸頭消防署 庁舎	取手市戸頭4-20-1	850	
		3	吉田消防署 (庁舎・機械室・倉庫)	取手市吉田545-1	1,067	
		4	櫛木消防署 (庁舎・機械室・倉庫)	取手市櫛木950-1	1,373	
		5	櫛木消防署 宮和田出張所 (庁舎)	取手市宮和田1782-1	750	
		6	消防団車庫 (1分団)	取手市新町1丁目3番	95	
		7	消防団車庫 (2分団)	取手市取手2丁目14-23	45	
		8	消防団車庫 (3分団)	取手市取手1丁目13	78	
		9	消防団車庫 (4分団)	取手市取手2丁目17-1	97	
		10	消防団車庫 (5分団)	取手市台宿2丁目18-19	69	
		11	消防団車庫 (6分団)	取手市白山2丁目6-29	137	
		12	消防団車庫 (7分団)	取手市井野876	69	
		13	消防団車庫 (8分団)	取手市吉田361	23	
		14	消防団車庫 (9分団)	取手市小堀4230	48	
		15	消防団車庫 (10分団)	取手市市之代499-1	36	
		16	消防団車庫 (11分団)	取手市上高井612-1	24	
		17	消防団車庫 (12分団)	取手市下高井1307	36	
		18	消防団車庫 (13分団)	取手市米ノ井374-2	64	
		19	消防団車庫 (14分団)	取手市戸頭1439-1	22	
		20	消防団車庫 (15分団)	取手市野々井1418-1	30	
		21	消防団車庫 (16分団)	取手市稲1163	23	
		22	消防団車庫 (17分団)	取手市駒場3丁目12-5	24	
		23	消防団車庫 (18分団)	取手市本郷3丁目11-20	23	
		24	消防団車庫 (19分団)	取手市桑原463	23	
		25	消防団車庫 (20分団)	取手市桑原1056-1	23	
		26	消防団車庫 (21分団)	取手市小文間4232	69	
		27	消防団車庫 (22分団)	取手市小文間4506-1	23	
		28	消防団車庫 (25分団)	取手市井野台2丁目6	22	
		29	消防団車庫 (26分団)	取手市東5丁目8	65	
		30	消防団車庫 (27分団)	取手市岡939	33	
		31	消防団車庫 (28分団)	取手市山王313	37	
		32	消防団車庫 (29分団)	取手市神住883	30	
		33	消防団車庫 (30分団)	取手市清水378-1	30	
		34	消防団車庫 (31分団)	取手市中田752-3	30	
35		消防団車庫 (32分団)	取手市櫛木931-12	36		
36	消防団車庫 (33分団)	取手市宮和田343-2	36			
37	消防団車庫 (34分団)	取手市高須190-1	27			
38	消防団車庫 (35分団)	取手市浜田257-1	30			
39	消防団車庫 (36分団)	取手市新川247-2	36			
40	消防団車庫 (37分団)	取手市双葉2丁目3番	32			
41	消防団車庫 (旧23分団)	取手市小文間4677-2	23			
42	消防団車庫 (旧24分団)	取手市小文間3940-1	23			
小 計					8,113	
合 計					23,084	

延床面積の () は、施設保有面積縮減の対象に含まない面積を表します。

表 1-1 対象施設 (6/6)

施設類型	分類	番号	施設名	所在地	延床面積 (㎡)
その他	その他	1	サイクルステーションとりで	取手市中央町2番17号	1,490
		2	取手市商工会藤代支所 (賃貸)	取手市藤代730-1	321
		3	片町倉庫 (産業振興課・図書館)	取手市取手2丁目 810番1	73
		4	取手市役所 リサイクル推進係 車両倉庫①	取手市寺田5139	45
		5	取手市役所 リサイクル推進係 車両倉庫②	取手市寺田5139	35
		6	取手市役所 (環境物品倉庫)	取手市寺田5139	21
		7	取手市役所 (選挙用倉庫)	取手市寺田5139	10
		8	取手市役所 (総務課 備品倉庫)	取手市寺田5139	10
		9	取手市役所 (現場管理室)	取手市寺田5139	20
		10	取手市役所 (車両管理室)	取手市寺田5139	15
		11	取手市役所 (現場管理室車庫)	取手市寺田5139	387
		12	取手市役所 (車両管理室車庫)	取手市寺田5139	159
		13	取手市役所 (市有バス車庫1)	取手市寺田5139	65
		14	取手市役所 (市有バス車庫2)	取手市寺田5139	36
		15	取手市役所 (防災倉庫)	取手市寺田5139	72
		16	取手市役所 藤代庁舎 現業棟	取手市藤代700	398
		17	取手市役所 藤代庁舎 バス車庫	取手市藤代700	66
		18	取手市役所 分庁舎 倉庫	取手市西2-35-3	16
		19	新取手駅自転車駐車場	取手市新取手1丁目 4717番地1	522
		20	取手駅西口公衆トイレ	取手市中央町2-5	40
		21	藤代駅南口トイレ	取手市藤代南1丁目 市道0149南口広場内	31
		22	藤代防犯ステーション	取手市藤代南一丁目 1番2 藤代駅南口	7
		23	旧高須小学校特別教室棟	取手市高須2148	564
合 計					4,403

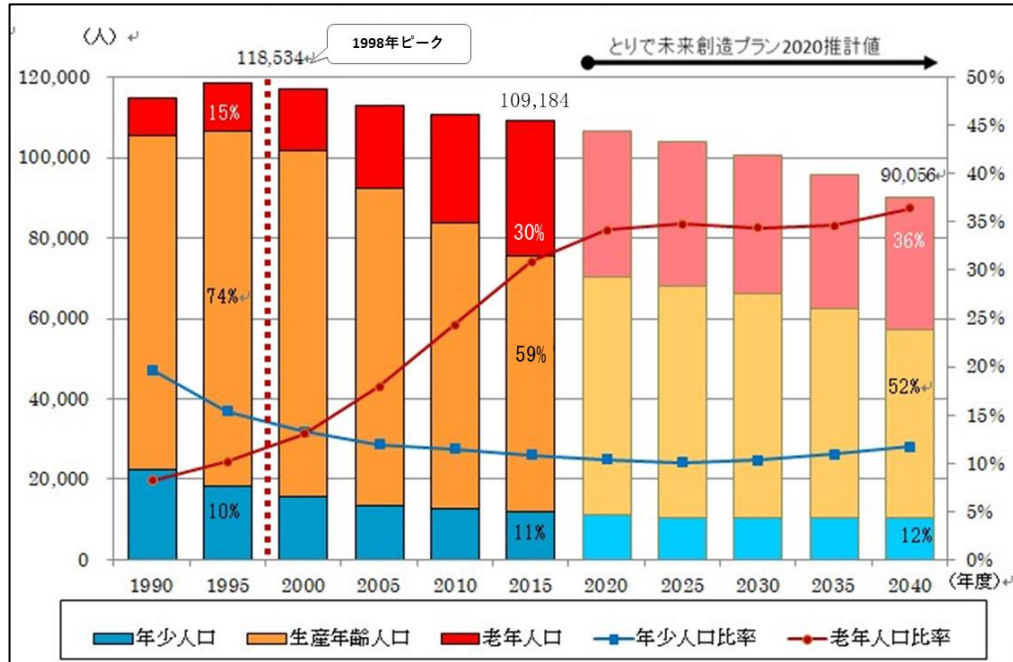
第2章 公共施設等の維持・保全に関する基本方針

2-1 取手市の現状と課題

(1) 人口状況

市の総人口は、平成10年(1998)の11.8万人をピークに減少傾向にあり、令和22年(2040)には約4分の3に減少し、2.8人に1人が高齢人口(65歳以上)になると予想されています。

図2-1 人口状況

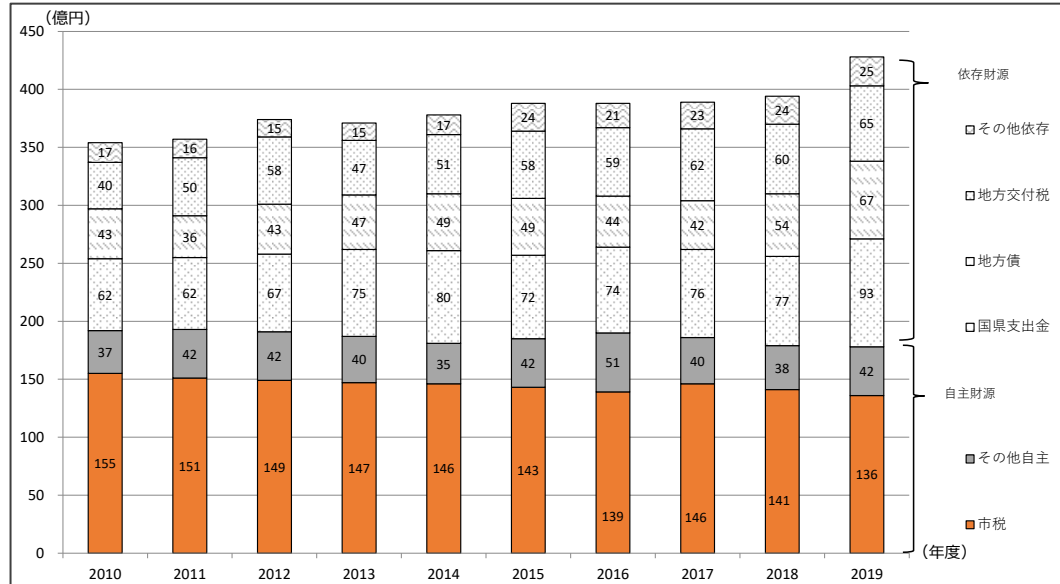


出典：第六次取手市総合計画 基本計画「とりで未来創造プラン2020」

(2) 財政状況

歳入については、生産年齢人口（働く世代）の減少を背景に、市税収入などの自主財源は減少傾向で、国等からの国庫補助金、県支出金、地方交付税と借金（地方債）などの依存財源で充足させており、厳しい財政状況にあります。

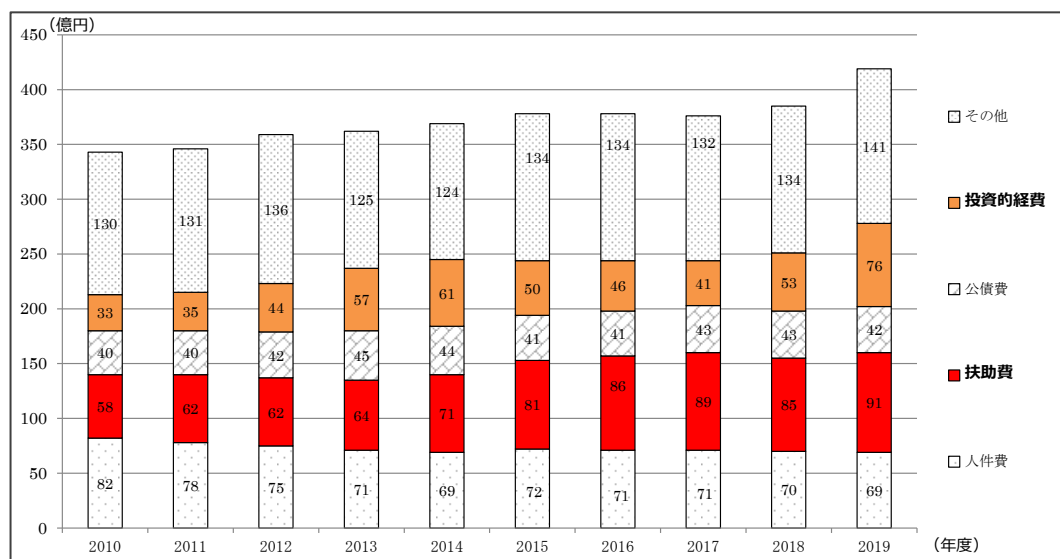
図 2-2 財政状況（歳入）



出典：取手市財政状況調査

歳出については、高齢化の進行を背景に、医療・介護・生活保護等の社会保障関係経費（扶助費）がこの10年間で約1.6倍に増加しています。また、公共施設の大規模改修等に伴い、投資的経費がこの10年間で2.3倍に増加しています。

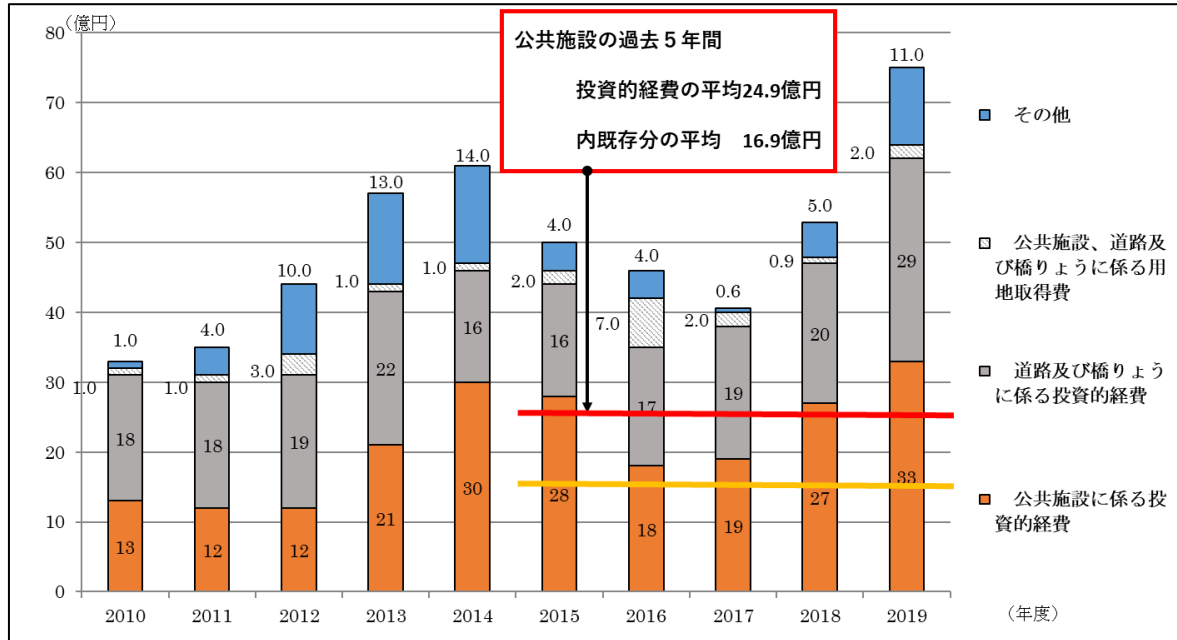
図 2-3 財政状況（歳出）



出典：取手市財政状況調査

投資的経費の内訳では、平成26年度(2014)以降は、公共施設に係る経費が道路及び橋梁に係る経費を上回り、公共施設の老朽化の進展により、改築・大規模改修等の経費が増加傾向にあります。

図2-4 財政状況（歳出：投資的経費）

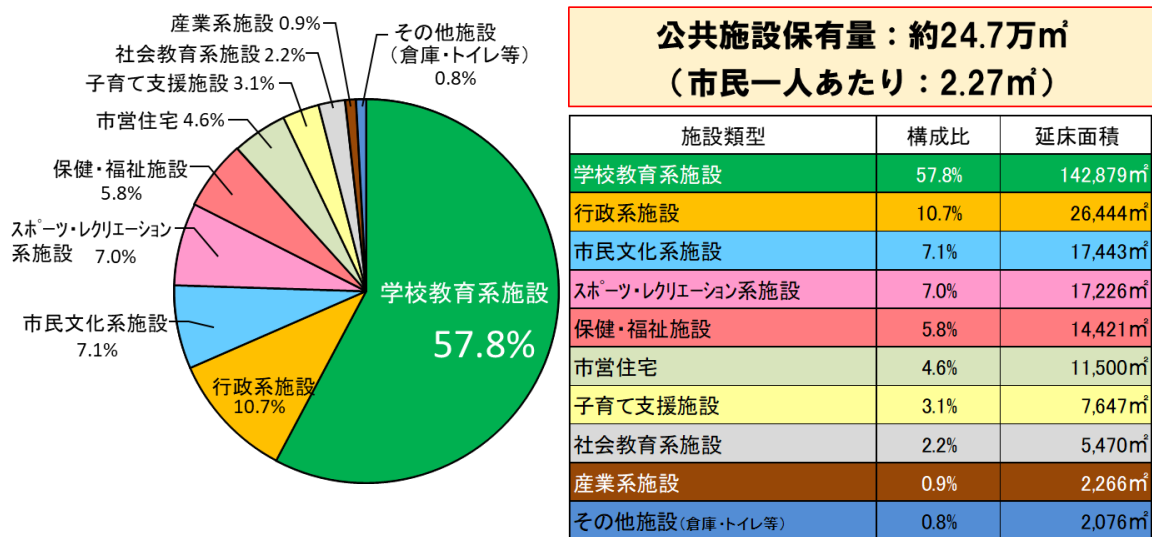


出典：取手市財政状況調査

(3) 公共施設の整備状況

本市は平成 27 年（2015）時点で約 24.7 万㎡ の公共施設を保有しています。（市民一人あたり 2.27 ㎡）内訳をみると学校教育系施設が最も多く、57.8%（約 14 万㎡）を占めており、次いで行政系施設、市民文化系施設、スポーツ・レクリエーション系施設と続きます。

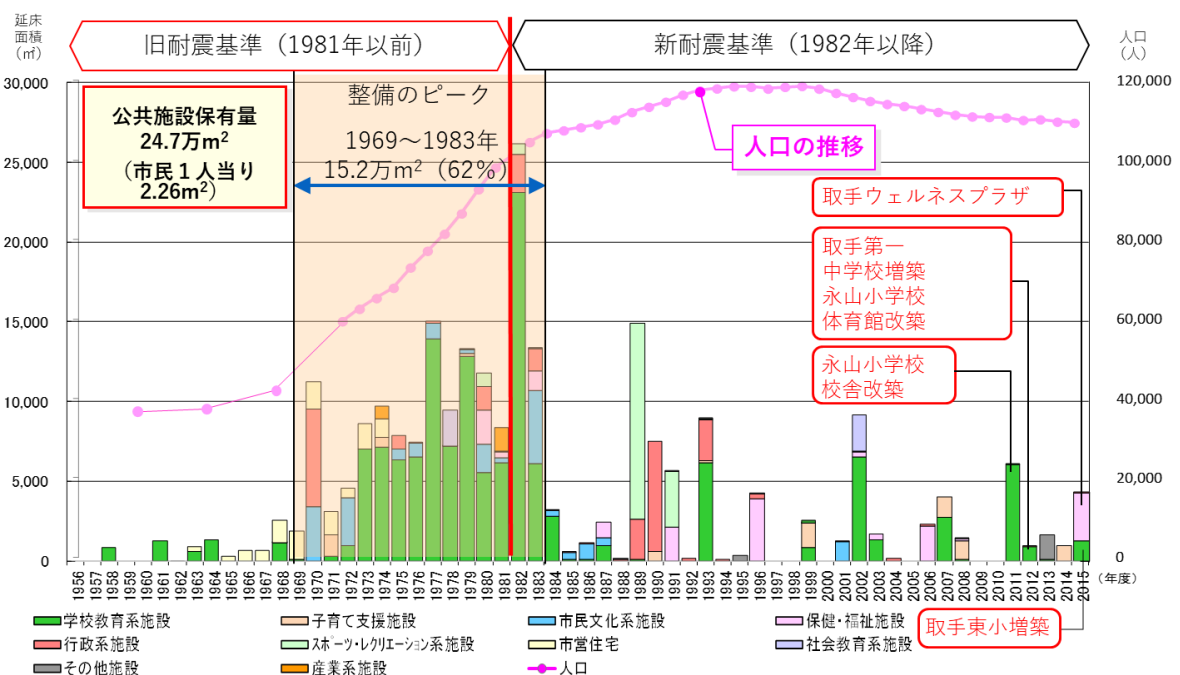
図 2-5 公共施設の整備状況（施設類型別の保有面積）



出典：取手市公共施設等総合管理計画

昭和 44 年(1969)～昭和 58 年(1983)の 15 年間で全体の約 63%（約 15.2 万㎡）が整備されています。これらの施設は今後 10 年以降に、一斉に更新時期を向えます。

図 2-6 公共施設の整備状況（整備時期）

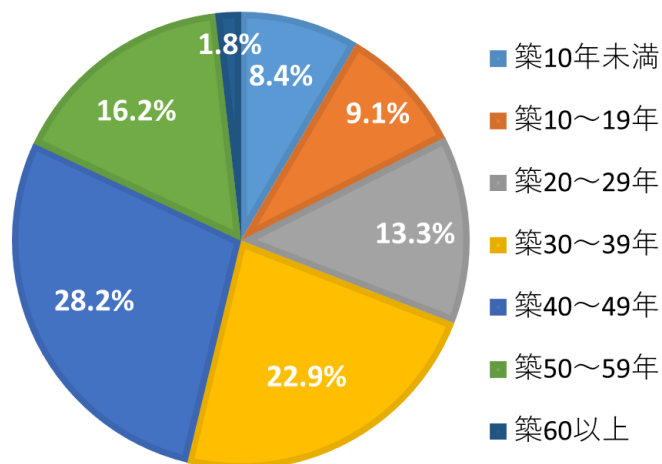


出典：取手市公共施設等総合管理計画

一般的に、建築物の安全性・機能性を維持するためには、建築後 30 年前後で大規模な改修工事が必要とされています。

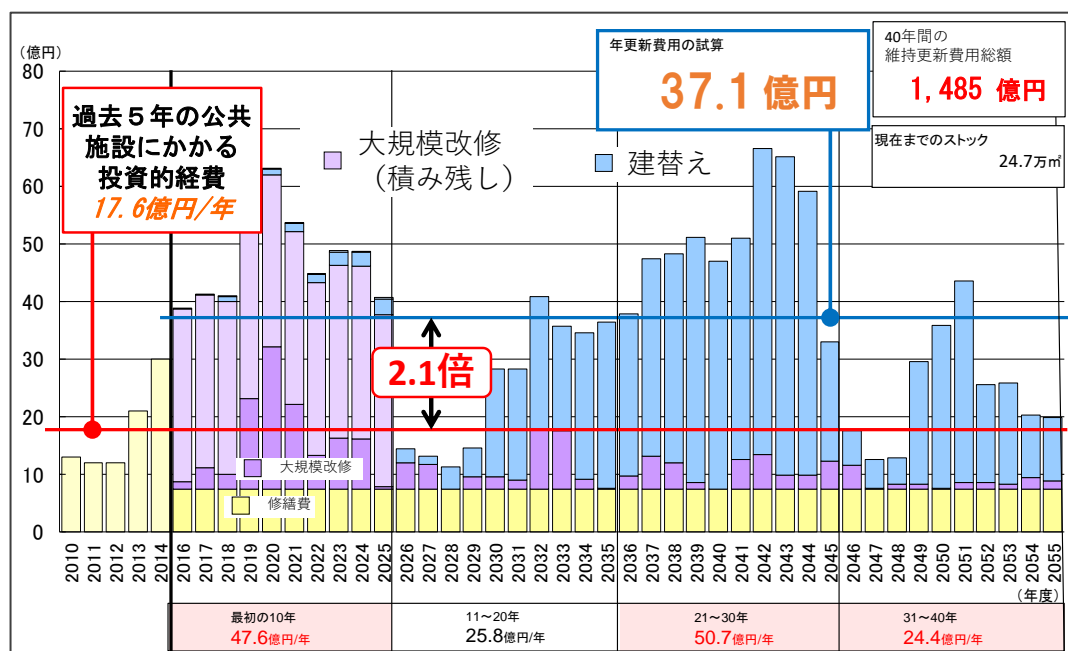
現在（令和 2 年（2020）時点）施設全体の約 7 割が建築後 30 年以上を経過しており、10 年後には 8 割以上が建築後 30 年以上を経過することになります。

図 2-7 公共施設の老朽化状況



施設を 60 年で建替え、30 年目に大規模改修工事を実施するとした場合の今後 40 年間に掛かる維持管理コストは以下のとおりです。

図 2-8 公共施設の将来の維持管理コスト



出典：取手市公共施設等総合管理計画

(4) 現状と課題の整理

以上より、現状と課題は以下のように整理されます。

- 生産年齢人口の減少による市税収入が減少します。
- 高齢化の進展により社会保障関連経費が増加します。
- 公共施設の老朽化の進展により、今後、修繕・更新費用が大幅に増加することが予測されます。
- 時間とともに変化する公共施設に対する市民ニーズへの対応も必要です。

長期的な財政支出を削減しつつ、一定の公共施設のサービス水準を維持するためには、効率的な施設の管理・運用が望まれます。

2-2 市民意向調査

今後、公共施設の縮減を進めていく中で、市民生活への影響をできる限り軽減するために、市民の皆様への公共サービスに対するニーズをうかがい、今後の公共施設のあり方を検討するための基礎資料の1つとして活用することを目的として、「取手市公共施設に関する市民アンケート調査」を実施しました。

公共施設に対する市民の意識や施設の利用状況、将来に向けた公共施設の今後のあり方や市民ニーズを把握でき、方向性を導くために活用していきます。ここでは、その一部として課題や方向性が見られる部分を紹介します。

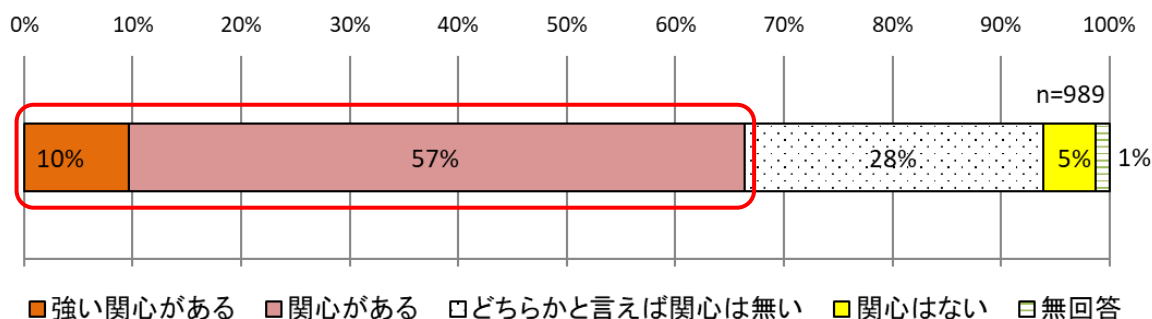
(1) 実施方式

- ・ 調査期間：令和2年12月25日（金）～令和3年1月25日（月）
- ・ 調査対象：取手市内に在住している16歳以上の市民を対象に、無作為に2,500人を抽出して調査票を送付し、郵送による返信で回収
- ・ 有効回答者数：989（回収率39.5%）

(2) 実施結果

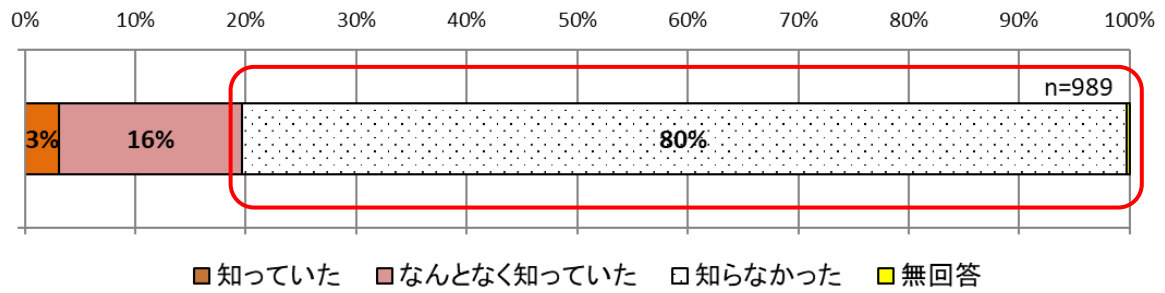
①公共施設の老朽化対策に、今後多額の財政負担が必要になるという課題を解決するための、市の取組みに対する関心（問9）

- ・ 「強い関心がある」「関心がある」と回答した人が、67%います。

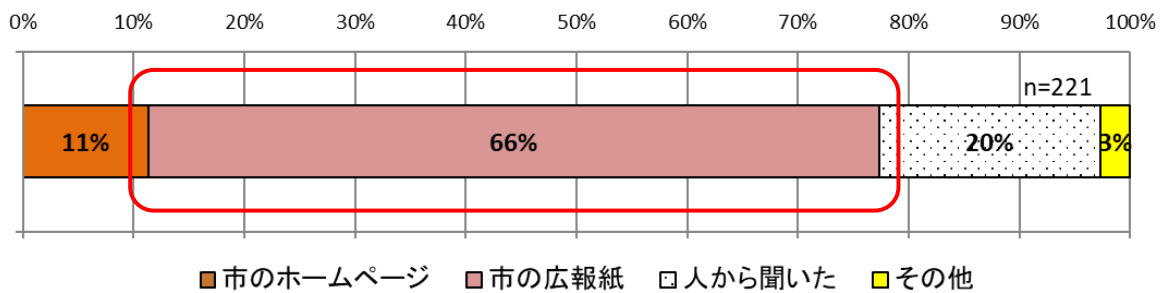


②公共施設等総合管理計画の認知度とその手段（問 10-1,2）

- ・ 「知らなかった」と回答した人が80%います。

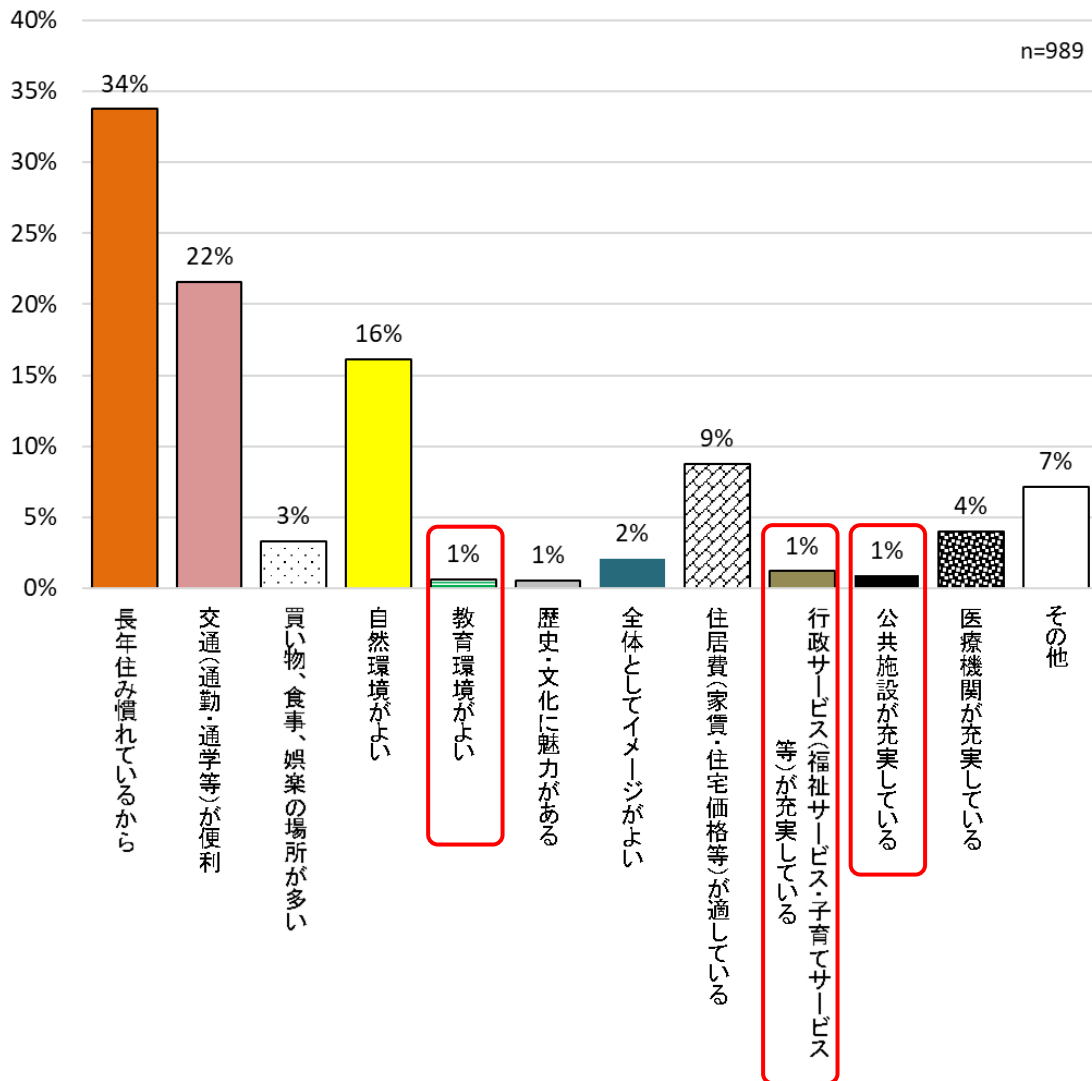


- ・ 「知っていた」「なんとなく知っていた」の66%が「市の広報紙」で知ったと回答しました。



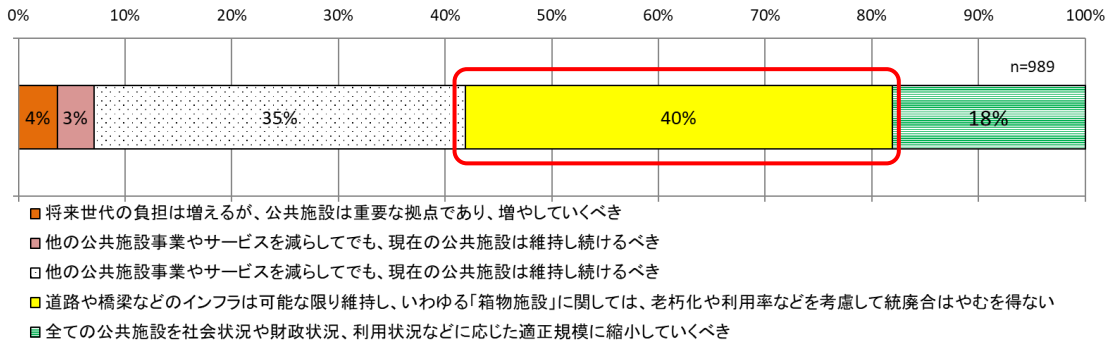
③取手市に住む理由（問 8）

- ・ 「長年住み慣れているから」が34%、「交通（通勤・通学等）が便利」が22%、「自然環境がよい」が16%となっています。
- ・ 公共施設に関わる「教育環境がよい」「行政サービス（福祉サービス・子育てサービス等）が充実している」が低い回答になっていて、今後の課題です。



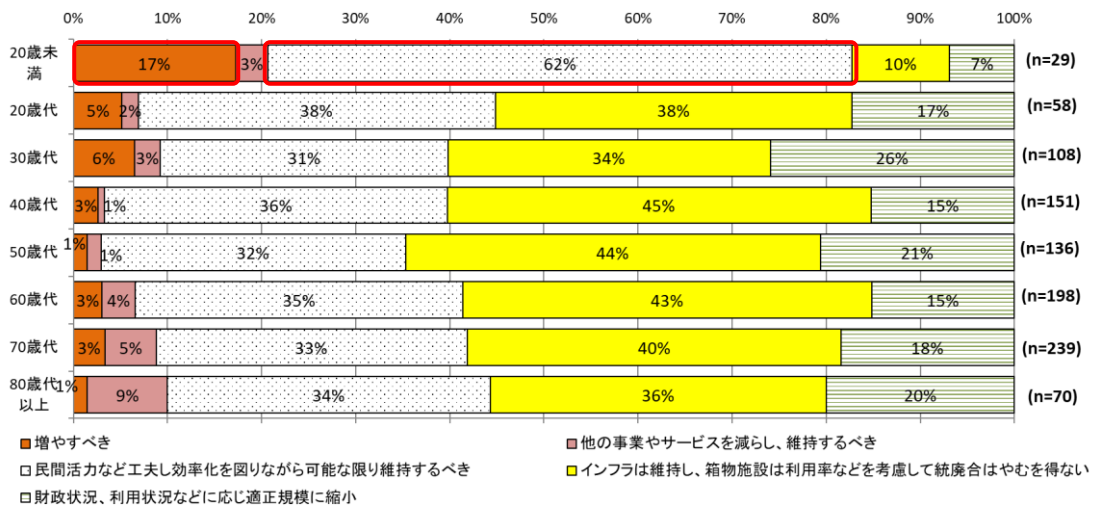
④人口や税収が減少する中での公共施設のあり方（問 11）

- ・ いわゆる「箱物施設」に関しては、老朽化や利用率などを考慮して統廃合は「やむを得ない」を選択した人は40%います。



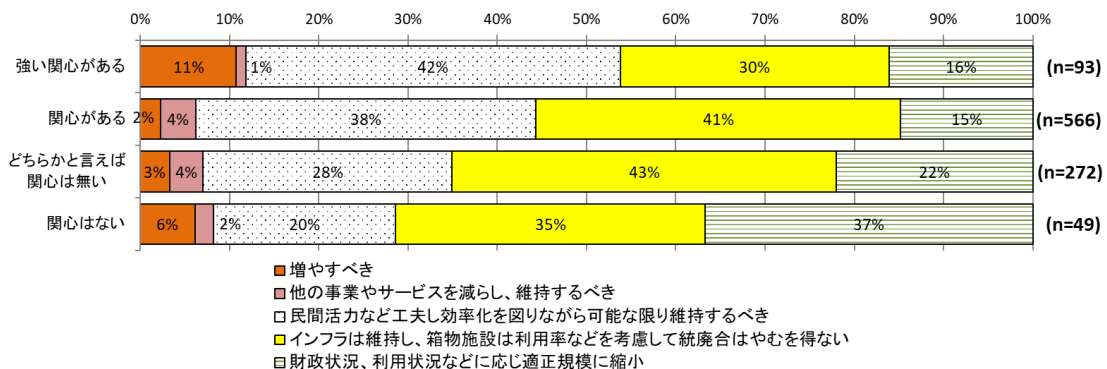
- ・ 年代別の回答を見ると、20歳未満の市民は「可能な限り維持するべき」の割合が高く、「増やすべき」の回答も最も多い。

年代別



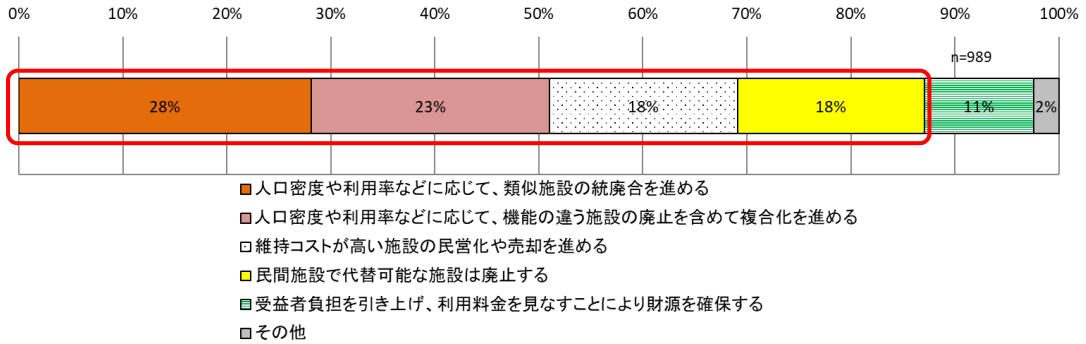
- ・ 市の取組みへの関心別の回答を見ると、関心が高い市民ほど「増やすべき」や「可能な限り維持するべき」の回答が多く、「適正規模に縮小」の回答が少ない。

市の取組みへの関心別



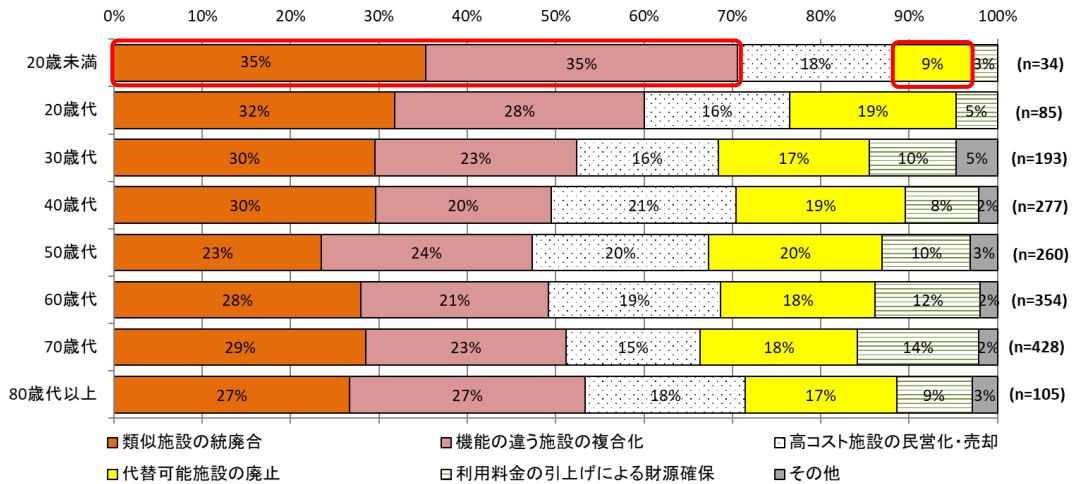
⑤公共施設を縮小せざるを得ない場合の手法（問 12）

- 「利用料金の引き上げによる財源の確保」は 11%で、利用料金を引き上げて施設を維持するのは少数で、「統廃合や民営化による縮減」は 87%となっています。



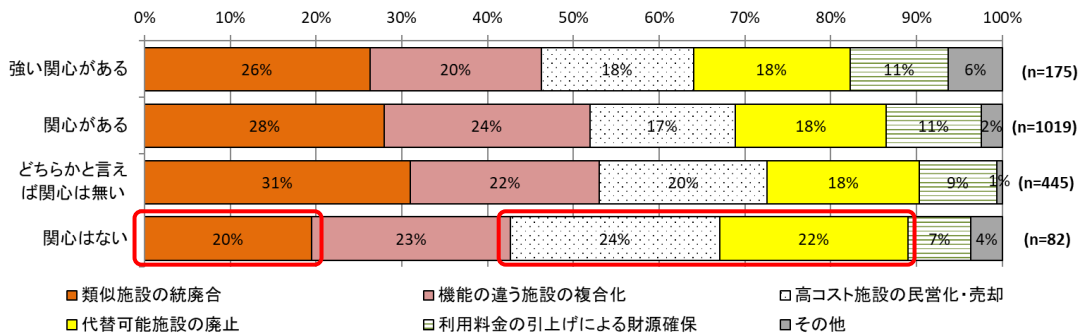
- 年代別の回答を見ると、20歳未満は「統廃合」や「複合化」の回答が多く、「廃止」が少ない。

年代別



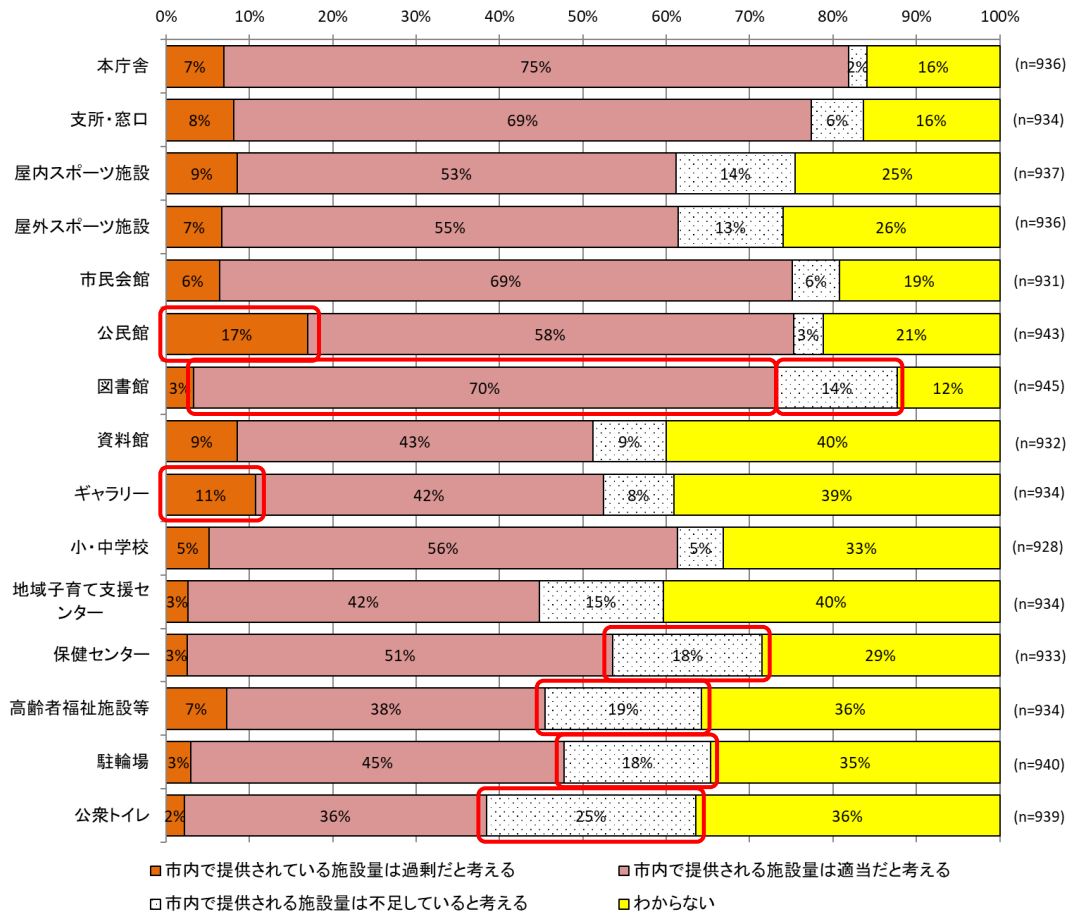
- 市の取組みへの関心別の回答を見ると、関心がないと回答した市民は「統廃合」の回答が少なく、「民営化・売却」・「廃止」の回答が多い

市の取組みへの関心別



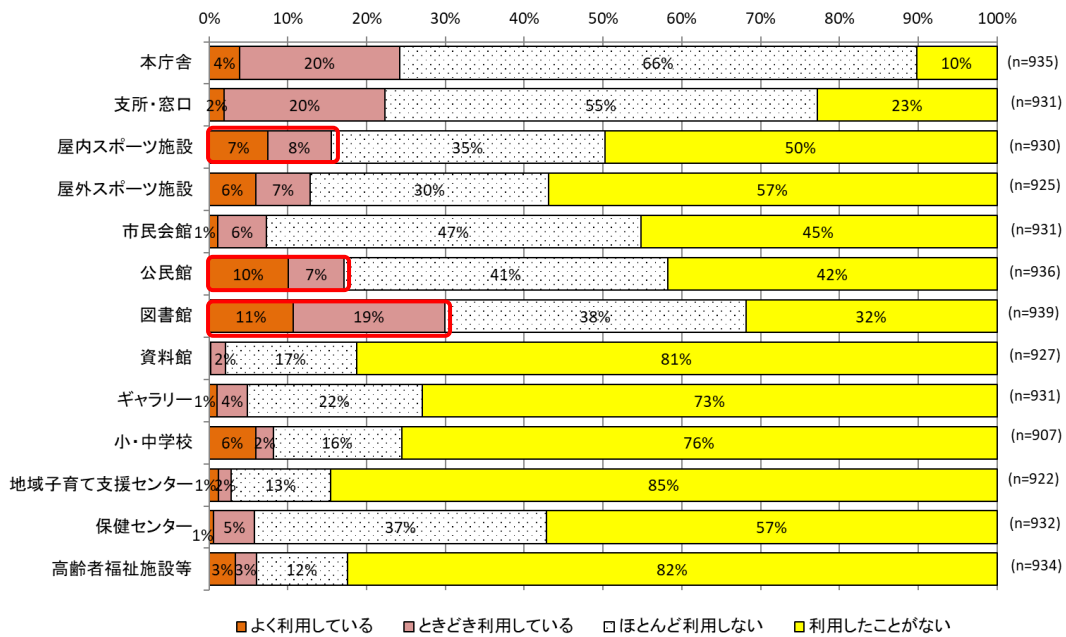
⑥機能別の施設量（問 13）

- ・ 「公民館」「ギャラリー」は施設量が過剰との回答が比較的多くなっています。
- ・ 不足しているとの回答が多かった施設は「公衆トイレ」「高齢者福祉施設等」「保健センター」「駐輪場」となっています。
- ・ 図書館については、施設規模が適当との回答が多数を占めていますが、不足しているとの回答も一定数あります。



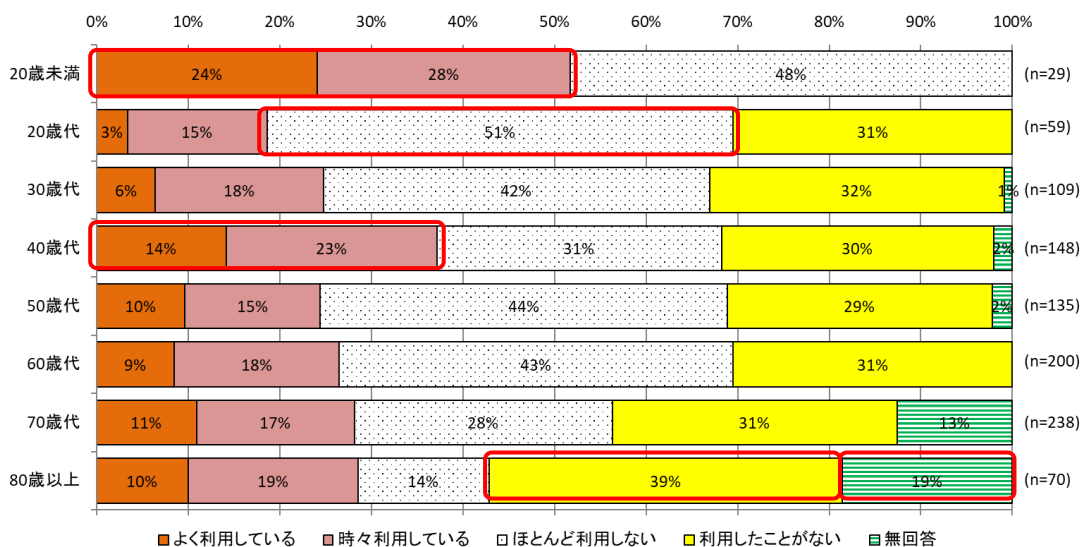
⑦利用されている施設量（問 14-1）

- ・ 庁舎以外では「図書館」「公民館」「屋内スポーツ施設」が比較的に利用されています。



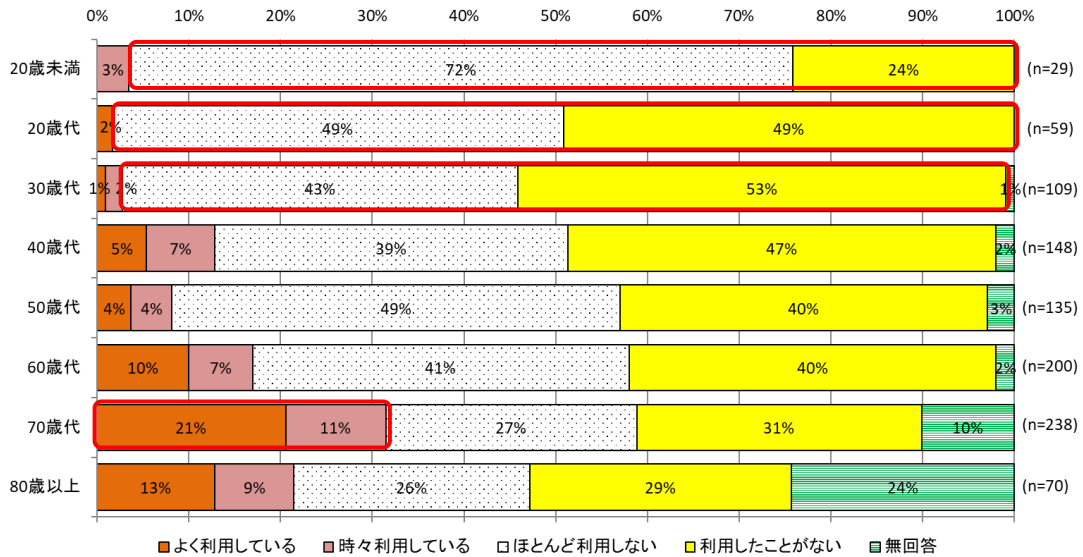
- ・ 図書館の利用状況について、年代別の回答を見ると、20歳未満は「よく利用している」、「時々利用している」の割合が高く、「利用したことがない」の回答は無かった。
- ・ 20歳代は「よく利用している」、「時々利用している」の割合が最も低く、「ほとんど利用しない」の割合が最も高い。
- ・ 40歳代は「よく利用している」、「時々利用している」の割合が2番目に高い。
- ・ 80歳以上は「利用したことがない」の割合が最も高く、「無回答」の割合も最も高い。「ほとんど利用しない」の割合が高く、2極化している。

図書館（年代別）



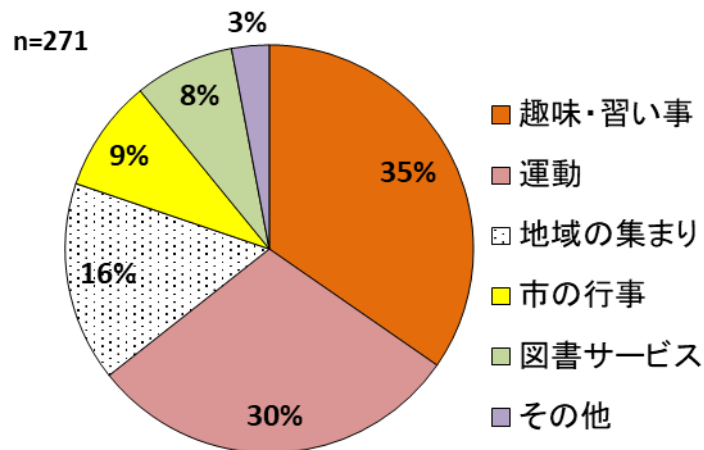
- ・ 公民館の利用状況について年代別の回答を見ると、20歳未満～30歳代は「よく利用している」、「時々利用している」を合わせた割合が低く、「ほとんど利用しない」、「利用したことがない」が高い割合を占めている。
- ・ 最も利用率が高いのは70歳代であり「よく利用している」、「時々利用している」を合わせた割合は32%となっている。

公民館（年代別）



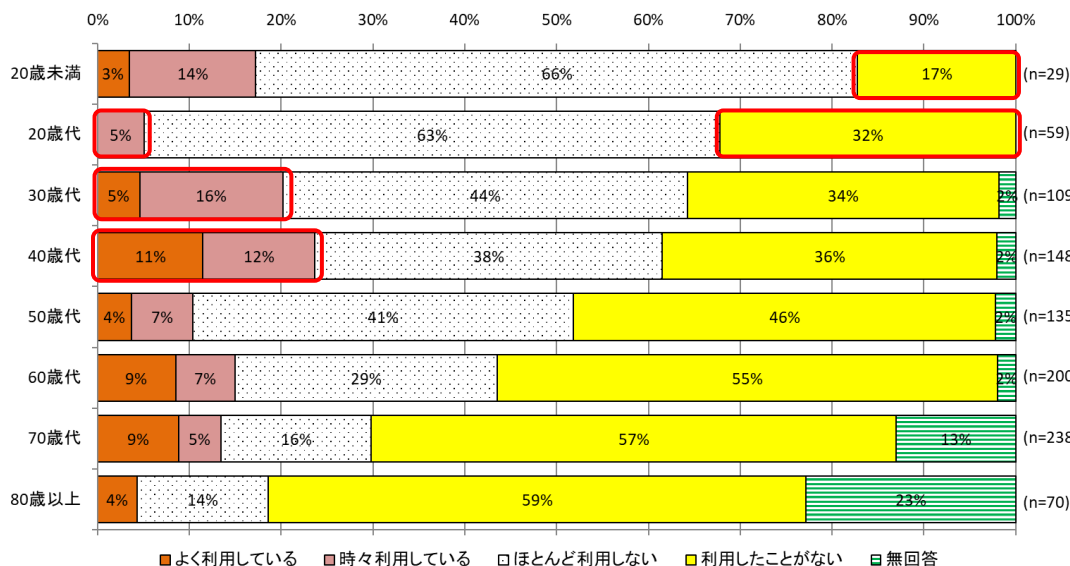
- ・ 公民館について、その利用目的についての回答を見ると、最も多いのが「趣味・習い事」であり、次いで「運動」、「地域の集まり」となっている。

公民館の利用目的



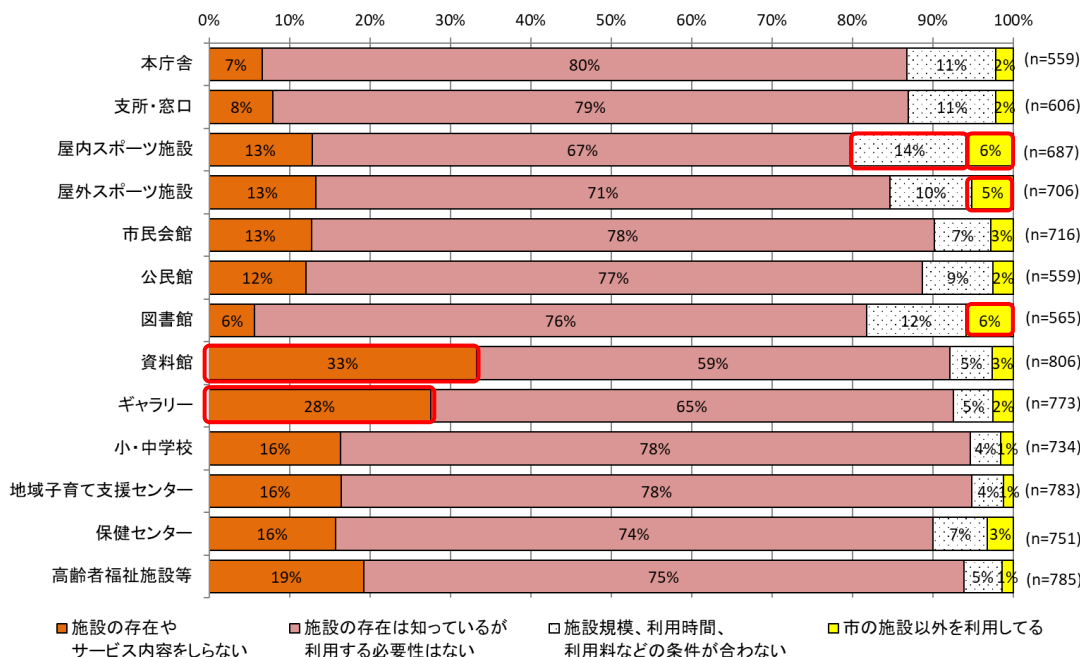
- ・ 屋内スポーツ施設について年代別の利用状況を見ると、20歳未満は「利用したことがない」の割合が最も低い。
- ・ 20歳代は「よく利用している」「時々利用している」の割合が低く、「利用したことがない」の割合は20歳未満に次いで低い。
- ・ 30歳代～40歳代は「よく利用している」「時々利用している」の割合が高い。
- ・ そのほか、年代が上がるにつれて「利用したことがない」の割合が高くなる傾向にある。

屋内スポーツ施設（年代別）



⑧ 「ほとんど利用しない」「利用したことがない」人の理由（問 14-3）

- ・ 「存在は知っているが利用する必要性はない」が多くを占めている。
- ・ 「スポーツ施設」は施設規模、利用時間、利用料などの条件が合わないとの回答が比較的多くなっている。
- ・ 「スポーツ施設」と「図書館」は市以外での利用が若干見られる。
- ・ 「資料館」「ギャラリー」は施設の存在やサービス内容を知らない割合が高くなっている。



2-3 公共施設の適正配置方針

今後の人口動向や厳しい財政見通しを踏まえて、総合管理計画では令和 37 年度 (2055)までに公共施設の総量の 27%を縮減するという数値目標として設定しました。行動計画では、主に利用者層の人口動向に着目しながら、施設類型別の縮減率を試算します。個別施設計画では、施設類型ごとに個々の施設の現状を勘案しながら利用状況やコスト状況などの定量的指標と、必要性や公平性、公共性などの定性的指標により施設評価を行い、行動計画で試算した縮減面積を参考にして、再編等の検討を行います。

施設評価は個別施設計画の策定時、見直し時のほか、施設の改修時に行う施設のあり方検討時にも実施します。

施設評価にあたっては、利用する公共施設（機能）の存続を判定するポートフォリオなどの分類評価方法も活用していきます。

図 2-9 公共施設の適正配置の検討手順

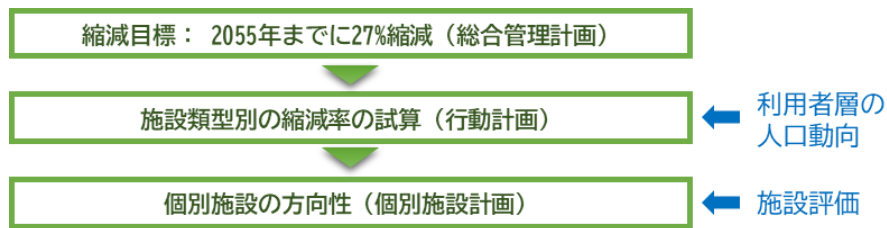
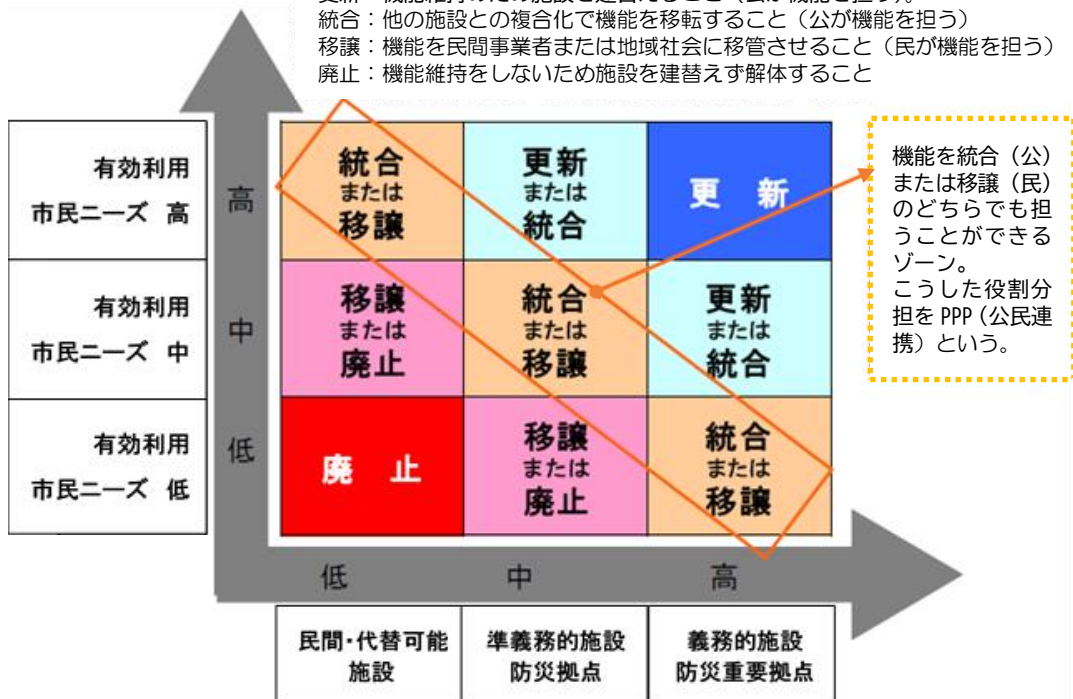


図 2-10 施設評価の考え方

<主な評価指標>



更新：機能維持のため施設を建替えること（公が機能を担う）。
 統合：他の施設との複合化で機能を移転すること（公が機能を担う）
 移譲：機能を民間事業者または地域社会に移管させること（民が機能を担う）
 廃止：機能維持をしないため施設を建替えず解体すること



2-4 維持・保全の基本方針

(1) 維持管理手法の区分と基本的な考え方

公共施設の維持管理は、計画的な維持管理を行い施設の機能や安全性を高い水準で維持する「予防保全型」と、損傷や不具合等が発生してから修繕等を行う「事後保全型」の2つの手法に区分して考えます。

維持管理手法の区分の基本的な考え方は以下のとおりです。

表 2-1 維持管理手法の区分

維持管理手法	対象施設
予防保全型	・ 行政目的に使用される主たる施設
事後保全型	・ 今後 10 年以内に廃止や除却が予定されている施設 ・ 今後 10 年以内に目標耐用年数が経過する施設 ・ 普通財産化された施設や、目的外使用の状態にある施設 ・ 200 m ² 未満の小規模な施設 ・ 倉庫、車庫、小屋等の付帯施設

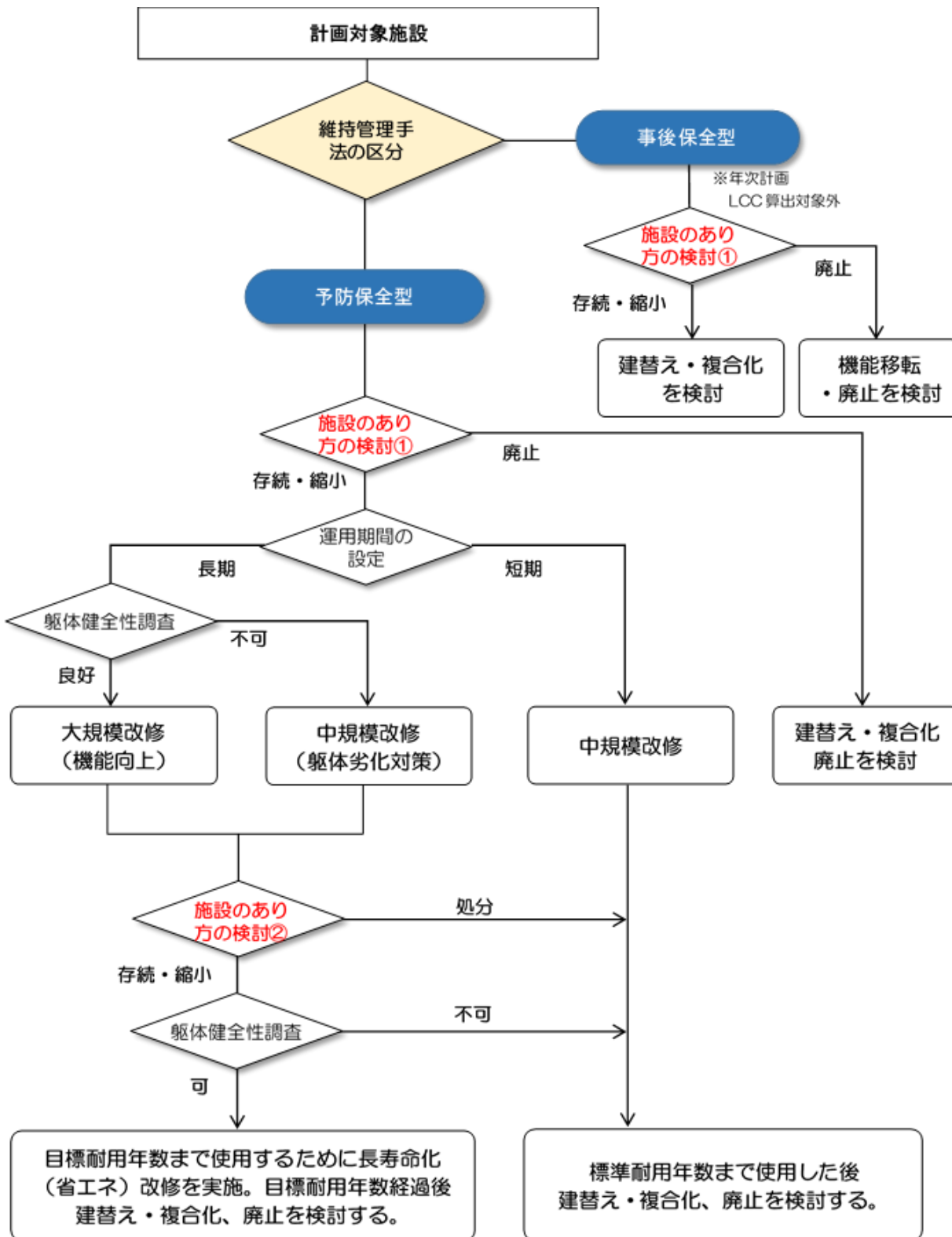
手法ごとの維持管理の基本的な考え方は以下のとおりです。

表 2-2 維持管理手法の考え方

維持管理手法	考え方
予防保全型	・ 施設の長期使用を目指し、周期的・計画的な修繕・改修を実施します。 ・ 躯体健全性の良好な建物は長寿命化改修の検討対象とします。
事後保全型	・ 点検・調査等により、不具合が認められた場合に適宜修繕等を実施します。 ・ 耐用年数を迎えた時点で、建替え若しくは廃止を検討します。

計画対象施設の維持保全に係る検討フローは以下のとおりです。

図 2-11 維持保全に係る検討フロー



(2) 施設のあり方の検討

全施設を対象に、存続、廃止、縮小、集約化、複合化の方針や、施設の運用期間を検討し、施設の今後のあり方を検討します。

施設のあり方の検討は建築年から起算し、下表の年数を経過した時点で行います。

あり方の検討は「(仮)マネジメント戦略会議」を設置し、また補助組織としてワーキンググループを設置して検討していきます。

あり方の検討①は、事後保全型施設と予防保全型施設の両方で実施します。

- 事後保全型施設では、施設（サービス）を今後も継続するか検討します。
- 予防保全型施設では施設の状態を勘案し、今後の施設の運用期間を設定します。

あり方の検討②では、より詳細に施設の状態を確認したうえで、長寿命化の実施可否を判断します。

表 2-3 あり方の検討時期

建築物の構造	あり方の検討時期①	あり方の検討時期②
鉄筋コンクリート造 (RC) プレキャストコンクリート造 (PCa RC) 鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC) 鉄骨造 (S)	35 年	55 年
軽量鉄骨造 (LGS)	15 年	—
コンクリートブロック造 (CB)	35 年	—
木造 (W)	15 年	35 年

※既に検討時期が過ぎている施設については、直近の会議でまとめてあり方の検討①を行います。ただし、あり方の検討①の時期が過ぎ、次のあり方の検討②の時期まで 10 年に満たない場合は、あり方の検討②の時期で検討することとし、あり方の検討①はスキップします。

(3) 耐用年数の設定

施設のあり方の検討時期①に、建物の構造別に以下のとおり標準耐用年数と目標耐用年数を設定します。

予防保全型維持管理を行い、長期的に存在すべきと判断された施設は、躯体の健全性を確認のうえ、問題がなければ目標耐用年数を適用します。

事後保全型維持管理を行う建物と軽量鉄骨造、コンクリートブロック造の建物は、標準耐用年数を適用します。

表 2-4 建築物の耐用年数

建築物の構造	標準耐用年数	目標耐用年数
鉄筋コンクリート造 (RC) プレキャストコンクリート造 (PCa RC) 鉄骨鉄筋コンクリート造 (SRC) 鉄骨造 (S)	60 年	80 年
軽量鉄骨造 (LGS)	40 年	—
コンクリートブロック造 (CB)	60 年	—
木造 (W)	40 年	50 年

(参考) 「建築物の耐久計画に関する考え方 (日本建築学会) (1988 年 10 月)」

(4) 躯体の健全性調査について

予防保全型維持管理を行い、長期的に存在すべきと判断された施設は、躯体健全性調査を実施します。調査はあり方の検討①とあり方の検討②の最大2回行います。

躯体健全性調査の内容は以下のとおりとします。

表 2-5 躯体の健全性調査について

		鉄筋コンクリート造 鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨造	木造
調査項目	あり方の検討①※	【現地調査】 ・コンクリートのひび割れ ・鉄筋のかぶり厚さ 建築後 35～40 年で実施	【現地調査】 ・鉄骨の腐食状況 ・塗膜の劣化状況 ・屋根・外壁の漏水状況 建築後 35～40 年で実施	【現地調査】 ・木材の腐朽・蟻害の有無 ・接合金物の腐食 ・防腐防蟻材・塗膜の劣化 ・屋根・外壁の漏水状況 建築後 15～20 年で実施
	あり方の検討②	【現地調査+材料試験】 ・コンクリートのひび割れ ・鉄筋のかぶり厚さ ・コンクリートの圧縮強度試験 ・コンクリートの中性化試験 ・鉄筋の腐食状況 建築後 55～60 年で実施	あり方の検討①と同様 建築後 55～60 年で実施	あり方の検討①と同様 建築後 35～40 年で実施

※あり方の検討①の現地調査は建築基準法に基づく定期検査、点検時の調査を想定しています。

(5) 長寿命化の考え方

長寿命化とは、目標耐用年数まで使用するために建物の耐久性や、機能水準を引き上げることと定義します。

表 2-6 長寿命化の考え方

		維持管理手法	対象施設
耐久性の向上	構造躯体の経年劣化を回復するもの		・ コンクリートの中性化対策 ・ 鉄筋の腐食対策
	耐久性に優れた仕上材へ取り替えるもの		・ 劣化に強い塗装・防水材料等への更新
	維持管理や設備更新の容易性を確保するもの		・ 外部ガラスや給排気口、照明など高所の維持管理作業を安全に行えるプランへの改修 ・ 共用部での維持管理作業を可能とする改修 ・ 建物機能を維持したまま設備機器の更新・修繕を可能とするバックアップ設備の導入
	ライフラインの更新		・ 水道、電気、ガス管等の更新
機能向上	安全・安心な施設環境を確保するもの		・ 非構造部材を含む耐震対策 ・ 防災機能の強化 ・ 事故防止・防犯対策
	質的向上を図るもの		・ 今後の社会動向の進展に対応可能な柔軟なプランへの改修 ・ 省エネルギー化 ・ 再生可能エネルギーを活用するための改修 ・ ユニバーサルデザイン化の推進

(6) 修繕・改修周期の考え方

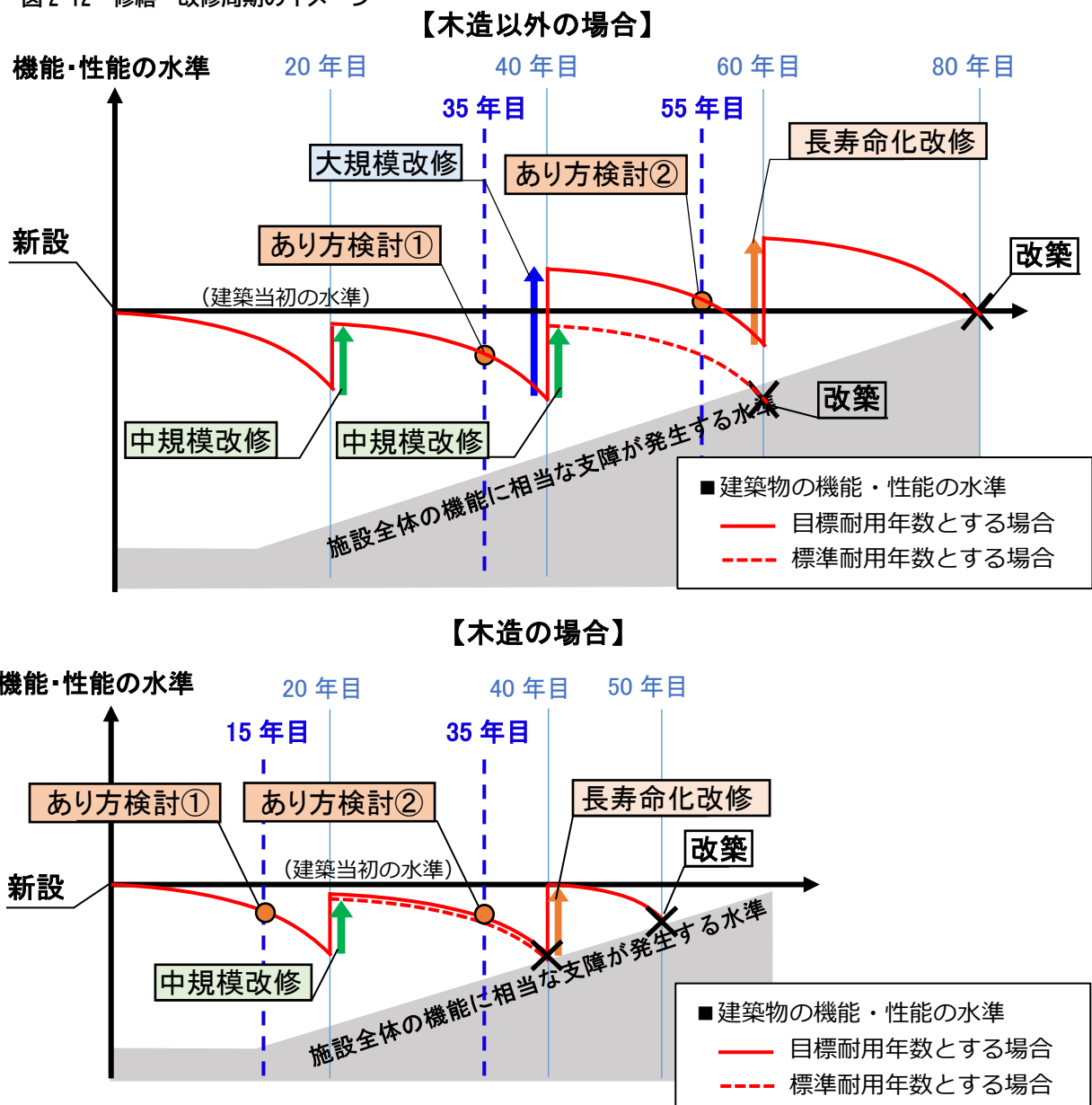
予防保全型維持管理を実施する施設は、劣化が進行した部位をある程度まとめて更新することで保全コストを縮減し、工事回数を減らすことにより利用者の利便性を確保するため、20年ごとに周期的な修繕・改修工事を行う事を基本とします。

建築後20年の時点では、建築物の部位・部材の劣化による機能低下を復旧し、機能を回復する意味合いの中規模改修工事を実施します。

建築後40年の時点では、あり方の検討①の結果、長期的に使用すべきと判断され、建築物の部位・部材の劣化に加えて、躯体健全性調査の結果が良好な場合は、耐震性能や省エネ性能等の社会的要求水準の向上による機能・性能の陳腐化に対応するため、新築時の整備水準を超える大規模改修工事を実施することとします。(W造を除く)

また、あり方の検討②の結果、目標耐用年数まで使用すると判断され、躯体健全性調査の結果が良好な場合は、W造の建築物については建築後40年の時点で、RC造、SRC造、S造の建築物については建築後60年の時点で長寿命化改修を実施します。

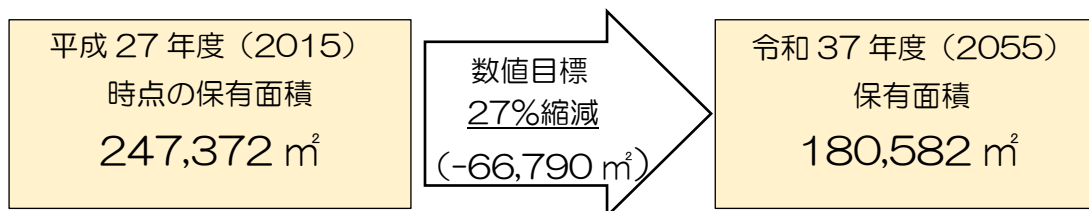
図2-12 修繕・改修周期のイメージ



第3章 施設類型ごとの個別施設の方向性

3-1 施設類型ごとの方向性

総合管理計画では公共施設の総量の縮減率として「27%」を数値目標として設定しました。



(1) 基本的な考え方

現在の市民一人当たりの公共施設保有面積を公共施設サービス水準と捉え、これを維持する事を基本的な考え方とします。

行動計画で試算する縮減率の考え方は、人口の減少率によるものとします。

ただし、利用者の年齢が限定される施設については年齢別の人口減少率によるものとします。

また、一部の利用者に限定される施設については、利用者の特性や近年の利用状況を考慮するものとします。

そのほか、一部の施設は人口減少率によらず、施設の特性や個別の状況によるものとします。

<公共施設サービス水準>

■平成 27 年度 (2015) のサービス水準

$$247,372 \text{ m}^2 / 109,184 \text{ 人} \div \underline{2.26 \text{ m}^2/\text{人}}$$

■令和 37 年度 (2055) のサービス水準 (縮減目標達成時)

$$180,582 \text{ m}^2 / 77,097 \text{ 人} \div \underline{2.34 \text{ m}^2/\text{人}} \quad \leftarrow \text{サービス水準は H27 比で若干上回ります。}$$

∴サービス水準が同等となるまで縮減した場合は 174,200 m²程度まで縮減可能です。

$$(\text{参考}) \quad 174,200 / 77,097 \text{ 人} \div 2.26 \text{ m}^2/\text{人}$$

(2) 個別施設計画策定時の縮減方法の考え方

耐用年数を経過し更新時期を迎えた施設は、今回試算した縮減率を参考に、施設の廃止や規模の縮小、他施設の余剰スペースへの移転など、施設ごとに適した手法を選択し施設規模を検討するものとします。

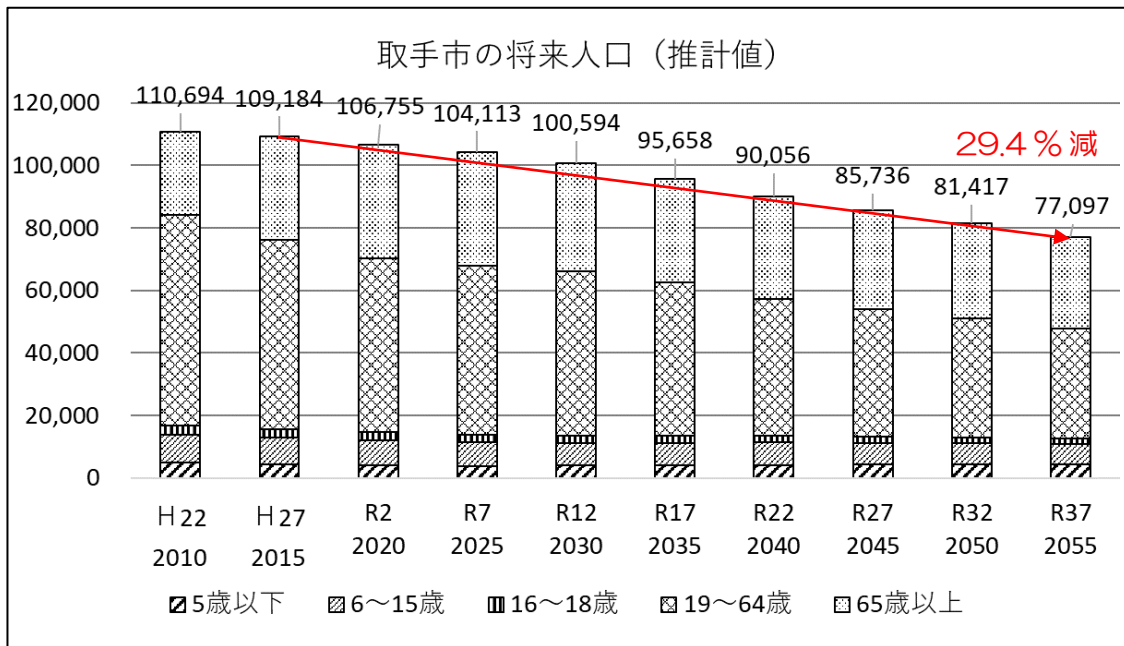
公共施設の保有面積は、社会需要の変化や民間施設のサービス提供の状況に併せて適宜見直すことが望ましく、縮減に際しては、今回試算した縮減率を超えた縮減も検討するものとします。

(3) 取手市の人口推計※1

① 総人口の推移

- ・ 令和元年度における将来人口の推計において、取手市の総人口は、総合管理計画が策定された平成27年度(2015)から、令和22年度(2040)にかけて、109,184人から90,056人に減少すると推計され、その後も同程度の人口減少が継続した場合、令和37年度(2055)には77,097人まで減少すると推計されます。
- ・ 令和37年度(2055)の将来人口は、平成27年度(2015)比で29.4%の減少となります。

図3-1 取手市の将来人口推移(全年齢)

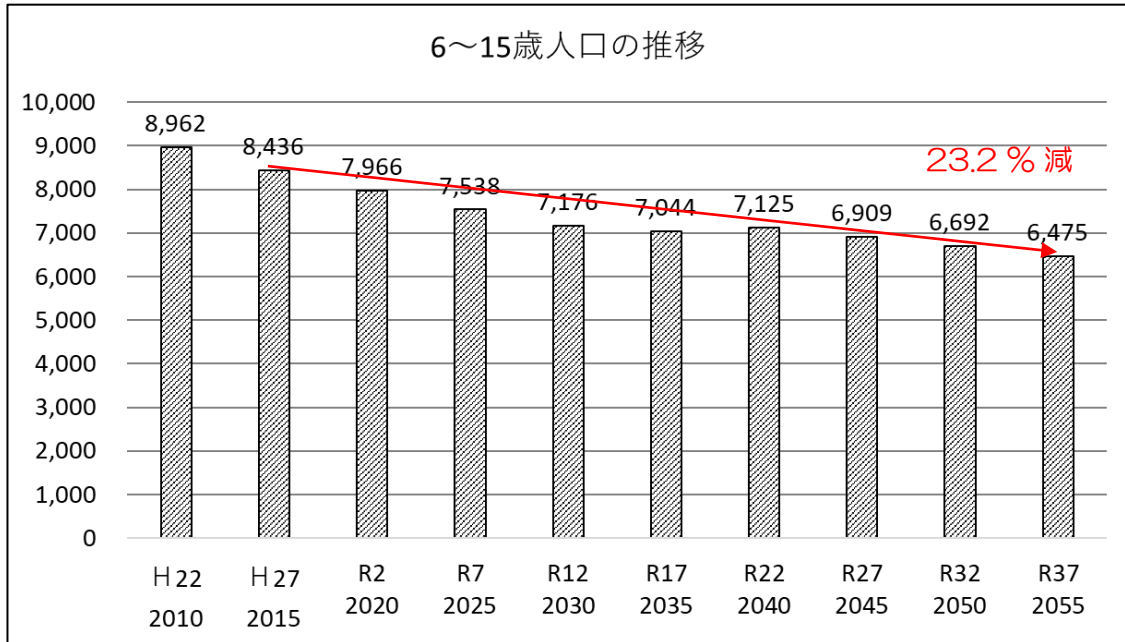


※1 人口の推計は、「第六次取手市総合計画 基本計画 とりで未来創造プラン 2020」の目標人口推計の令和2年度(2020)から令和22年度(2040)までの将来人口推計と、令和2年度(2020)から令和22年度(2040)にかけての人口増減の平均値(人/年)を用いて独自に推計した令和23年度(2041)から令和37年度(2055)までの将来人口を採用しています。

② 6～15歳人口の推移

- ・ 小中学生の児童生徒を想定した6～15歳の人口の推移は、平成27年度(2015)の8,436人から、令和37年度(2035)には6,475人まで減少すると推計されます。
- ・ 平成27年度(2015)比では23.2%の減少となります。

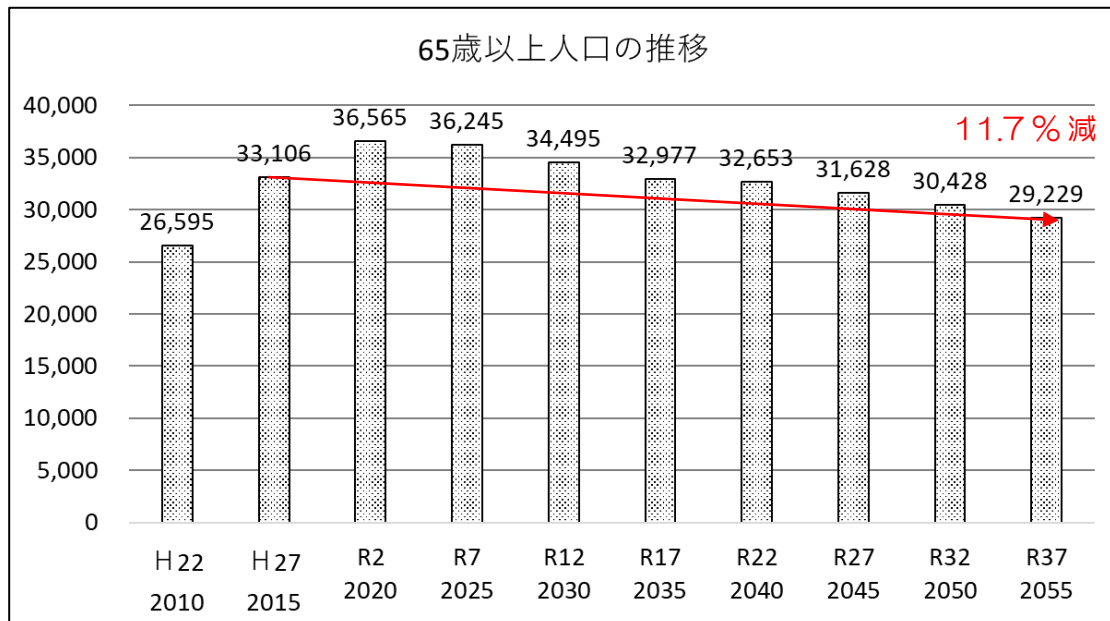
図3-2 取手市の将来人口推移(6～15歳)



③ 65歳以上人口の推移

- ・ 高齢者福祉施設等を主に利用すると想定される65歳以上人口の推移は平成27年度(2015)の33,106人から、令和2年度(2020)には36,565人に増加しますが、令和37年度(2055)には29,229人に減少すると推計されます。
- ・ 平成27年度(2015)比では11.7%の減少となります。

図3-3 取手市の将来人口推移(65歳以上)



3-2 市民文化系施設

(1) 施設の基本情報

- 市民文化系施設には、市民会館、福社会館、公民館・ゆうあいプラザがあり、どの施設も全年齢の市民による利用が想定される施設です。

表 3-1 市民文化系施設一覧

施設類型	分類	番号	施設名	所在地	延床面積 (㎡)
市民文化系 施設	市民会館	1	市民会館	取手市東1丁目1-5	3,046
	福社会館	2	福社会館	取手市東1丁目1-5	2,120
	小 計				5,166
	公民館	1	小文間公民館	取手市小文間4240	639
		2	永山公民館	取手市下高井2256	818
		3	寺原公民館	取手市本郷1丁目32-1	993
		4	井野公民館	取手市井野2丁目17-17	1,066
		5	戸頭公民館	取手市戸頭6丁目30-1	1,110
		6	白山公民館	取手市白山5丁目1-5	968
		7	中央公民館	取手市東1-1-5	997
		8	藤代公民館	取手市藤代491	1,812
		9	高須公民館	取手市高須2157	302
		10	久賀公民館	取手市萱場891-2	355
		11	相馬南公民館	取手市平野302	445
		12	相馬公民館	取手市櫛木2423	458
		13	六郷公民館	取手市清水400-1	359
		14	山王公民館	取手市山王389	407
小 計				10,729	
その他	1	ゆうあいプラザ（働く婦人の家・ 勤労青少年ホーム）	取手市白山5丁目1-1	1,499	
合 計					17,394

(2) 施設分類ごとの縮減率

① 市民会館・福祉会館

- ・ 市民会館・福祉会館は、全年齢の市民をサービスの対象とするため、全年齢の人口減少率に応じた縮減率とします。

② 公民館・その他（ゆうあいプラザ）

- ・ 公民館・ゆうあいプラザは、全年齢の市民をサービスの対象とするため、全年齢の人口減少率に応じた縮減率とします。
- ・ 長寿命化や建替えを検討する際は、保全コストと施設の効用のバランスを考慮し、学校教育系施設などとの複合化についても検討するものとします。

表3-2 市民文化系施設の縮減面積

施設類型	縮減率	縮減面積 (m ²)
市民文化系施設	29.4%	5,114

3-3 社会教育系施設

(1) 施設の基本情報

- ・ 社会教育系施設には図書館・図書室、文化施設、教育施設があり、図書館・図書室は全年齢の市民による利用が想定される施設です。
- ・ 埋蔵文化財センターは、全年齢の市民による利用が想定される施設ですが、市民が利用する展示スペースの他に文化財や郷土資料の調査・保存を担っています。
- ・ とりでアートギャラリーは、全年齢の市民による利用が想定される施設ですが、市が保有する施設ではなく民間施設を賃借しています。
- ・ 民俗資料収蔵庫、文化財倉庫は、市民による利用が想定されない施設です。
- ・ 旧取手宿本陣は茨城県指定有形文化財であり、施設を保存し、次世代に伝えていくことが必要です。
- ・ 教育施設は児童生徒による利用の他、その保護者が利用しています。

表3-4 社会教育系施設一覧

施設類型	分類	番号	施設名	所在地	延床面積 (㎡)
社会教育系 施設	図書館	1	取手図書館	取手市取手1丁目12-16	1,528
		2	ふじしろ図書館	取手市藤代415	2,264
	図書室	1	戸頭公民館図書室	取手市戸頭6丁目30-1	325
	小 計				4,117
	文化施設	1	埋蔵文化財センター	取手市吉田383	862
		2	旧取手宿本陣 (防災機械室、トイレ)	取手市取手2丁目16-41	33
		3	民俗資料収蔵庫	取手市櫛木1343	724
		4	文化財倉庫 (寺原公民館敷地内)	取手市本郷1丁目 1-32-1	59
		5	とりでアートギャラリー (賃借)	取手市中央町2-5	(638)
		6	旧取手宿本陣 (主屋、土蔵、表門)	取手市取手2丁目16-41	(405)
	小 計				1,678
	教育施設	1	教育総合支援センター (旧戸頭西小学校 管理棟8)	取手市戸頭8 - 10 - 1	1,390
		2	青少年センター	取手市西2丁目35-3	96
	小 計				1,486
	合 計				7,281

延床面積の()は、施設保有面積縮減の対象に含まない面積を表します。

(2) 施設類型の縮減率

① 図書館・図書室

- ・ 全年齢の市民をサービスの対象とするため、全年齢の人口減少率に応じた縮減率とします。

② 文化施設

- ・ 埋蔵文化財センターは市民利用以外にも文化財や郷土資料の調査・保存を担っており、施設の特性上縮減する事が難しく縮減率を設定しません。
- ・ とりでアートギャラリーは、民間施設の賃借施設であるため縮減率を設定しません。今後は施設の運営コストや利用状況を踏まえて適宜施設のあり方を検討します。
- ・ 民俗資料収蔵庫、文化財倉庫については、施設の老朽化も進行している為、廃止や他の既存施設の空きスペースへの移転を検討し、現施設は耐用年数を経過後は廃止するものとします。
- ・ 旧取手宿本陣は茨城県指定有形文化財であり、付帯施設を含めて現状を維持する事とし縮減率を設定しません。
- ・ その他、老朽化に伴う建替え等の際に規模の適正化を図るものとします。

③ 教育施設

- ・ 教育総合支援センター、青少年センターの主な利用者は児童生徒やその保護者による利用が想定されるため、6～15歳の人口減少率に応じた縮減率とします。

表 3-5 社会教育系施設の縮減面積

施設類型	縮減率	縮減面積 (m ²)
社会教育系施設	32.1%	2,338

(3) 今後 10 年間の予定

- ・ 文化財保存倉庫は令和 7 年度（2025）に標準耐用年数を経過します。
- ・ 旧取手本陣（本陣 防災機械室・公衆トイレ）は現状を維持します。
- ・ 建築後 35 年以上経過した施設については、令和 4 年度（2022）にあり方の検討①をまとめて行います。ただし、あり方の検討②の時期まで 10 年に満たない場合は、あり方の検討①は実施せず、あり方の検討②で運用期間を含めた検討を行います。

表 3-6 社会教育系施設の今後 10 年間のスケジュール

施設名	建物名	建築年度	経過年数	構造	予防保全	耐用年数		2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
						標準	目標	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
取手図書館	取手図書館	1978	44	RC造	○	60	80	○										
ふじしろ図書館	ふじしろ図書館	2002	20	SRC造	○	60	80											
戸頭公民館図書室	戸頭公民館（本館）	1983	39	RC造		60		○										
埋蔵文化財センター	埋蔵文化財センター	1999	23	S造	○	60	80											
民俗資料収蔵庫	民俗資料収蔵庫	1978	44	S造	○	60	80	○										
文化財倉庫（寺原公民館敷地内）	文化財倉庫（寺原公民館敷地内）	1986	36	W造		40		○										
旧取手宿本陣	本陣 主屋	1795	227	W造	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
旧取手宿本陣	本陣 土蔵	1795	227	W造	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
旧取手宿本陣	本陣 表門	1805	217	W造	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
旧取手宿本陣	本陣 防災機械室・公衆トイレ	1995	27	W造	○	40	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
取手市立教育総合支援センター	旧戸頭西小学校（教室棟8）	1979	43	RC造		60		○										
青少年センター	取手市役所 分庁舎	1982	40	RC造	○	60	80	○										

標準耐用年数内
 長寿命化後
 除却後
 その他

○ あり方検討①
 ● あり方検討②

3-4 スポーツ・レクリエーション系施設

(1) 施設の基本情報

- ・ スポーツ・レクリエーション系施設はスポーツ施設と旧学校の2つに大別されます。
- ・ どの施設も全年齢の市民による利用が想定される施設です。

表3-7 スポーツ・レクリエーション系施設一覧

施設類型	分類	番号	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	1	取手グリーンスポーツセンター	取手市野々井1299	12,340	
		2	藤代スポーツセンター	取手市柵木15番地	3,484	
		3	取手勤労青少年体育センター	取手市寺田5139 取手市役所敷地内	767	
		4	高須体育館	取手市高須2151	687	
		5	藤代武道場	取手市藤代430-5	715	
	小計					17,993
	旧学校	1	旧小文間小学校(体育館)	取手市小文間4359	745	
		2	旧戸頭西小学校(体育館)	取手市戸頭8-10-1	943	
		3	旧取手第一中学校(体育館)	取手市井野3-15-1	1,291	
	小計					2,979
	合計					20,972

(2) 施設類型の縮減率

① スポーツ施設・旧学校

- ・ 全年齢の市民をサービスの対象とするため、全年齢の人口減少率に応じた縮減率とします。

表3-8 スポーツ・レクリエーション系施設の縮減面積

施設類型	縮減率	縮減面積 (㎡)
スポーツ・レクリエーション系施設	29.4%	6,166

(3) 今後 10 年間の予定

- ・ 取手グリーンスポーツセンターは令和 5 年度（2024）、藤代スポーツセンターは令和 8 年度（2026）に施設のあり方検討①を行い、今後施設を運用する期間を設定します。
- ・ 勤労青少年体育センターは令和 11 年度（2029）に施設のあり方検討②を行い、長寿命化の実施可否を判断します。
- ・ 建築後 35 年以上経過した施設については、令和 4 年度（2022）にあり方の検討①をまとめて行います。ただし、あり方の検討②の時期まで 10 年に満たない場合は、あり方の検討①は実施せず、あり方の検討②で運用期間を含めた検討を行います。

表 3-9 スポーツ・レクリエーション系施設の今後 10 年間のスケジュール

施設名	建物名	建築年度	経過年数	構造	予防保全	耐用年数		2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
						標準	目標	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
取手グリーンスポーツセンター	取手グリーンスポーツセンター	1989	33	SRC造	○	60	80			○								
藤代スポーツセンター	藤代スポーツセンター	1991	31	RC造	○	60	80					○						
勤労青少年体育センター	取手勤労青少年体育センター	1974	48	S造	○	60	80								●			
高須体育館	高須体育館 (旧高須小学校)	1980	42	S造		60		○										
藤代武道場	藤代武道場	1982	40	S造	○	60	80	○										
旧小文間小学校	旧小文間小学校 (体育館)	1976	46	S造		60		○										
旧戸頭西小学校	旧戸頭西小学校 (体育館)	1976	46	RC造		60		○										
旧取手第一中学校	旧取手第一中学校 (体育館)	1971	51	RC造		60		○										

標準耐用年数内
 長寿命化後
 耐用年数経過後
 あり方検討①
 あり方検討②

3-5 学校教育系施設

(1) 施設の基本情報

- ・ 学校教育系施設は小学校、旧小学校、中学校、旧中学校、給食センター、放課後子どもクラブの6つに大別されます。
- ・ 小学校、中学校は6～15歳の児童生徒の利用している施設です。
- ・ 旧小学校・旧中学校は、校舎や体育館を暫定的に利用している状況です。
- ・ 学校給食センターは、藤代地区の小・中学校、幼稚園に給食を提供しています。
- ・ 放課後子どもクラブは、各々の小学校の児童が利用している施設です。

表3-10 学校教育系施設一覧 (1/2)

施設類型	分類	番号	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	
学校教育系 施設	小学校	1	取手小学校	取手市東5丁目3-1	7,786	
		2	白山小学校	取手市白山2丁目3-18	5,092	
		3	取手東小学校	取手市吉田400	5,796	
		4	寺原小学校	取手市井野台 5丁目14-1	4,811	
		5	永山小学校	取手市下高井 字田向2340	6,828	
		6	戸頭小学校	取手市戸頭3丁目21-1	6,312	
		7	取手西小学校	取手市稲70	6,021	
		8	高井小学校	取手市ゆめみ野 3丁目22-1	5,206	
		9	山王小学校	取手市山王380	3,219	
		10	六郷小学校	取手市清水373-1	3,142	
		11	藤代小学校	取手市藤代53	4,652	
		12	宮和田小学校	取手市藤代南 3丁目11-1	6,343	
		13	久賀小学校	取手市萱場60	5,240	
		14	桜が丘小学校	取手市桜が丘 2丁目17-1	5,845	
	小 計					76,293
	旧小学校	1	旧井野小学校 (教室棟12・体育館)	取手市井野団地1-1	1,869	
		2	旧戸頭西小学校(教室棟1)	取手市戸頭8丁目10-1	3,832	
	小 計					5,701
	中学校	1	取手第一中学校	取手市吉田470	7,997	
		2	取手第二中学校	取手市寺田5147	8,969	
		3	永山中学校	取手市下高井2311	5,839	
		4	戸頭中学校	取手市戸頭7丁目1-1	8,009	
		5	藤代中学校	取手市桐木1343	7,687	
		6	藤代南中学校	取手市中田880	8,503	
	小 計					47,004

表 3-10 学校教育系施設一覧 (2/2)

施設類型	分類	番号	施設名	所在地	延床面積 (㎡)
学校教育系 施設	旧中学校	1	旧取手第一中学校 (プール付属棟)	取手市井野3丁目15-1	77
	給食 センター	1	学校給食センター	取手市宮和田1950	1,233
	放課後 子ども クラブ	1	取手小放課後子どもクラブ室	取手市東5丁目3-1	204
		2	白山小放課後子どもクラブ室	取手市白山2丁目3-18	152
		3	取手東小放課後子どもクラブ室	取手市吉田400	301
		4	寺原小放課後子どもクラブ室	取手市井野台 5丁目14-1	301
		5	永山小放課後子どもクラブ室	取手市下高井2340	179
		6	戸頭小放課後子どもクラブ室	取手市戸頭3丁目21-1	301
		7	取手西小放課後子どもクラブ室	取手市稲70	128
		8	高井小放課後子どもクラブ室	取手市ゆめみ野 3丁目22-1	366
		9	山王小放課後子どもクラブ室	取手市山王380	126
		10	六郷小放課後子どもクラブ室	取手市清水373-1	133
		11	藤代小放課後子どもクラブ室	取手市藤代53	208
		12	宮和田小放課後子どもクラブ室	取手市藤代南 3丁目11-1	128
		13	久賀小放課後子どもクラブ室	取手市萱場60	132
14	桜が丘小放課後子どもクラブ室	取手市桜が丘 2丁目17-1	128		
小 計					2,787
合 計					133,095

(2) 施設類型の縮減率

① 小学校・中学校

- ・ 児童生徒に相当する年少人口(6～15歳)の人口減少率に応じた縮減率とします。

② 旧小学校・旧中学校

- ・ 旧学校を利用している施設は耐用年数が経過する前に移転等を検討し、あり方検討において廃止も含めて検討します。
- ・ 旧井野小学校は、施設廃止までの間の利活用の促進について検討します。
- ・ 旧戸頭西小学校は、施設廃止後の跡地利用について検討します。

③ 給食センター

- ・ 児童生徒に相当する年少人口(6～15歳)の人口減少率に応じた縮減率とします。

④ 放課後子どもクラブ

- ・ 放課後子どもクラブは近年共働き世帯が増加し、需要が増加しているため縮減率を設定しませんが、今後は利用状況に応じて施設規模の適正化を図ります。

表 3-11 学校教育系施設の縮減面積

施設類型	縮減率	縮減面積 (m ²)
学校教育系施設	26.0%	34,669

(3) 今後 10 年間の予定

- ・ 白山小学校は、令和 4 年度（2022）から令和 6 年度（2024）にかけて長寿命化改良事業の実施を予定しています。
- ・ 取手東小学校の「教室棟 1-1・2・3」と「体育館」は令和 14 年度（2032）に施設のあり方検討②を行い、長寿命化の実施可否を判断します。
- ・ 寺原小学校の「教室棟 9」は令和 8 年度（2026）に、「管理教室棟 13」は令和 14 年度（2032）、「体育館」は令和 11 年度（2029）に施設のあり方検討②を行い、長寿命化の実施可否を判断します。
- ・ 山王小学校の「教室棟 8」は令和 9 年度（2027）に施設のあり方検討②を行い、長寿命化の実施可否を判断します。
- ・ 久賀小学校の「教室棟 1-1・2」と「教室棟 2-1・2・3・4」は令和 10 年度（2028）に、「体育館」は令和 12 年度（2030）に施設のあり方検討②を行い、長寿命化の実施可否を判断します。
- ・ 桜が丘小学校の「教室棟 1,2」と「体育館」は令和 10 年度（2028）に、施設のあり方検討①を行い、今後施設を運用する期間を設定します。
- ・ 取手第二中学校の「教室棟 18-1・2・3・4・5」は令和 11 年度（2029）に、施設のあり方検討②を行い、長寿命化の実施可否を判断します。
- ・ 永山中学校の「教室棟 16-1,2」と「体育館」は令和 10 年度（2028）に、施設のあり方検討②を行い、長寿命化の実施可否を判断します。
- ・ 永山中学校の「教室棟 27」は令和 10 年度（2028）に、施設のあり方検討①を行い、今後施設を運用する期間を設定します。
- ・ 戸頭中学校の「教室棟 1-1・2・3・4」は令和 13 年度（2031）に、「体育館」は令和 14 年度（2032）に施設のあり方検討②を行い、長寿命化の実施可否を判断します。
- ・ 藤代中学校の「教室棟 1-1・2・3・5」と「体育館」、「技術棟」は令和 14 年度（2032）に施設のあり方検討②を行い、長寿命化の実施可否を判断します。
- ・ 藤代中学校の「柔剣道場」は令和 4 年度（2022）に、施設のあり方検討①を行い、今後施設を運用する期間を設定します。
- ・ 藤代南中学校の「柔剣道場」は令和 4 年度（2022）に、施設のあり方検討①を行い、今後施設を運用する期間を設定します。
- ・ 建築後 35 年以上経過した施設については、令和 4 年度（2022）にあり方の検討①をまとめて行います。ただし、あり方の検討②の時期まで 10 年に満たない場合は、あり方の検討①は実施せず、あり方の検討②で運用期間を含めた検討を行います。

表 3-12 学校教育系施設の今後 10 年間のスケジュール (2/6)

施設名	建物名	建築年度	経過年数	構造	予防保全	耐用年数		2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
						標準	目標	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
永山小学校	永山小学校 (付属棟6, 14)	1970	52	S造		60		○										
永山小学校	永山小学校 (体育館)	2012	10	S造	○	60	80											
戸頭小学校	戸頭小学校 (教室棟1-1・1-2)	1978	44	RC造	○	60	80	○										
戸頭小学校	戸頭小学校 (教室棟6-1)	1984	38	RC造	○	60	80	○										
戸頭小学校	戸頭小学校 (プール付属棟)	2003	19	RC造		60												
戸頭小学校	戸頭小学校 (付属棟4)	1980	42	S造		60		○										
戸頭小学校	戸頭小学校 (付属棟8)	2014	8	S造		60												
戸頭小学校	戸頭小学校 (体育館)	1979	43	RC造	○	60	80	○										
戸頭小学校	戸頭小学校 (教室棟1-3, 6-2)	1980	42	RC造	○	60	80	○										
取手西小学校	取手西小学校 (教室棟1-1・1-2)	1982	40	RC造	○	60	80	○										
取手西小学校	取手西小学校 (体育器具庫7)	1982	40	S造		60		○										
取手西小学校	取手西小学校 (倉庫3)	1982	40	S造		60		○										
取手西小学校	取手西小学校 (プール付属棟5)	1982	40	S造		60		○										
取手西小学校	取手西小学校 (機械室4)	1982	40	S造		60		○										
取手西小学校	取手西小学校 (物置8)	2011	11	S造		60												
取手西小学校	取手西小学校 (体育館 2)	1982	40	RC造	○	60	80	○										
高井小学校	高井小学校 (教室棟1-1-2)	1982	40	RC造	○	60	80	○										
高井小学校	高井小学校 (付属棟3)	1982	40	S造		60		○										
高井小学校	高井小学校 (プール付属棟4)	1982	40	S造		60		○										
高井小学校	高井小学校 (体育館)	1982	40	RC造	○	60	80	○										
山王小学校	山王小学校 (教室棟12)	1984	38	RC造	○	60	80	○										
山王小学校	山王小学校 (教室棟8)	1972	50	S造	○	60	80						●					
山王小学校	山王小学校 (体育館10)	1979	43	S造	○	60	80	○										
山王小学校	山王小学校 (体育倉庫11)	1979	43	W造		40		○										
山王小学校	山王小学校 (プール付属棟)	1969	53	W造		40		○										
山王小学校	山王小学校 (プール機械室)	1969	53	W造		40		○										
六郷小学校	六郷小学校 (教室棟)	1979	43	RC造	○	60	80	○										
六郷小学校	六郷小学校 (プール付属棟)	1985	37	CB造		60		○										
六郷小学校	六郷小学校 (体育館)	1980	42	S造	○	60	80	○										
六郷小学校	六郷小学校 (倉庫)	2018	4	S造		60												

標準耐用年数内
 長寿命化後
 耐用年数経過後
 あり方検討①
 あり方検討②

表 3-12 学校教育系施設の今後 10 年間のスケジュール (3/6)

施設名	建物名	建築年度	経過年数	構造	予防保全	耐用年数		2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
						標準	目標	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
藤代小学校	藤代小学校 (教室棟5)	1978	44	RC造	○	60	80	○										
藤代小学校	藤代小学校 (体育館)	2007	15	S造	○	60	80											
藤代小学校	藤代小学校 (付属棟11)	2008	14	S造		60												
藤代小学校	藤代小学校 (プール付属棟)	1968	54	CB造		60		○										
藤代小学校	藤代小学校 (付属棟8)	1980	42	S造		60		○										
宮和田小学校	宮和田小学校 (教室棟1,5-1・2・3)	1981	41	RC造	○	60	80	○										
宮和田小学校	宮和田小学校 (体育館)	1982	40	S造	○	60	80	○										
宮和田小学校	宮和田小学校 (プール付属棟)	1982	40	RC造		60		○										
宮和田小学校	宮和田小学校 (体育倉庫)	2010	12	S造		60												
久賀小学校	久賀小学校 (教室棟1-1・2)	1973	49	RC造	○	60	80							●				
久賀小学校	久賀小学校 (体育館)	1975	47	S造	○	60	80									●		
久賀小学校	久賀小学校 (付属棟7)	1980	42	S造		60		○										
久賀小学校	久賀小学校 (プール付属棟4,5)	1974	48	S造		60		○										
久賀小学校	久賀小学校 (教室棟2-1・2・3・4)	1973	49	RC造	○	60	80							●				
桜が丘小学校	桜が丘小学校 (教室棟1,2)	1993	29	RC造	○	60	80							○				
桜が丘小学校	桜が丘小学校 (体育館)	1993	29	S造	○	60	80							○				
桜が丘小学校	桜が丘小学校 (プール付属棟)	1993	29	RC造		60												
桜が丘小学校	桜が丘小学校 (付属棟5)	1994	28	RC造		60												
旧小文間小学校	旧小文間小学校 (教室棟2)	1963	59	RC造		60		○										
旧小文間小学校	旧小文間小学校 (教室棟7)	1971	51	RC造		60		○										
旧小文間小学校	旧小文間小学校 (教室棟8-1・3・4・5)	1974	48	RC造		60		○										
旧小文間小学校	旧小文間小学校 (教室棟8-2)	1976	46	RC造		60		○										
旧小文間小学校	旧小文間小学校 (プール付属棟)	1967	55	S造		60		○										
旧小文間小学校	旧小文間小学校 (付属棟1)	1963	59	S造		60		○										
旧小文間小学校	旧小文間小学校 (付属棟12)	1998	24	S造		60												
旧井野小学校	旧井野小学校 (教室棟1-1・2,2,5)	1969	53	RC造		60		○										
旧井野小学校	旧井野小学校 (教室棟12)	1975	47	RC造		60		○										
旧井野小学校	旧井野小学校 (教室棟13)	1975	47	RC造		60		○										
旧井野小学校	旧井野小学校 (教室棟3,4)	1969	53	RC造		60		○										
旧井野小学校	旧井野小学校 (教室棟9,10-1・2)	1972	50	RC造		60		○										

標準耐用年数内
 長寿命化後
 耐用年数経過後
 あり方検討①
 あり方検討②

表 3-12 学校教育系施設の今後 10 年間のスケジュール (4/6)

施設名	建物名	建築年度	経過年数	構造	予防保全	耐用年数		2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
						標準	目標	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
旧井野小学校	旧井野小学校 (体育館)	1974	48	S造		60		○										
旧井野小学校	旧井野小学校 (プール付属棟)	1992	30	S造		60												
旧井野小学校	旧井野小学校 (付属棟14)	1970	52	W造		40	○											
旧戸頭西小学校	旧戸頭西小学校 (教室棟10-1・2)	1983	39	RC造		60	○											
旧戸頭西小学校	旧戸頭西小学校 (教室棟8)	1979	43	RC造		60	○											
旧戸頭西小学校	旧戸頭西小学校 (プール付属棟)	1995	27	S造		60												
旧戸頭西小学校	旧戸頭西小学校 (倉庫3・9棟)	1976	46	W造		40	○											
旧戸頭西小学校	旧戸頭西小学校 (教室棟1)	1975	47	RC造		60	○											
取手第一中学校	取手第一中学校 (教室棟2)	1979	43	RC造	○	60	80	○										
取手第一中学校	取手第一中学校 (体育館)	1979	43	RC造	○	60	80	○										
取手第一中学校	取手第一中学校 (柔剣道場)	1981	41	S造	○	60	80	○										
取手第一中学校	取手第一中学校 (プール付属棟)	1979	43	CB造		60		○										
取手第一中学校	取手第一中学校 (器具庫)	1986	36	S造		60		○										
取手第一中学校	取手第一中学校 (教室棟1, 3, 5, 9, 11, 12)	1979	43	RC造	○	60	80	○										
取手第二中学校	取手第二中学校 (教室棟23)	1983	39	RC造	○	60	80	○										
取手第二中学校	取手第二中学校 (体育館)	2007	15	RC造	○	60	80											
取手第二中学校	取手第二中学校 (柔剣道場)	1983	39	S造	○	60	80	○										
取手第二中学校	取手第二中学校 (プール付属棟)	1965	57	S造		60		○										
取手第二中学校	取手第二中学校 (プロパン庫)	1974	48	CB造		60		○										
取手第二中学校	取手第二中学校 (倉庫)	1989	33	S造		60												
取手第二中学校	取手第二中学校 (教室棟18-1・2・3・4・5)	1974	48	RC造	○	60	80											
永山中学校	永山中学校 (教室棟16-1, 2)	1973	49	RC造	○	60	80											
永山中学校	永山中学校 (教室棟23-1・2)	1983	39	RC造	○	60	80	○										
永山中学校	永山中学校 (教室棟27)	1993	29	S造	○	60	80											
永山中学校	永山中学校 (体育館)	1973	49	S造	○	60	80											
永山中学校	永山中学校 (柔剣道場)	1982	40	S造	○	60	80	○										
永山中学校	永山中学校 (プール付属棟)	1966	56	S造		60		○										
永山中学校	永山中学校 (倉庫)	1983	39	S造		60		○										
永山中学校	永山中学校 (便所)	1984	38	CB造		60		○										

標準耐用年数内
 長寿命化後
 耐用年数経過後
 あり方検討①
 あり方検討②

表 3-12 学校教育系施設の今後 10 年間のスケジュール (5/6)

施設名	建物名	建築年度	経過年数	構造	予防保全	耐用年数		2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
						標準	目標	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
戸頭中学校	戸頭中学校 (教室棟1-1・2・3・4)	1976	46	RC造	○	60	80											●
戸頭中学校	戸頭中学校 (教室棟10-1・2)	1982	40	RC造	○	60	80	○										
戸頭中学校	戸頭中学校 (体育館)	1977	45	S造	○	60	80											●
戸頭中学校	戸頭中学校 (柔剣道場)	1980	42	S造	○	60	80	○										
戸頭中学校	戸頭中学校 (プール付属棟)	1976	46	CB造		60		○										
戸頭中学校	戸頭中学校 (付属棟12)	1989	33	S造		60												
戸頭中学校	戸頭中学校 (倉庫)	1981	41	S造		60		○										
藤代中学校	藤代中学校 (教室棟1-1・2・3・5)	1977	45	RC造	○	60	80											●
藤代中学校	藤代中学校 (プール付属棟)	1978	44	S造		60		○										
藤代中学校	藤代中学校 (体育館)	1977	45	SRC造	○	60	80											●
藤代中学校	藤代中学校 (技術棟)	1977	45	S造	○	60	80											●
藤代中学校	藤代中学校 (柔剣道場)	1987	35	S造	○	60	80	○										
藤代中学校	藤代中学校 (部室)	1989	33	S造		60												
藤代中学校	藤代中学校 (倉庫)	2007	15	S造		60												
藤代中学校	藤代中学校 (体育倉庫)	1993	29	S造		60												
藤代南中学校	藤代南中学校 (教室棟1, 10)	1982	40	RC造	○	60	80	○										
藤代南中学校	藤代南中学校 (体育館)	1982	40	RC造	○	60	80	○										
藤代南中学校	藤代南中学校 (柔剣道場)	1987	35	S造	○	60	80	○										
藤代南中学校	藤代南中学校 (技術棟)	1983	39	S造	○	60	80	○										
藤代南中学校	藤代南中学校 (部室)	1982	40	CB造		60		○										
藤代南中学校	藤代南中学校 (倉庫)	1982	40	S造		60		○										
藤代南中学校	藤代南中学校 (便所)	1982	40	S造		60		○										
藤代南中学校	藤代南中学校 (プール付属棟)	1982	40	RC造		60		○										
旧取手第一中学校	旧取手第一中学校 (プール付属棟)	2004	18	RC造		60												
学校給食センター	学校給食センター	1983	39	S造	○	60	80	○										
学校給食センター	学校給食センター 車庫・受水槽	1982	40	S造		60		○										
学校給食センター	学校給食センター (汚水排水処理施設 ・プロパン庫)	1983	39	S造		60		○										

標準耐用年数内
 長寿命化後
 耐用年数経過後
 あり方検討①
 あり方検討②

表 3-12 学校教育系施設の今後 10 年間のスケジュール (6/6)

施設名	建物名	建築年度	経過年数	構造	予防保全	耐用年数		2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
						標準	目標	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
取手小 放課後子どもクラブ室	取手小放課後 子どもクラブ室	2008	14	S造	○	60	80											
取手東小 放課後子どもクラブ室	取手東小放課後 子どもクラブ室	2014	8	S造	○	60	80											
寺原小 放課後子どもクラブ室	寺原小放課後 子どもクラブ室	2014	8	S造	○	60	80											
永山小 放課後子どもクラブ室	永山小学校 (地域学校連携施設)	2011	11	RC造	○	60	80											
戸頭小 放課後子どもクラブ室	戸頭小放課後 子どもクラブ室	2014	8	S造	○	60	80											
高井小 放課後子どもクラブ室	高井小放課後 子どもクラブ室	2020	2	S造	○	60	80											
藤代小 放課後子どもクラブ室	藤代小学校 (体育館)	2007	15	S造	○	60	80											

標準耐用年数内
 長寿命化後
 耐用年数経過後

あり方検討①
 あり方検討②

3-6 子育て支援施設

(1) 施設の基本情報

- ・ 子育て支援施設は、地域子育て支援センター、保育所・幼稚園の3つに大別されます。
- ・ 地域子育て支援センターは、5歳以下の未就学児と、その保護者による利用が想定されます。
- ・ 保育所・幼稚園は、主に5歳以下の未就学児が利用する施設です。

表 3-13 子育て施設一覧

施設類型	分類	番号	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	
子育て支援施設	地域子育て支援センター	1	白山地域子育て支援センター	取手市白山5丁目16-8	75	
		2	戸頭地域子育て支援センター	取手市戸頭6丁目30-1	181	
		3	井野なないろ地域子育て支援センター	取手市井野3丁目15-1	218	
		4	藤代地域子育て支援センター	取手市藤代700	129	
	小 計					603
	保育所	1	永山保育所	取手市下高井2380	1,003	
		2	白山保育所	取手市白山5丁目16-8	1,431	
		3	久賀保育所	取手市萱場891-1	1,246	
		4	井野なないろ保育所	取手市井野3丁目15-1	2,420	
		5	戸頭北保育所	取手市戸頭6丁目17-1	565	
		6	中央保育所	取手市藤代353	633	
	小 計					7,298
	幼稚園	1	藤代幼稚園	取手市藤代53	490	
合 計					8,391	

(2) 施設類型の縮減率

① 地域子育て支援センター

- ・ 地域子育て支援センターについては別途策定されている「第四次保育所整備計画」に従い運営の効率化について検討しています。

② 保育所・幼稚園

- ・ 保育所については別途策定されている「第四次保育所整備計画」に従い、施設の老朽化や民間のサービス状況などを勘案して保有面積を適宜検討します。
- ・ 保育所のうち、戸頭北保育所は令和4年度(2022)に廃止が決定しており、中央保育所は令和6年度(2024)に民営化を予定しています。
- ・ 幼稚園は施設の老朽化や民間のサービス状況などを勘案して保有面積を適宜検討します。

表 3-14 子育て施設の縮減面積

施設類型	縮減率	縮減面積 (m ²)
子育て支援施設	14.3%	1,198

(3) 今後 10 年間の予定

- ・ 藤代地域子育て支援センターは令和 8 年度（2025）に取手市役所 藤代庁舎のあり方検討時に施設の供用期間について検討します。
- ・ 戸頭北保育所は令和 4 年度（2022）に廃止し、中央保育所は令和 6 年度（2024）に民営化を予定しています。
- ・ 藤代幼稚園は令和 4 年度（2022）に藤代小学校のあり方検討時に施設の共用期間について検討します。
- ・ 建築後 35 年以上経過した施設については、令和 4 年度（2022）にあり方の検討①をまとめて行います。ただし、あり方の検討②の時期まで 10 年に満たない場合は、あり方の検討①は実施せず、あり方の検討②で運用期間を含めた検討を行います。

表 3-15 子育て施設の今後 10 年間のスケジュール

施設名	建物名	建築年度	経過年数	構造	予防保全	耐用年数		2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
						標準	目標	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
白山地域子育て支援センター	白山保育所	1999	23	S造	○	60	80											
戸頭地域子育て支援センター	戸頭公民館（別館）	2001	21	S造		60	80											
井野なないろ地域子育て支援センター	井野なないろ地域子育て支援センター	2019	3	S造	○	60	80											
藤代地域子育て支援センター	取手市役所 藤代庁舎	1990	32	RC造	○	60	80				○							
永山保育所	永山保育所	2008	14	S造	○	60	80											
白山保育所	白山保育所	1999	23	S造	○	60	80											
久賀保育所	久賀保育所	2007	15	S造	○	60	80											
井野なないろ保育所	井野なないろ保育所	2019	3	S造	○	60	80											
戸頭北保育所	戸頭北保育所	1974	48	LGS造		40		廃止										
中央保育所	中央保育所	1990	32	S造		60	80			民営化								
藤代幼稚園	藤代小学校（教室棟 5）	1978	44	RC造	○	60	80	○										

標準耐用年数内
 長寿命化後
 耐用年数経過後

あり方検討①
 あり方検討②

3-7 保健・福祉施設

(1) 施設の基本情報

- ・ 保健・福祉施設は、健康福祉施設、保健福祉施設、高齢者福祉施設、障害者福祉施設の4つに大別されます。
- ・ 健康福祉施設・保健福祉施設は、全年齢の市民による利用が想定される施設です。
- ・ 高齢者福祉施設は、主に65歳以上の市民による利用が想定される施設です。
- ・ 障害者福祉施設（こども発達センターを除く）は、主に18歳以上の障害のある市民による利用が想定される施設です。
- ・ こども発達センターは主に未就学児が利用する施設です。

表 3-16 保健・福祉施設一覧

施設類型	分類	番号	施設名	所在地	延床面積 (㎡)	
保健・福祉施設	健康福祉施設	1	取手ウェルネスプラザ	取手市新町2-5-25	2,453	
	保健福祉施設	1	保健センター	取手市新町2-5-25	513	
	高齢者福祉施設		1	シルバー人材センター※	取手市寺田5139 取手市役所福祉棟2階	329
			2	ミニシルバー人材センター作業所※	取手市藤代730-1 藤代庁舎敷地内	60
			3	かたらいの郷	取手市長兵衛新田 193番地2	1,714
			4	老人福祉センターあけぼの	取手市寺田4723番地	998
			5	老人福祉センターさくら荘	取手市岡1025番地	692
			6	げんきサロン戸頭西	取手市戸頭8丁目10-1	132
			7	げんきサロン稲	取手市稲70	128
			8	いきいきプラザ	取手市取手 2丁目8番2号	341
			9	げんきサロン藤代	取手市藤代700	101
			10	小貝川生き生きクラブ	取手市櫛木49	297
			11	特別養護老人ホームふれあいの郷	取手市ゆめみ野 3-23-1	2,141
	小計					6,933
	障害者福祉施設		1	障害者福祉センターつつじ園	取手市戸頭1299-1	2,182
			2	障害者福祉センターあけぼの	取手市寺田4723番地	440
			3	障害者福祉センターふじしろ	取手市藤代730-1	972
			4	ふくろうの郷※	取手市寺田5139 取手市役所敷地内	106
5			こども発達センター	取手市西2丁目35-3	1,148	
小計					4,848	
合計					14,747	

※市所有施設を貸している施設

(2) 施設類型の縮減率

① 健康福祉施設・保健福祉施設

- ・ 取手ウェルネスプラザ及び保健センターは、2015年に建築された施設です。計画期間の間に耐用年数を経過しないため、施設の縮減率を設定しません。

② 高齢者福祉施設

- ・ 利用が想定される65歳以上人口の減少率に応じた縮減率とします。

③ 障害者福祉施設

- ・ 近年の利用状況は増加の傾向にあるため縮減率は設定しません。
- ・ 今後は施設の利用状況や社会的需要、民間サービス状況などを踏まえ、適正な保有面積について検討する事とします。

表 3-17 保健・福祉施設の縮減面積

施設類型	縮減率	縮減面積 (㎡)
保健・福祉施設	5.5%	811

(3) 今後 10 年間の予定

- ・ かたらいの郷は令和 13 年度（2031）に、施設のあり方検討①を行い、今後施設を運用する期間を設定します。
- ・ げんきサロン藤代は令和 7 年度（2025）に、取手市役所 藤代庁舎のあり方検討時に施設の供用期間について検討します。
- ・ 特別養護老人ホームふれあいの郷は令和 8 年度（2026）に、施設のあり方検討①を行い、今後施設を運用する期間を設定します。
- ・ 障害者福祉センターつつじ園は令和 13 年度（2031）に、施設のあり方検討①を行い、今後施設を運用する期間を設定します。
- ・ 障害者福祉センターふじしろは令和 4 年度（2022）に、施設のあり方検討①を行い、今後施設を運用する期間を設定します。
- ・ 建築後 35 年以上経過した施設については、令和 4 年度（2022）にあり方の検討①をまとめて行います。ただし、あり方の検討②の時期まで 10 年に満たない場合は、あり方の検討①は実施せず、あり方の検討②で運用期間を含めた検討を行います。

表 3-18 保健・福祉施設の今後 10 年間のスケジュール

施設名	建物名	建築年度	経過年数	構造	予防保全	耐用年数		年																
						標準	目標	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032						
取手ウェルネスプラザ	取手ウェルネスプラザ	2015	7	S造	○	60	80																	
保健センター	取手ウェルネスプラザ	2015	7	S造	○	60	80																	
シルバー人材センター	シルバー人材センター	1981	41	S造		60	80	○																
ミニシルバー人材センター作業所	ミニシルバー人材センター作業所	1991	31	S造		60																		
かたらいの郷	かたらいの郷	1996	26	RC造	○	60	80																○	
老人福祉センターあけぼの	老人福祉センターあけぼの	1980	42	RC造	○	60	80	○																
老人福祉センターさくら荘	老人福祉センターさくら荘	1980	42	RC造		60	80	○																
げんきサロン戸頭西	旧戸頭西小学校(教室棟1)	1975	47	RC造		60	80	○																
げんきサロン稲	取手西小学校(教室棟1-1・1-2)	1982	40	RC造	○	60	80	○																
いきいきプラザ	いきいきプラザ	2003	19	RC造		60	80																	
げんきサロン藤代	取手市役所藤代庁舎	1990	32	RC造	○	60	80					○												
小貝川生き生きクラブ	小貝川生き生きクラブ	2002	20	W造	○	40	50	○																
特別養護老人ホームふれあいの郷	ふれあいの郷	1991	31	RC造	○	60	80						○											
障害者福祉センターつつじ園	つつじ園 (旧館)	1996	26	RC造	○	60	80																○	
障害者福祉センターつつじ園	つつじ園 (新館)	2006	16	S造	○	60	80																	
障害者福祉センターあけぼの	老人福祉センターあけぼの	1980	42	RC造	○	60	80	○																
障害者福祉センターふじしろ	障害者福祉センターふじしろ	1987	35	RC造	○	60	80	○																
ふくろうの郷	ふくろうの郷	2008	14	S造		60																		
こども発達センター	取手市役所分庁舎	1982	40	RC造	○	60	80	○																

標準耐用年数内
 長寿命化後
 耐用年数経過後

あり方検討①
 あり方検討②

3-8 市営住宅

(1) 施設の基本情報

- ・ 市営住宅は以下の 9 か所があり、それぞれ全年齢の市民による利用が想定される施設です。

表 3-19 市営住宅一覧

施設類型	分類	番号	施設名	所在地	延床面積 (㎡)
市営住宅	市営住宅	1	第二南住宅	取手市小文間5514	566
		2	野々井住宅	取手市野々井895	680
		3	第二野々井住宅	取手市野々井895-1	471
		4	西方住宅	取手市小文間3835-2	917
		5	大利根住宅	取手市小文間3721番地	5,104
		6	駒場住宅	取手市駒場 2丁目11番1号	3,207
		7	宮和田住宅	取手市宮和田171	46
		8	舟山住宅	取手市井野1丁目14番	256
		9	南住宅	取手市小文間5505	126
合 計					11,373

(2) 施設類型の縮減率

① 市営住宅

- ・ 宮和田・舟山・南住宅は、木造で老朽化が著しいため、入居者が退居次第、取り壊す方針が決定しています。
- ・ その他の住宅は、全年齢の市民をサービスの対象とするため、全人口の減少率に応じた縮減率とします。

表 3-20 市営住宅の縮減面積

施設類型	縮減率	縮減面積 (㎡)
市営住宅	32.1%	3,646

(3) 今後 10 年間の予定

- ・ 市営住宅は建築後 50 年程度経過している施設が多く、下表のとおり、施設のあり方検討②を行い、長寿命化の実施可否を判断します。
- ・ 検討にあたっては、民間住宅の活用も含めて供給の最適化を図ります。
- ・ 建築後 35 年以上経過した施設については、令和 4 年度（2022）にあり方の検討①をまとめて行います。ただし、あり方の検討②の時期まで 10 年に満たない場合は、あり方の検討①は実施せず、あり方の検討②で運用期間を含めた検討を行います。

表 3-21 市営住宅の今後 10 年間のスケジュール (1/3)

施設名	建物名	建築年度	経過年数	構造	予防保全	耐用年数		2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
						標準	目標	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
宮和田住宅	宮和田住宅(6号)	1951	71	W造		40												
宮和田住宅	宮和田住宅(10号)	1951	71	W造		40												
舟山住宅	舟山住宅(3・4号)	1963	59	W造		40												
舟山住宅	舟山住宅(7・8号)	1963	59	W造		40												
舟山住宅	舟山住宅(9・10号)	1963	59	W造		40												
舟山住宅	舟山住宅(17・18号)	1963	59	W造		40												
南住宅	南住宅(3・4号)	1965	57	W造		40												
南住宅	南住宅(13・14号)	1965	57	W造		40												
第二南住宅	第二南住宅棟1(1-3号)	1966	56	その他	○	60	80	○										
第二南住宅	第二南住宅棟2(4-6号)	1966	56	その他	○	60	80	○										
第二南住宅	第二南住宅棟3(7-10号)	1966	56	その他	○	60	80	○										
第二南住宅	第二南住宅棟4(11-13号)	1966	56	その他	○	60	80	○										
第二南住宅	第二南住宅棟5(14-16号)	1966	56	その他	○	60	80	○										
野々井住宅	野々井住宅棟1(1-5号)	1967	55	その他	○	60	80	●										
野々井住宅	野々井住宅棟2(6-10号)	1967	55	その他	○	60	80	●										
野々井住宅	野々井住宅棟3(11-15号)	1967	55	その他	○	60	80	●										
野々井住宅	野々井住宅棟4(16-20号)	1967	55	その他	○	60	80	●										
第二野々井住宅	第二野々井住宅棟1(21-25号)	1968	54	その他	○	60	80		●									
第二野々井住宅	第二野々井住宅棟2(26-30号)	1968	54	その他	○	60	80		●									
第二野々井住宅	第二野々井住宅棟3(31-35号)	1968	54	その他	○	60	80		●									
西方住宅	西方住宅棟1(1号)	1968	54	その他	○	60	80		●									
西方住宅	西方住宅棟2(2-4号)	1968	54	その他	○	60	80		●									
西方住宅	西方住宅棟3(5-7号)	1968	54	その他	○	60	80		●									
西方住宅	西方住宅棟4(8-10号)	1968	54	その他	○	60	80		●									

標準耐用年数内
 長寿命化後
 耐用年数経過後
 あり方検討①
 あり方検討②

表 3-21 市営住宅の今後 10 年間のスケジュール (2/3)

施設名	建物名	建築年度	経過年数	構造	予防保全	耐用年数		2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
						標準	目標	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
西方住宅	西方住宅棟5 (11-13号)	1968	54	その他	○	60	80		●									
西方住宅	西方住宅棟6 (14-16号)	1968	54	その他	○	60	80		●									
西方住宅	西方住宅棟7 (17-19号)	1968	54	その他	○	60	80		●									
西方住宅	西方住宅棟8 (20-22号)	1968	54	その他	○	60	80		●									
西方住宅	西方住宅棟9 (23-25号)	1968	54	その他	○	60	80		●									
大利根住宅	大利根住宅 1 (1-5号)	1969	53	その他	○	60	80			●								
大利根住宅	大利根住宅 1 (6-10号)	1969	53	その他	○	60	80			●								
大利根住宅	大利根住宅 1 (11-15号)	1969	53	その他	○	60	80			●								
大利根住宅	大利根住宅 1 (16-20号)	1969	53	その他	○	60	80			●								
大利根住宅	大利根住宅 1 (21-26号)	1969	53	その他	○	60	80			●								
大利根住宅	大利根住宅 1 (27-32号)	1969	53	その他	○	60	80			●								
大利根住宅	大利根住宅 1 (33-35号)	1969	53	その他	○	60	80			●								
大利根住宅	大利根住宅 1 (36-38号)	1969	53	その他	○	60	80			●								
大利根住宅	大利根住宅 1 (39-44号)	1969	53	その他	○	60	80			●								
大利根住宅	大利根住宅 2 (45-47号)	1970	52	その他	○	60	80				●							
大利根住宅	大利根住宅 2 (48-54号)	1970	52	その他	○	60	80				●							
大利根住宅	大利根住宅 2 (55-61号)	1970	52	その他	○	60	80				●							
大利根住宅	大利根住宅 2 (62-68号)	1970	52	その他	○	60	80				●							
大利根住宅	大利根住宅 2 (69-75号)	1970	52	その他	○	60	80				●							
大利根住宅	大利根住宅 2 (76-81号)	1970	52	その他	○	60	80				●							
大利根住宅	大利根住宅 2 (82-86号)	1970	52	その他	○	60	80				●							
大利根住宅	大利根住宅 3 (87-91号)	1971	51	その他	○	60	80					●						
大利根住宅	大利根住宅 3 (92-97号)	1971	51	その他	○	60	80					●						
大利根住宅	大利根住宅 3 (98-103号)	1971	51	その他	○	60	80					●						
大利根住宅	大利根住宅 3 (104-109号)	1971	51	その他	○	60	80					●						
大利根住宅	大利根住宅 3 (110-115号)	1971	51	その他	○	60	80					●						
大利根住宅	大利根住宅 3 (116-121号)	1971	51	その他	○	60	80					●						
大利根住宅	大利根住宅集会所	2002	20	S造		60												

標準耐用年数内
 長寿命化後
 耐用年数経過後
 ○ あり方検討①
 ● あり方検討②

表 3-21 市営住宅の今後 10 年間のスケジュール (3/3)

施設名	建物名	建築年度	経過年数	構造	予防保全	耐用年数		2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
						標準	目標	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
駒場住宅	駒場住宅1号棟 (1-5号)	1972	50	その他	○	60	80						●					
駒場住宅	駒場住宅2号棟 (6-8号)	1972	50	その他	○	60	80						●					
駒場住宅	駒場住宅3号棟 (9-14号)	1972	50	その他	○	60	80						●					
駒場住宅	駒場住宅A棟	1973	49	その他	○	60	80							●				
駒場住宅	駒場住宅B棟	1974	48	その他	○	60	80								●			

標準耐用年数内
 長寿命化後
 耐用年数経過後
 あり方検討①
 あり方検討②

3-9 行政系施設

(1) 施設の基本情報

- ・ 行政系施設は庁舎等行政施設、消防施設の2つに大別されます。
- ・ 庁舎等行政施設は、全年齢の市民による利用が想定される施設です。
- ・ 消防施設は、市民による利用は想定されない施設ですが、サービスの対象としては全市民が対象です。

表 3-22 行政系施設一覧 (1/2)

施設類型	分類	番号	施設名	所在地	延床面積 (㎡)
行政系 施設	庁舎等 行政施設	1	取手市役所 (本庁舎・新庁舎・議会棟)	取手市寺田5139	7,807
		2	取手市役所 藤代庁舎	取手市藤代700	5,835
		3	取手市役所 分庁舎	取手市西2丁目35-3	1,079
		4	取手支所	取手市東1丁目1-5	109
		5	戸頭窓口	取手市戸頭6丁目30-1	34
		6	市民活動支援センター	取手市藤代700	107
		7	取手駅前窓口 (賃借)	取手市新町1丁目9-1 リボンとりでビル3階	(158)
	小 計				

延床面積の()は、施設保有面積縮減の対象に含まない面積を表します。

表 3-22 行政系施設一覽 (2/2)

施設類型	分類	番号	施設名	所在地	延床面積 (㎡)
行政系 施設	消防施設	1	消防本部・取手消防署 (庁舎・訓練棟)	取手市井野1264-1	2,502
		2	戸頭消防署 庁舎	取手市戸頭4-20-1	850
		3	吉田消防署(庁舎・機械室・倉庫)	取手市吉田545-1	1,067
		4	櫛木消防署(庁舎・機械室・倉庫)	取手市櫛木950-1	1,373
		5	櫛木消防署 宮和田出張所(庁舎)	取手市宮和田1782-1	750
		6	消防団車庫(1分団)	取手市新町1丁目3番	95
		7	消防団車庫(2分団)	取手市取手2丁目14-23	45
		8	消防団車庫(3分団)	取手市取手1丁目13	78
		9	消防団車庫(4分団)	取手市取手2丁目17-1	97
		10	消防団車庫(5分団)	取手市台宿2丁目18-19	69
		11	消防団車庫(6分団)	取手市白山2丁目6-29	137
		12	消防団車庫(7分団)	取手市井野876	69
		13	消防団車庫(8分団)	取手市吉田361	23
		14	消防団車庫(9分団)	取手市小堀4230	48
		15	消防団車庫(10分団)	取手市市之代499-1	36
		16	消防団車庫(11分団)	取手市上高井612-1	24
		17	消防団車庫(12分団)	取手市下高井1307	36
		18	消防団車庫(13分団)	取手市米ノ井374-2	64
		19	消防団車庫(14分団)	取手市戸頭1439-1	22
		20	消防団車庫(15分団)	取手市野々井1418-1	30
		21	消防団車庫(16分団)	取手市稲1163	23
		22	消防団車庫(17分団)	取手市駒場3丁目12-5	24
		23	消防団車庫(18分団)	取手市本郷3丁目11-20	23
		24	消防団車庫(19分団)	取手市桑原463	23
		25	消防団車庫(20分団)	取手市桑原1056-1	23
		26	消防団車庫(21分団)	取手市小文間4232	69
		27	消防団車庫(22分団)	取手市小文間4506-1	23
		28	消防団車庫(25分団)	取手市井野台2丁目6	22
		29	消防団車庫(26分団)	取手市東5丁目8	65
		30	消防団車庫(27分団)	取手市岡939	33
		31	消防団車庫(28分団)	取手市山王313	37
		32	消防団車庫(29分団)	取手市神住883	30
		33	消防団車庫(30分団)	取手市清水378-1	30
		34	消防団車庫(31分団)	取手市中田752-3	30
		35	消防団車庫(32分団)	取手市櫛木931-12	36
		36	消防団車庫(33分団)	取手市宮和田343-2	36
		37	消防団車庫(34分団)	取手市高須190-1	27
		38	消防団車庫(35分団)	取手市浜田257-1	30
		39	消防団車庫(36分団)	取手市新川247-2	36
		40	消防団車庫(37分団)	取手市双葉2丁目3番	32
		41	消防団車庫(旧23分団)	取手市小文間4677-2	23
		42	消防団車庫(旧24分団)	取手市小文間3940-1	23
小計					8,113
合計					23,084

(2) 施設類型の縮減率

① 庁舎等

- ・ 全年齢の市民をサービスの対象とするため、全年齢の人口減少率に応じた縮減率とします。

② 消防施設

- ・ 消防団車庫（旧 23 分団、旧 24 分団）については、本来の役割を終えているため、原則廃止するものとします。
- ・ その他の消防施設については、市域をカバーするためには人口減少率に関わらず施設数を維持する必要があるため、縮減率を設定しませんが、施設のあり方検討の際には、近隣自治体との広域連携を含め、最適な配置・規模を検討するものとします。

表 3-23 行政系施設の縮減面積

施設類型	縮減率	縮減面積 (m ²)
行政系施設	19.3%	4,447

(3) 今後 10 年間の予定

- ・ 取手市役所の「本庁舎」と「議会棟」は令和 7 年度（2025）に、施設のあり方検討②を行い、長寿命化の実施可否を判断します。
- ・ 取手市役所の「新庁舎」は令和 10 年度（2028）に、施設のあり方検討①を行い、今後施設を運用する期間を設定します。
- ・ 取手市役所 藤代庁舎は令和 7 年度（2025）に、施設のあり方検討①を行い、今後施設を運用する期間を設定します。
- ・ 取手市役所 分庁舎は、令和 4 年（2022）に、施設のあり方検討①を行い、今後施設を運用する期間を設定します。
- ・ 戸頭窓口は令和 4 年度（2022）に、戸頭公民館（本館）の施設のあり方検討時に、施設の共用期間について検討します。
- ・ 市民活動支援センターは令和 7 年度（2025）に、取手市役所 藤代庁舎のあり方検討時に、施設の共用期間について検討します。
- ・ 消防本部・取手消防署の「消防本部・取手消防署」は令和 6 年度（2024）に、施設のあり方検討①を行い、今後施設を運用する期間を設定します。
- ・ 桐木消防署 宮和田出張所は令和 10 年度（2028）に、施設のあり方検討①を行い、今後施設を運用する期間を設定します。
- ・ 建築後 35 年以上経過した施設については、令和 4 年度（2022）にあり方の検討①をまとめて行います。ただし、あり方の検討②の時期まで 10 年に満たない場合は、あり方の検討①は実施せず、あり方の検討②で運用期間を含めた検討を行います。

表 3-24 行政系施設の今後 10 年間のスケジュール (1/3)

施設名	建物名	建築年度	経過年数	構造	予防保全	耐用年数		年次													
						標準	目標	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032			
								R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14			
取手市役所	取手市役所 (本庁舎)	1970	52	RC造	○	60	80				●										
取手市役所	取手市役所 (新庁舎)	1993	29	RC造	○	60	80								○						
取手市役所	取手市役所 (議会棟)	1970	52	RC造	○	60	80				●										
取手市役所 藤代庁舎	取手市役所 藤代庁舎	1990	32	RC造	○	60	80				○										
取手市役所 分庁舎	取手市役所 分庁舎	1982	40	RC造	○	60	80	○													
取手市役所 分庁舎	取手市役所 分庁舎 エレベーター棟	2015	7	S造	○	60	80														
取手支所	福祉会館	1970	52	RC造	○	60	80				●										
戸頭窓口	戸頭公民館 (本館)	1983	39	RC造		60	80	○													
市民活動支援センター	取手市役所 藤代庁舎	1990	32	RC造	○	60	80				○										
消防本部・取手消防署	消防本部・取手消防署	1989	33	RC造	○	60	80			○											
消防本部・取手消防署	取手消防署 訓練棟A	1989	33	RC造		60															
消防本部・取手消防署	取手消防署 訓練棟B	1988	34	S造		60															
消防本部・取手消防署	消防本部・取手消防署 付属棟 機械室	1993	29	RC造		60															

標準耐用年数内
 長寿命化後
 耐用年数経過後

 あり方検討①
 あり方検討②

表 3-24 行政系施設の今後 10 年間のスケジュール (2/3)

施設名	建物名	建築年度	経過年数	構造	予防保全	耐用年数		2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
						標準	目標	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
戸頭消防署	戸頭消防署	1975	47	RC造	○	60	80	○										
吉田消防署	吉田消防署	1980	42	RC造	○	60	80	○										
吉田消防署	吉田消防署 空調機械室	1981	41	RC造		60		○										
吉田消防署	吉田消防署 備蓄倉庫	1996	26	S造		60												
梶木消防署	梶木消防署	1983	39	RC造	○	60	80	○										
梶木消防署	梶木消防署 機械棟	1983	39	RC造		60		○										
梶木消防署	梶木消防署 倉庫	1983	39	S造		60		○										
梶木消防署 宮和田出張所	梶木消防署 宮和田出張所	1993	29	RC造	○	60	80							○				
梶木消防署 宮和田出張所	梶木消防署 宮和田出張所 倉庫	1993	29	S造		60												
消防団車庫 (1分団)	消防団車庫 (1分団)	2006	16	S造		60												
消防団車庫 (2分団)	消防団車庫 (2分団)	2004	18	S造		60												
消防団車庫 (3分団)	消防団車庫 (3分団)	1996	26	S造		60												
消防団車庫 (4分団)	消防団車庫 (4分団)	1993	29	S造		60												
消防団車庫 (5分団)	消防団車庫 (5分団)	2001	21	S造		60												
消防団車庫 (6分団)	消防団車庫 (6分団)	1977	45	S造		60		○										
消防団車庫 (7分団)	消防団車庫 (7分団)	1996	26	S造		60												
消防団車庫 (8分団)	消防団車庫 (8分団)	1979	43	S造		60		○										
消防団車庫 (9分団)	消防団車庫 (9分団)	1980	42	S造		60		○										
消防団車庫 (10分団)	消防団車庫 (10分団)	1989	33	S造		60												
消防団車庫 (11分団)	消防団車庫 (11分団)	2016	6	S造		60												
消防団車庫 (12分団)	消防団車庫 (12分団)	1984	38	CB造		60		○										
消防団車庫 (13分団)	消防団車庫 (13分団)	1990	32	S造		60												
消防団車庫 (14分団)	消防団車庫 (14分団)	2018	4	S造		60												
消防団車庫 (15分団)	消防団車庫 (15分団)	2017	5	S造		60												
消防団車庫 (16分団)	消防団車庫 (16分団)	2006	16	S造		60												
消防団車庫 (17分団)	消防団車庫 (17分団)	2016	6	S造		60												
消防団車庫 (18分団)	消防団車庫 (18分団)	1986	36	S造		60		○										
消防団車庫 (19分団)	消防団車庫 (19分団)	2017	5	S造		60												
消防団車庫 (20分団)	消防団車庫 (20分団)	1983	39	S造		60		○										

標準耐用年数内
 長寿命化後
 耐用年数経過後
 あり方検討①
 あり方検討②

表 3-24 行政系施設の今後 10 年間のスケジュール (3/3)

施設名	建物名	建築年度	経過年数	構造	予防保全	耐用年数		2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
						標準	目標	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
消防団車庫 (21分団)	消防団車庫 (21分団)	2004	18	S造		60												
消防団車庫 (22分団)	消防団車庫 (22分団)	1986	36	RC造		60	○											
消防団車庫 (25分団)	消防団車庫 (25分団)	2019	3	S造		60												
消防団車庫 (26分団)	消防団車庫 (26分団)	1976	46	S造		60	○											
消防団車庫 (27分団)	消防団車庫 (27分団)	1989	33	S造		60												
消防団車庫 (28分団)	消防団車庫 (28分団)	1988	34	S造		60												
消防団車庫 (29分団)	消防団車庫 (29分団)	1976	46	S造		60	○											
消防団車庫 (30分団)	消防団車庫 (30分団)	1978	44	S造		60	○											
消防団車庫 (31分団)	消防団車庫 (31分団)	1977	45	S造		60	○											
消防団車庫 (32分団)	消防団車庫 (32分団)	1994	28	S造		60												
消防団車庫 (33分団)	消防団車庫 (33分団)	1993	29	S造		60												
消防団車庫 (34分団)	消防団車庫 (34分団)	1990	32	S造		60												
消防団車庫 (35分団)	消防団車庫 (35分団)	1993	29	S造		60												
消防団車庫 (36分団)	消防団車庫 (36分団)	1999	23	S造		60												
消防団車庫 (37分団)	消防団車庫 (37分団)	1968	54	S造		60	○											
消防団車庫 (旧23分団)	消防団車庫 (旧23分団)	1985	37	S造		60	○											
消防団車庫 (旧24分団)	消防団車庫 (旧24分団)	1982	40	S造		60	○											

標準耐用年数内
 長寿命化後
 耐用年数経過後
 あり方検討①
 あり方検討②

3-10 その他施設

(1) 施設の基本情報

- ・ その他施設としては、駐輪場や公衆トイレ、取手市役所の各種倉庫などがあり、利用状況はそれぞれ異なりますが、サービスの対象は全市民を対象としています。

表 3-25 その他施設一覧

施設類型	分類	番号	施設名	所在地	延床面積 (㎡)
その他	その他	1	サイクルステーションとりで	取手市中央町2番17号	1,490
		2	取手市商工会藤代支所（賃貸）	取手市藤代730-1	321
		3	片町倉庫（産業振興課・図書館）	取手市取手2丁目 810番1	73
		4	取手市役所 リサイクル推進係 車両倉庫①	取手市寺田5139	45
		5	取手市役所 リサイクル推進係 車両倉庫②	取手市寺田5139	35
		6	取手市役所（環境物品倉庫）	取手市寺田5139	21
		7	取手市役所（選挙用倉庫）	取手市寺田5139	10
		8	取手市役所（総務課 備品倉庫）	取手市寺田5139	10
		9	取手市役所（現場管理室）	取手市寺田5139	20
		10	取手市役所（車両管理室）	取手市寺田5139	15
		11	取手市役所（現場管理室車庫）	取手市寺田5139	387
		12	取手市役所（車両管理室車庫）	取手市寺田5139	159
		13	取手市役所（市有バス車庫1）	取手市寺田5139	65
		14	取手市役所（市有バス車庫2）	取手市寺田5139	36
		15	取手市役所（防災倉庫）	取手市寺田5139	72
		16	取手市役所 藤代庁舎 現業棟	取手市藤代700	398
		17	取手市役所 藤代庁舎 バス車庫	取手市藤代700	66
		18	取手市役所 分庁舎 倉庫	取手市西2-35-3	16
		19	新取手駅自転車駐輪場	取手市新取手1丁目 4717番地1	522
		20	取手駅西口公衆トイレ	取手市中央町2-5	40
		21	藤代駅南口トイレ	取手市藤代南1丁目 市道0149南口広場内	31
		22	藤代防犯ステーション	取手市藤代南一丁目 1番2 藤代駅南口	7
		23	旧高須小学校特別教室棟	取手市高須2148	564
合 計					4,403

(2) 施設類型の縮減率

① その他

- ・ 取手駅西口公衆トイレ、藤代駅南口トイレ、防犯ステーションは施設規模が小さく、縮減が難しいため、縮減率を設定しません。
- ・ 旧高須小学校特別教室棟は施設の耐用年数を経過後、廃止する事を原則とします。
- ・ その他施設は、全年齢の市民をサービスの対象とするため、全人口の減少率に応じた縮減率とします。

表 3-26 その他施設の縮減面積

施設類型	縮減率	縮減面積 (m ²)
その他	37.9%	1,670

(3) 今後 10 年間の予定

- ・ 取手市役所（現場管理室車庫）は令和 10 年度（2028）に、施設のあり方検討①を行い、今後施設を運用する期間を設定します。
- ・ 取手市役所 藤代庁舎 現業棟は令和 7 年度（2025）に、施設のあり方検討①を行い、今後施設を運用する期間を設定します。
- ・ 新取手駅自転車駐車場の「新取手駅自転車駐車場 1」は令和 8 年度（2026）に、施設のあり方検討①を行い、今後施設を運用する期間を設定します。
- ・ 建築後 35 年以上経過した施設については、令和 4 年度（2022）にあり方の検討①をまとめて行います。ただし、あり方の検討②の時期まで 10 年に満たない場合は、あり方の検討①は実施せず、あり方の検討②で運用期間を含めた検討を行います。

表 3-27 その他施設の今後 10 年間のスケジュール

施設名	建物名	建築年度	経過年数	構造	予防保全	耐用年数		2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
						標準	目標	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14
サイクルステーション とりで	サイクルステーション とりで	2013	9	SRC 造	○	60	80											
取手市商工会 藤代支所（賃貸）	藤代商工会事務所	1995	27	S造		60												
片町倉庫 （産業振興課・図書館）	片町倉庫（産業振興課 ・図書館使用）	1993	29	S造		60												
取手市役所 リサイクル 推進係 車両倉庫①	リサイクル推進係 車両倉庫①	1983	39	S造		60		○										
取手市役所 リサイクル 推進係 車両倉庫②	リサイクル推進係 車両倉庫②	1983	39	S造		60		○										
取手市役所 （環境物品倉庫）	環境物品倉庫 （取手市役所敷地内）	1993	29	S造		60												
取手市役所 （選挙用倉庫）	選挙用備品保管庫 （取手市役所敷地内）	1986	36	S造		60		○										
取手市役所 （総務課 備品倉庫）	備品倉庫（総務課） （取手市役所敷地内）	1987	35	S造		60												
取手市役所 （現場管理室）	取手市役所 現業棟 現場管理室	1978	44	S造		60		○										
取手市役所 （車両管理室）	取手市役所 現業棟 車両管理室	1993	29	S造		60												
取手市役所 （現場管理室車庫）	取手市役所 現場管理室車庫	1993	29	S造	○	60	80							○				
取手市役所 （車両管理室車庫）	取手市役所 車両管理室車庫	1993	29	S造		60												
取手市役所 （市有バス車庫1）	取手市役所 市有バス車庫 1	1978	44	S造		60		○										
取手市役所 （市有バス車庫2）	取手市役所 市有バス車庫 2	1993	29	S造		60												
取手市役所 （防災倉庫）	取手市役所 防災倉庫	1993	29	S造		60												
取手市役所 藤代庁舎 現業棟	取手市役所 藤代庁舎 現業棟	1990	32	S造	○	60	80				○							
取手市役所 藤代庁舎 バス車庫	取手市役所 藤代庁舎 バス車庫	2005	17	S造		60												
取手市役所 分庁舎 倉庫	取手市役所 分庁舎 倉庫	2012	10	S造		60												
新取手駅自転車駐車場	新取手駅自転車駐車場	1991	31	S造	○	60	80					○						
取手駅西口公衆トイレ	取手駅西口公衆トイレ	1988	34	RC造		60												
藤代駅南口トイレ	藤代駅南口公衆トイレ	2008	14	RC造		60												
藤代防犯ステーション	藤代防犯ステーション	2019	3	S造		60												
旧高須小学校特別教室棟	旧高須小学校特別教室棟	1980	42	S造		60		○										

標準耐用年数内
 長寿命化後
 耐用年数経過後

○ あり方検討①
 ● あり方検討②

3-1 1 試算後の施設類型別の公共施設保有面積

施設類型別の縮減率により試算した公共施設の保有面積は 180,681 ㎡となります。平成 27 年度（2015）比で概ね 27%の縮減となりました。

表 3-28 試算した縮減率による保有面積

施設類型	令和3年度の 保有面積 (㎡)	縮減率 (%)	縮減面積 (㎡)	縮減後の 保有面積 (㎡)
市民文化系施設	17,394 (17,443)	29.4%	5,114	12,280
社会教育系施設	7,281 (5,470)	32.1%	2,338	4,943
スポーツ・レクリエーション系施設	20,972 (17,226)	29.4%	6,166	14,806
学校教育系施設	133,095 (142,879)	26.0%	34,669	98,426
子育て支援施設	8,391 (7,647)	14.3%	1,198	7,193
保健・福祉施設	14,747 (14,421)	5.5%	811	13,936
市営住宅	11,373 (11,500)	32.1%	3,646	7,727
行政系施設	23,084 (26,444)	19.3%	4,447	18,637
その他	4,403 (4,342)	37.9%	1,670	2,733
合 計	240,740 (247,372)		60,059	180,681

() は平成 27 年度時点の保有面積。

令和 3 年度（4 月 1 日）時点との保有面積の差は、平成 27 年度以降に行われた、施設の廃止や改築などによるため。

3-1 2 総量縮減に向けた具体的な手法及びその他の手法

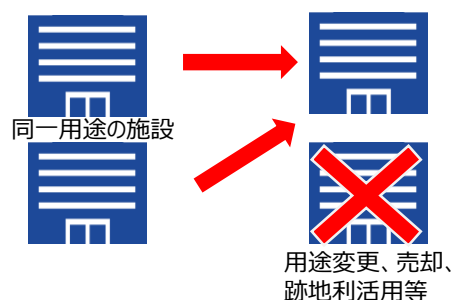
総量縮減に向けては、耐用年数を迎える前に、存続、廃止、縮小、集約化、複合化の方針や、施設の運用期間を検討し、施設のあり方を検討します。厳しい財政状況が見込まれる中では、当市でも、活用が可能な既存ストックを有効に活用するなど、発想の転換が求められています。また、総量を縮減するには、相当の時間を要することが想定されるため、その期間の維持管理や運営経費についても縮減していかなければなりません。さらに、既存の公共施設の運営に、民間事業者のアイデアを活かす公民連携を推進することによって、新たに財源を確保することなども手法の1つとなります。先進自治体で、総量縮減に向けて取り組まれている様々な事例を参考に、検討していきます。

《活用可能な既存ストックの有効活用》

保有するストックについて、利活用が図られていない施設は集約・複合化、他用途への転用等を図っていく必要があります。また、建替えや新たな需要に対する施設整備が必要になった場合に、既存ストックが活用できるかを優先的に検討し、施設整備コストの縮減に取り組みます。更に、ICT^{※2}、IoT^{※3}を活用し、建物によらないサービスの提供についても、検討していきます。

① 施設の集約化

- 施設類型内で同じ機能同士で集約化できるかを検討します。施設の配置状況に着目し、サービスの利用圏域や将来における利用動向を考慮しながら、別の場所で供給されている2つ以上の同一サービスを、1つの場所にまとめることにより、施設保有面積の縮減を図ります。

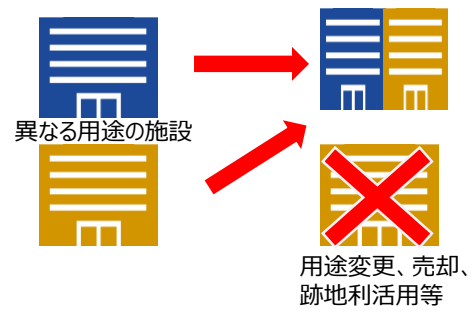


※2 ICTとは、Information and Communication Technologyの略。コンピュータやデータ通信に関する技術を総称的に表す語。

※3 IoTとは、Internet of Things（モノのインターネット）の略。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプト。

② 施設の複合化

- 従来は一つの機能に対し、一つの建物で運用されてきましたが、時代の移り変わりによる施設需要の変化や、人口減少に伴う施設規模・配置の見直しと合わせ、異なる機能を複合化することで、維持管理コストの効率化や、地域拠点化による地域住民の同士のつながりの強化につなげます。また、他用途施設と複合化することによる、施設保有面積の縮減を図ります。



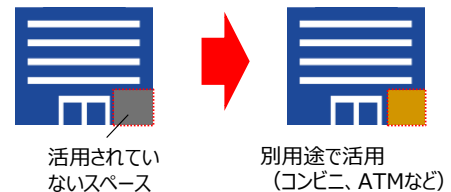
③ 転用

- 集約化や複合化等で機能を廃止した施設は、資産の利活用の観点から、他用途への転用を図ります。



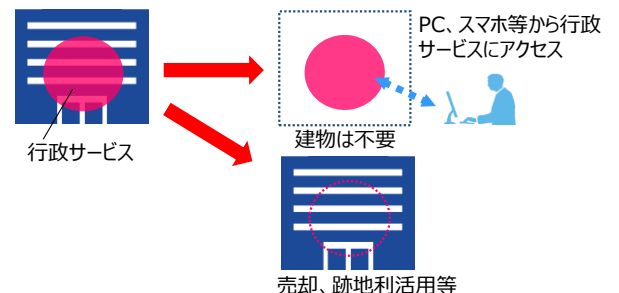
④ 余裕スペースの有効活用

- 現在、行政目的で使っている施設についても、余裕スペースがある場合には、自動販売機や ATM、コンビニエンスストアの設置等、施設利用者の利便性を高めつつも、新たな財源確保につながる利活用を検討していきます。



⑤ DX^{※4}の推進

- DX (デジタル・トランスフォーメーション) を推進し、事業内容や、提供するサービスのあり方などを踏まえ、ICT、IoT の活用などにより、建物を前提としない非対面・非来庁型行政サービスの提供方法を検討します。



※4 DX (デジタル・トランスフォーメーション) とは、デジタル (Digital) と変革を意味するトランスフォーメーション (Transformation) により作られた造語。様々なモノやサービスのデジタル化により利便性・効率性が向上し、その結果、デジタル技術が社会に浸透することで、それまでには実現できなかった新たなサービスや価値が生まれること。

《ランニングコストの縮減》

施設を維持する上では、毎年ランニングコストとして、維持管理・運営費用がかかります。各施設におけるランニングコストの縮減に取り組みます。

⑥ 省エネルギーの推進

- ・ 技術の進歩により、各種建築設備における省エネルギー技術は日々向上しています。省エネルギー性能の優れた設備に切り替えることで、光熱水費（電気・ガス・水道料金）の負担が大きく削減されるケースもあります。古い設備については、新しい設備を導入した場合との比較を行い、費用対効果が高い場合には、更新していくことを検討します。

（取組み例 1：ESCO 事業^{※5}の導入）

- ・ 省エネルギー対策による経費削減のほか、CO2 抑制への貢献や事業者が資金調達を行うため設備導入の初期投資が不要となり、経費が平準化されるといったメリットがあることから、導入を検討していきます。

（取組み例 2：省エネルギーの実践）

- ・ 不要時の照明の消灯や、外出時の PC 電源オフ、つないだままの充電器等の待機電力の削減に努めるほか、夏冬における冷暖房の設定温度を定め、服装による調整や扇風機の併用などの工夫により、クールビズ・ウォームビズを徹底します。

^{※5} ESCO 事業とは、ESCO（Energy Service Company）事業者が包括的な省エネルギー対策を実施し、顧客の光熱水費等の経費削減を行い、削減実績から対価を得るビジネス形態。

《新たな財源の確保》

施設保有面積やコスト縮減と並行して、未利用財産の売却、公有財産の貸付や、ネーミングライツ・広告収入などにより新たな財源の確保、稼げる施設化を推進します。

⑦ 未利用財産の売却

- ・ 建築物系公共施設については、施設の見直しにより活用しなくなった施設、廃止となった施設及び施設跡地等の未利用財産について、まちづくりの観点を考慮した上で、民間等への売却を推進していきます。

⑧ 公有財産の貸付

- ・ 利用率の低い公共施設や公共施設の一部を民間事業者へ貸付を行い、公共施設を有効に活用し地域やその利用者の利便性の向上に資するよう検討します。
- ・ 駐車場や会議室の時間貸し、公共施設跡地の貸付などを検討していきます。

⑨ ネーミングライツ^{※6}事業の導入

- ・ 限られた予算の中で適正な施設の維持管理等を行なうため、民間事業者等から市有施設等に愛称を付与する権利の対価を得ることにより、新たな財源の確保を図ります。これまでも検討は進めてきたものの、今後は有効な施設を洗い出し、民間が参画しやすい条件を整え、幅広く公募をかけることにより活用の促進を検討していきます。

⑩ 公共施設への広告事業の導入

- ・ これまでは、公用車、封筒やホームページのバナーなどを広告媒体として活用してきましたが、今後は、公共施設も広告媒体の対象にして、幅広く民間事業者等の広告を掲載することにより、新たな財源の確保を図ります。

^{※6} ネーミングライツ（命名権）とは、公共施設などに企業名や商品のブランド名などを冠した愛称を付ける権利。

《広域連携、官民連携、民間活力の活用》

将来に向けた持続可能な公共施設でのサービスを実現していくために、本市はこれまで、近隣自治体との広域連携の取組みや、指定管理者制度など、さまざまな形態で民間の創意工夫を最大限に活用する官民連携手法の導入を進めてきましたが、この取組みを今まで以上に強化・拡大していきます。

⑪ 広域連携

- ・ これまでも近隣自治体と相互利用を進め、行政サービスの充実を図ってきましたが、今後の人口減少に合わせ、フルセット型の総合行政の発想から脱却し、単独の地方自治体での運営のみに固執せず、圏域視点での政策立案や業務効率化を検討していきます。

⑫ PPP^{※7}/PFI^{※8}の推進

- ・ 適切な公共サービスの維持のためには、公共施設等の建替え・改修・修繕や運営に係るコストの効率化、施設集約化等が必要ですが、これらを実現する手段の一つとしてPPP/PFIの活用が有効です。民間による効率的なサービス提供の導入やPPP/PFIなど民間活力の導入に向けた検討を進め、新たな公共の担い手へ事業移管を推進し、市民サービスの維持・向上に努めます。

⑬ サウンディング型市場調査^{※9}の活用

- ・ これまでも新たに取り組む事業を中心に、公募の前段階で民間事業者の意向を聞き、内容を反映させることで、民間事業者の参入を促進してきました。今後も、継続的に活用していくことで、民間事業者の能力を最大限に生かした、事業の実施に努めていきます。

※7 PPPとは、官民連携事業の総称であり、後述のPFIのほか、指定管理者等の制度の導入、包括的民間委託、民間事業者への公有地の貸し出しなどの手段がある。

※8 PFIとは、庁舎や公営住宅、学校、上下水道等の整備等にあたって、従来のように公共団体が設計・建設・運営等の方法を決め、バラバラに発注するのではなく、どのような設計・建設・運営を行えば最も効率的かについて、民間事業者に提案競争させ、最も優れた民間事業者を選定し、設計から運営までを行わせ、資金調達も自ら行ってもらう制度。

※9 サウンディング型市場調査とは、市有地などの活用方法の検討にあたって、公募により民間事業者から広く意見や提案を求め、「対話（意見交換）」を通じて、事業成立の可否の判断や市場性の有無、事業者がより参加しやすい公募条件の設定を把握する調査のこと。

⑭ 民間提案制度^{※10}の導入

- ・ 本市が抱える課題に対して、民間事業者の提案を受け、市民満足度の向上や効率的な事業の実施につなげていきます。行政だけでは思いつかないアイデアや事業手法の提案を受けることで、事務負担の軽減、行政サービスの向上、新たな事業への参入等、市民、行政、民間事業者の3者にとって良好な関係を保った公共サービスを実現することができます。

⑮ 指定管理者制度^{※11}の運用

- ・ これまでも様々な施設の維持管理・運営において導入してきましたが、指定管理者となった民間事業者等が、その有するノウハウを有効に発揮し、さらなるサービス向上の動機づけにつながる制度設計が図れるよう、公募条件を検討していきます。

⑯ 包括管理業務委託^{※12}の活用

- ・ これまで、施設ごと・業務ごとに管理し、適宜、保守や事後保全対応による修繕業務委託等を行ってきましたが、包括管理業務委託の活用を検討し、事務負担の軽減や保守管理の質の向上、管理業務の効率化、中長期的な維持保全コストの縮減を図ります。
- ・ 業務水準の統一化を図ることで、全体を通じての建物の不具合、老朽化の見える化及び優先順位付けを行い、予防保全の考えに基づく修繕計画を作成し、適切な維持保全を実施していきます。

⑰ 民営化・民間施設の活用

- ・ 民間代替の可能性がある施設（行政が提供する必要性の乏しいサービス等）については、民営化や民間施設の活用検討を行います。

※10 民間提案制度とは、行政サービス等と民間の事業をコラボレーションするなど、民間事業者の皆さまの提案を受け付け、市民満足度の向上や効率的な事業の実施につなげていくための取組み。

※11 指定管理者制度とは、公の施設（地方自治法第244条第1項「住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設」）の管理を、地方自治体の指定する者（指定管理者）が代行する制度を指す。この制度により、民間企業や公益法人、NPO法人、任意団体などが公の施設を管理できるようになった。

※12 包括管理業務委託とは、従来、課ごと、施設ごと、業務ごとバラバラに契約している保守・小修繕・清掃等の業務をひとつに包括し、複数年にわたり契約する業務委託。

《その他》

その他、公共施設マネジメントの抱える問題の根底にある人口減少への対策や、税収の確保のために、魅力ある市街地整備を通じ、人口増加や経済活動を誘導して、働く場を増やし、問題解決を図っていきます。

⑱ 魅力ある市街地の形成と定住人口の増加

- ・ 都市機能や居住機能をまちなかに誘導して集積することで、まちの活力を創出する拠点性を高め、住みやすい街の形成や市内経済の活性化を通じて、定住人口・交流人口の拡大、産業振興や雇用の場の確保を図ります。

第4章 モデルケース

第3章 3-12の手法は、すぐに取り組めるものから、時間を要するものまで様々ですが、本市の持続的な行財政運営といった中長期的な視点から、他の自治体で行われている事例等を研究し、モデルケースを示します。

4-1 モデルケースの対象

本市が所有する公共施設のうち、学校教育系施設は全体の57.8%を占めています(P.11 図2-5参照)。直近10年間で耐用年数を迎える校舎はありませんが、公共施設等総合管理計画の計画期間である40年間には耐用年数を迎える校舎があります(P.44~49 表3-12参照)。また、公民館等の市民文化系施設も7.1%を占めています(P.11 図2-5参照)。直近10年間で耐用年数を迎える公民館はありませんが(P.34 表3-3参照)、次の10年間で多くの公民館が耐用年数を迎えるため、財政負担の集中も懸念されます。財政負担を軽減し、持続可能な公共サービスを維持していくためにも、この10年間で地域住民や学校関係者と議論をしながら、地域ごとに新たな公民館のあり方を検討していく必要があります。先進地では、学校教育系施設と市民文化系施設の複合化等による縮減手法が多く取り組まれています。

4-2 既存学校への公民館の複合化

本市では、昭和50年代を中心に整備された公民館が老朽化し、改修や更新が必要な状況にあります。一方、小中学校は学級編成の標準が引き下げられてはいるものの、少子化の影響で児童生徒数が減少傾向にあり、学級数が減少し、余裕教室の発生が見込まれます。

2章の現状と課題でも見たとおり、本市は今後厳しい財政状況が見込まれます。公民館が耐用年数を迎えた際に同じ場所でそのまま建替えるよりも、公民館の機能を既存の学校施設の余裕教室を活用することで、大きく財政負担を軽減することができます。

学校と公民館を複合化することで得られるメリットは以下のとおりです。

- 公民館建替えに要する多額の整備費用負担の軽減

学校施設の余裕教室を活用するため学校施設の改修は一部発生するものの、公民館の建替えが不要となり、公民館の整備費用負担が大きく抑えられます。

- 施設機能の共有化による学校施設の高機能化・多機能化

例えば、学校の既存の家庭科室を

公民館の調理室として共同利用することが可能となるほか、学校側でも公民館の多目的室や和室等を活用できるようになり、学校施設としても高機能化・多機能化が図られます。

- 児童生徒と施設利用者との交流

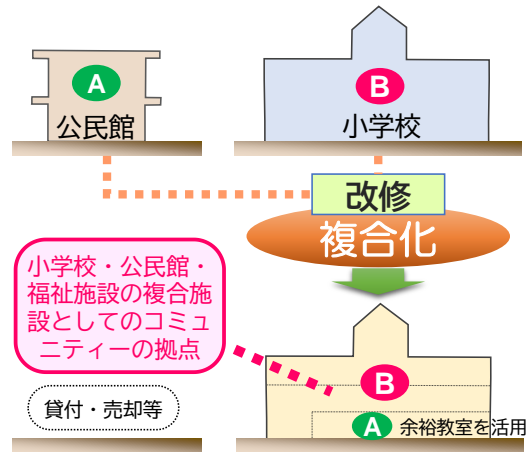
学校施設と公民館が併設されているという特徴を生かし、交流の機会を設けたり、日常的に互いの施設での活動等を目にしたりすることで、児童生徒と地域住民などの施設利用者との交流を深めることができます。交流を通じて、地域のつながりの強化や、児童生徒にとっての新たな学びの機会の創出が図られます。

- 地域における生涯学習やコミュニティ拠点の形成

公民館との複合化により、学校施設が児童生徒の学びの場だけでなく、地域にとっても生涯学習の場となることが期待されます。また、伝統文化や行事の継承などを通して、地域のコミュニティの形成への寄与もが期待されます。

- 専門性のある人材や地域住民との連携による教職員への支援

様々な人材が集まるという特徴を生かし、学校の教育活動や課外活動などに専門性のある人材を活用したり、地域住民の協力を促したりすることで、児童生徒により高度な専門知識に触れる機会を創出したり、地域住民による学校運営への支援が期待できます。

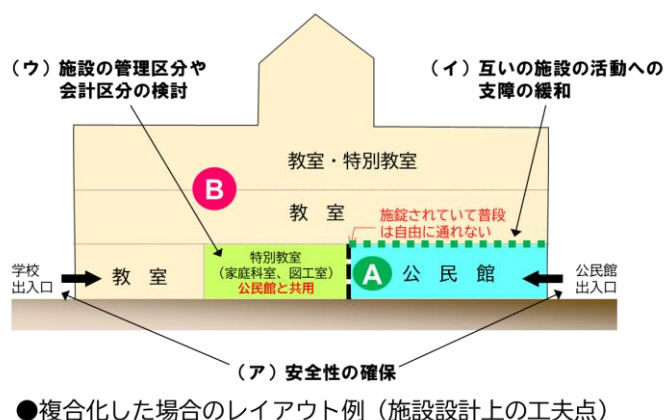


一方で、配慮すべき事項は以下のとおりです。

- 学校と教育委員会との連携、教職員や地域住民との合意形成
- 施設設計上の工夫

(ア) 安全性の確保

不特定多数の地域住民が利用することから、児童生徒が安心して学校生活を送れるようにするとともに、地域住民も安心して利用できるように、ハード・ソフトの両面から安全性を確保するための対応策を検討することが必要です。



(イ) 互いの施設の活動への支障の緩和

公民館利用者と児童生徒との動線の交錯や、互いの音などにより、学校の教育活動や公民館での活動に支障を及ぼす可能性があることから、配置や動線、防音性の確保といった施設計画上の対策を図るとともに、利用方法や利用時間等のルールや活動内容について情報を共有して、その対応について検討することが必要です。

(ウ) 施設の管理区分や会計区分の検討

相互利用・共同利用が図られることから、専用部分と共同利用部分の管理区分や、施設利用料や光熱水費等の会計区分等の明確化や一元化の可否等について検討することが必要です。

前頁の配慮事項を踏まえ、今後、検討を進める際、以下の事項について、庁内や地域住民や学校関係者と協議を行っていく必要があります。

- 現行の公民館機能のうち、学校内に整備する機能と規模
- 上記機能に対する学校教育への配慮事項の整理
- 複合施設として学校内に整備する機能の配置
- 学校と複合施設で共用する機能の検討
- 各施設の専用部分や共同利用部分の管理区分の明確化
- 各施設の利用条件や施設管理の役割分担等の明確化
- 施設ごとの会計区分を踏まえた電気・ガスなど設備系統区分への配慮
- 安全性を確保するための、敷地内、建物内の動線
- 防犯機能、防災機能の確保及び総合的な防犯・防災対策の確立
- 施設へのアクセス手段や駐車場の確保
- 庁内関係課との連携体制
- 地域住民との合意形成、協働体制

<既存学校への公民館の複合化の事例>

茨城県筑西市では、既存の小学校校舎への公民館の複合化工事を令和3年度までに3地区で、実施いたしました。例えば、図5-1、図5-2の河間公民館は、施設の老朽化に伴い公民館機能を隣接する河間小学校に移転しました。西校舎内の余裕教室を公民館として転用し、西校舎に隣接していた旧給食室を公民館として多目的に活用できる広い会議室棟に建替えました。西校舎の余裕教室等の一部を公民館事務室、会議室にする工事や校内の駐車場整備、渡り廊下設置、合併浄化槽から集落排水への移行等の工事は小学校の大規模改造工事と併せて実施しました。旧公民館の跡地は学校側で確保が課題となっていた駐車場に転用しています。複合化した公民館の出入り口は学校とは別に設けられ、分離されています。

また、西校舎に入っている公民館事務室、会議室の複合化した部分は、同じ棟内でも学校部分と行き来が自由にできないように壁で隔てられており、公民館利用者と児童との動線は完全に分けられ、安全性・防犯性が確保されています。

一方で、予約をすれば、学校側で授業がない時間であれば家庭科室（調理室）も利用できるようになっており、機能の共有による学校施設の有効活用も図られています。

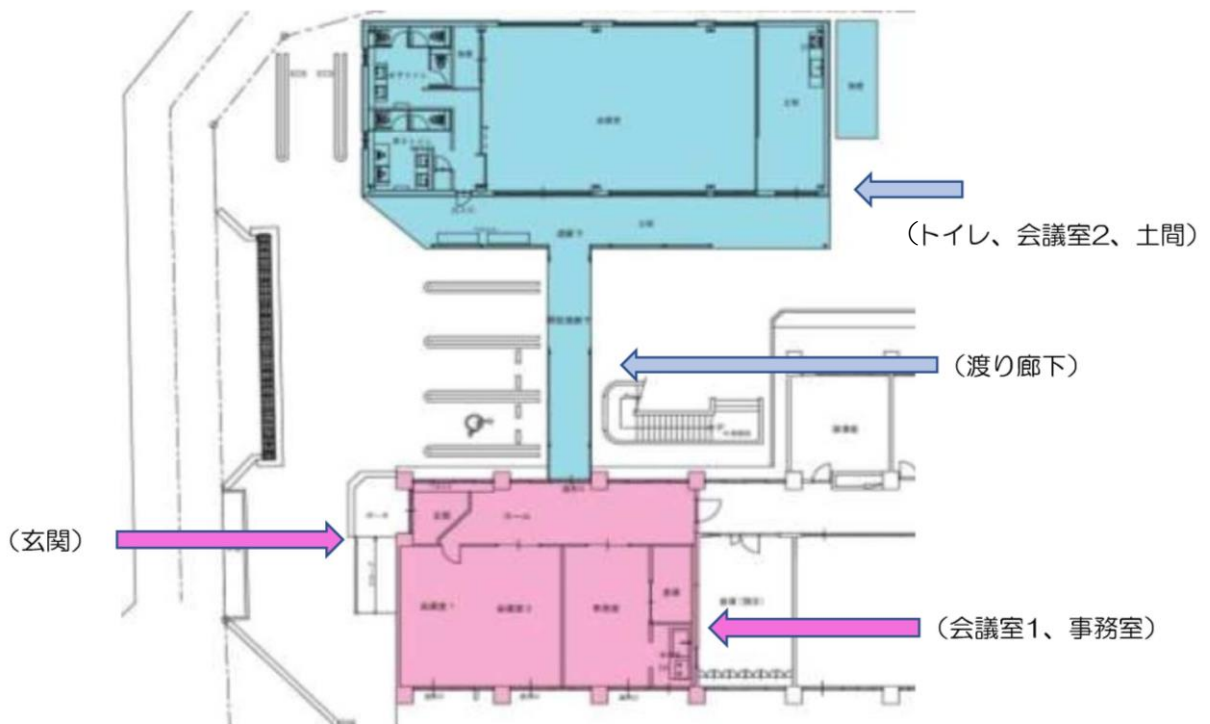
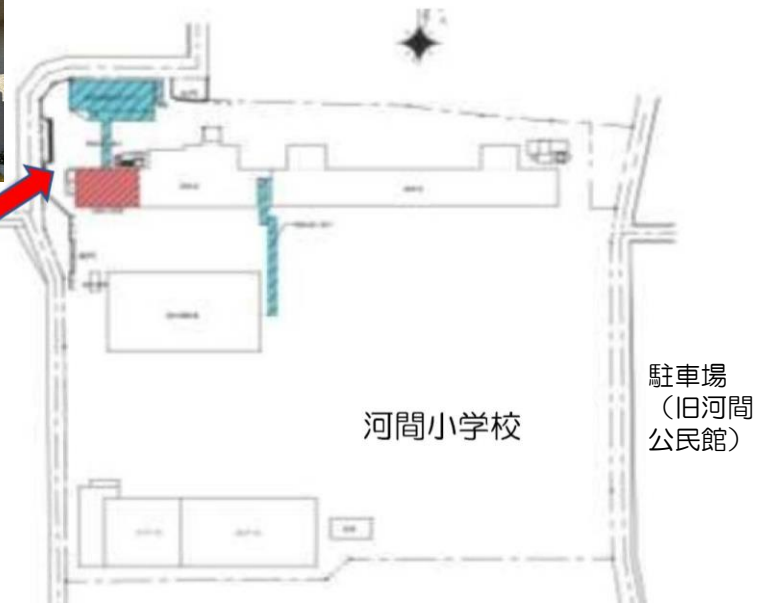
令和3年4月より供用が始まっていますが、以下のスケジュールで整備が進められました。

平成30年度	利用団体や自治会との協議検討 公民館運営審議会に協議・報告
平成31年度（令和元年度）	公民館の共用廃止（代替施設で機能は継続） （令和元年7月1日～） 河間小学校西校舎大規模改造工事及び 河間公民館整備工事設計 （工期：令和元年7月13日～令和2年1月31日）
令和2年度	河間小学校西校舎大規模改造工事及び 河間公民館整備工事 （工期：令和2年6月20日～令和3年3月20日） 旧公民館解体工事及び駐車場整備工事設計 （工期：令和2年8月28日～令和2年12月22日） 小学校との管理ルール策定 河間公民館の供用開始（令和3年4月）
令和3年度	旧公民館解体及び駐車場整備工事 （工期：令和3年5月26日～令和3年9月30日）

図 4-1 筑西市河間公民館の複合化事例(1)



河間公民館





-  改築部分 (旧給食室)
-  既存改修部分 (小学校西校舎)

図 4-2 筑西市河間公民館の複合化事例(2)



玄関・ホール



事務室



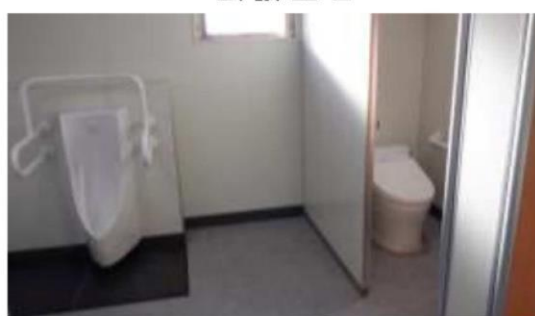
会議室 1



会議室 2



土間（給湯コーナー）



トイレ

4-3 学校施設建替え時の複合化

本市の学校施設の大半は整備後40年以上が経過し、徐々に建替えが必要になってきます。学校施設は教育用途以外でも、避難所や選挙の投票所、自治会・町内会のイベント等で使われることもあり、地域住民の防災や交流の場としても重要な役割を担っています。

今後、地域の拠点施設としての役割を担う上でも、建替え時に学校施設のみの機能だけでなく、コミュニティ機能も予め想定した施設整備を行うことで、より効率的・効果的な学校施設の利活用が可能となります。また、学校施設と公民館をそれぞれ建替えるよりも、コストを抑えることができます。

学校施設と多機能の複合化のメリットは「4-2 既存学校への公民館の複合化」(P.78 参照)に挙げたとおりですが、建替え時に複合施設として整備する場合には、学校施設の余裕教室を活用するケースに比べ、以下のメリットが付加されます。

○ 効果的・効率的な施設整備

新たに施設整備をするため、学校に複合化する機能に対する効果を最大限発揮できる設計が可能になります。

○ 大規模ホールなどの既存の学校施設にない機能の付加

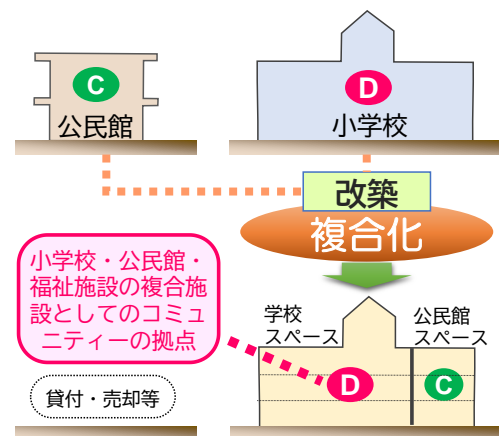
学校施設の余裕教室を活用するケースでは、放課後児童クラブ、児童館、老人デイサービスセンター、地域防災用備蓄倉庫など、既存の教室サイズで

実現できる機能に限定されがちになりますが、学校施設を建替える場合には、大規模なホールやアリーナ、大型図書館といった教室サイズで実現できない機能との複合化も可能になります。

○ 安全性の確保・他施設への支障の緩和のしやすさ

配置や動線上での安全性や、防音性に予め配慮した設計が可能となるため、運用上の制限をより少なくした施設運営を図ることができます。

一方で、配慮すべき事項についても「4-2 既存学校への公民館の複合化」(P.79 参照)に挙げたとおりですが、学校施設の余裕教室を活用するケースに比べると、整備費用が多く必要となります。

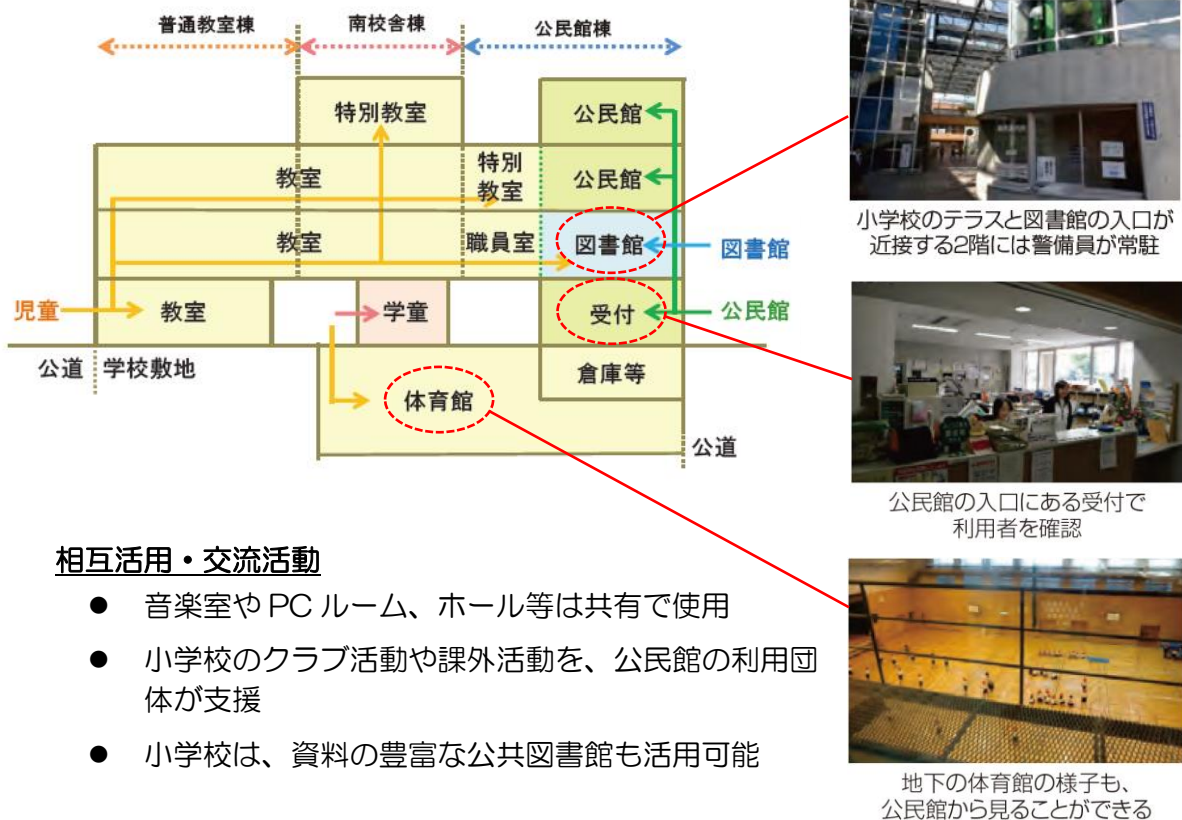


＜学校施設建替え時の複合化の事例＞

建替え時の複合化のケースは多く事例としてあり、文部科学省が平成 27 年度に公開した報告書「学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について～学びの場を拠点とした地域の振興と再生を目指して～」にも例示されています。

図 4-3 公民館・図書館と複合化した事例（志木市立志木小学校）

事例 1. 志木市立志木小学校（埼玉県）では、公民館・図書館と複合化しています。



相互活用・交流活動

- 音楽室や PC ルーム、ホール等は共有で使用
- 小学校のクラブ活動や課外活動を、公民館の利用団体が支援
- 小学校は、資料の豊富な公共図書館も活用可能

防犯対策

- 児童と公民館・図書館利用者との動線はあえて明確に分けず、大人の目で児童を守るという方針で運営
- 学校の安全主任は図書館と公民館の担当者と適宜打合せを実施、施設の管理運営委員会において危機管理マニュアルを作成、常駐警備員の配置、3 施設合同の避難訓練・防犯訓練（年に 3 回）、防犯監視カメラの設置（20 台）、利用者は入館証を着用全職員・教職員が P H S を携帯

出典：「学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について
～学びの場を拠点とした地域の振興と再生を目指して～」
（文部科学省、平成 27 年度）

図 4-4 コミュニティ機能と複合化した事例（吉川市立美南小学校）

事例 2. 吉川市立美南小学校（埼玉県）は、小学校を中心に公民館や老人福祉施設、児童福祉施設などと複合化し、地域のコミュニティ拠点としての役割も担っています。



公共施設の整備

- 新興住宅地における学校施設の整備を、その他の公共施設の整備と併せて実施
- 地域のニーズを踏まえ、小学校を中心に、乳幼児から高齢者まで、様々な年代が利用する施設を複合化
- 小学校の特別教室や体育館を地域開放することを前提として整備

複合施設としての留意点

<事故防止>

- 公民館等への来館手段に、車や自転車を利用する人もいることから、児童と車等が接触しないように動線を配慮
- 校内で走っている児童と高齢者等が衝突しないように、注意が必要な場所には一時停止の表示

<防犯対策>

- 児童と地域の利用者の出入口は別とし、児童が使用する校門は登下校時以外は閉鎖
- 地域の利用者の出入口では担当職員が受付
- 学校教育の活動時間外に地域の利用者等が小学校の普通教室等へ入らないように、階段室の扉を閉鎖

<自然な交流>

- 学校や各公共施設の活動の様子が目に入るような施設となっており、公民館と小学校の間の中庭では、児童と地域の利用者との自然な交流

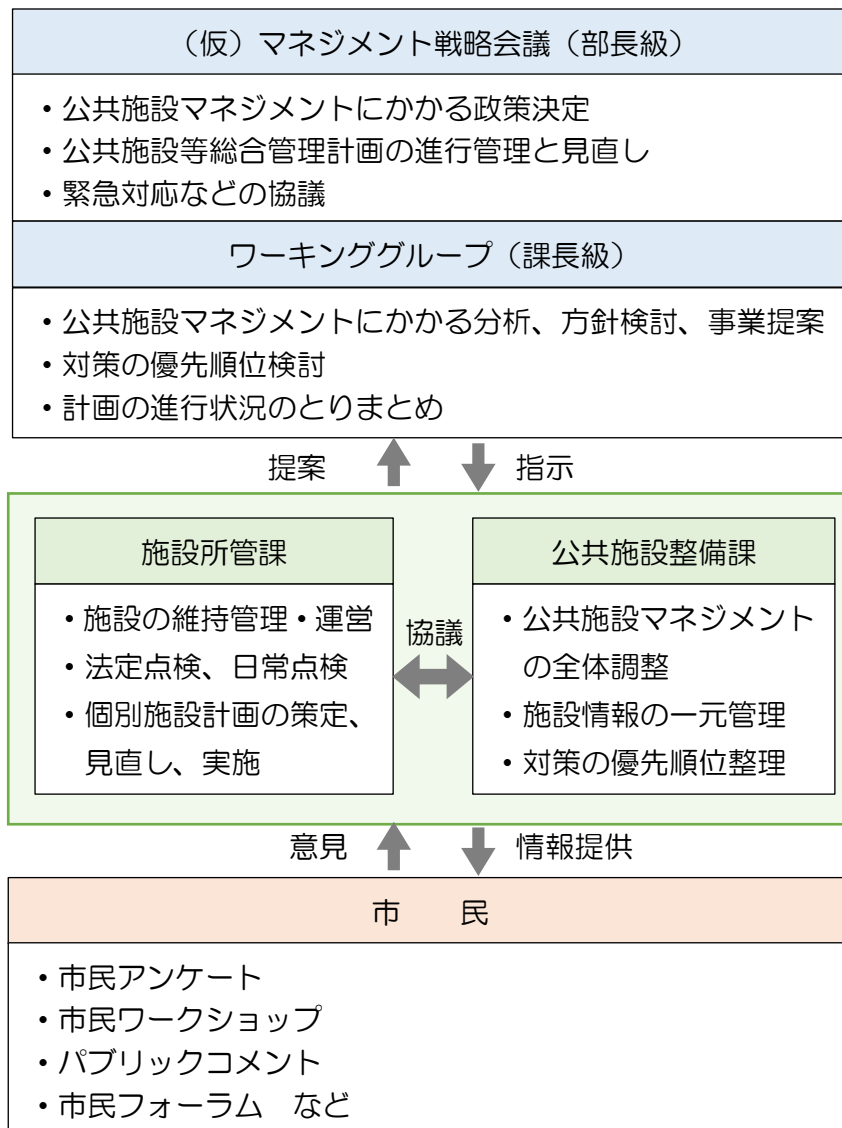
出典：「学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について
～学びの場を拠点とした地域の振興と再生を目指して～」
(文部科学省、平成 27 年度)

第5章 推進体制の構築

5-1 庁内における推進体制

公共施設等総合管理計画は以下の体制で推進していきます。庁内の会議体は部長級の（仮）マネジメント戦略会議と課長級のワーキンググループで構成し、事務局及び公共施設マネジメントの全体調整は公共施設整備課が担当します。

図 5-1 庁内における推進体制



5-2 個別施設計画の策定について

本計画で示された施設類型ごとの個別施設の方向性を受けて、対策の内容（保全も含む）や実施時期、対策費用を記載した個別施設計画を策定していきます。国がインフラ長寿命化基本計画（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議、H25.11）において要請している個別施設計画の記載事項は以下の6項目です。

個別施設計画の記載事項

① 対象施設

行動計画において、個別施設計画を策定することとした施設を対象とする。

② 計画期間

インフラの状態は、経年劣化や疲労等によって時々刻々と変化することから、定期点検サイクル等を考慮の上計画期間を設定し、点検結果等を踏まえ、適宜、計画を更新するものとする。

③ 対策の優先順位の考え方

個別施設の状態（劣化・損傷の状況や要因等）の他、当該施設が果たしている役割、機能、利用状況、重要性等、対策を実施する際に考慮すべき事項を設定の上、それらに基づく優先順位の考え方を明確化する。

④ 個別施設の状態等

点検・診断によって得られた個別施設の状態について、施設ごとに整理する。

⑤ 対策内容と実施時期

「③対策の優先順位の考え方」及び「④個別施設の状態等」を踏まえ、次回の点検・診断や修繕・更新、さらには、更新の機会を捉えた機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策について、講ずる措置の内容や実施時期を施設ごとに整理する。

⑥ 対策費用

計画期間内に要する対策費用の概算を整理する。

各施設所管課においては、まず、各施設の残存耐用年数、劣化調査に基づく劣化状況、将来の利用動向等を考慮し、類型ごとの数値目標も踏まえつつ、個々の施設の方向性を定めていきます。続いて、方向性に基づく具体的な対策の内容を検討し、実施時期や対策費用とともに、年次計画を作成します。最後に前頁の国の記載事項を受け、上記検討内容を個別施設計画にまとめていきます。以下を個別施設計画の構成案(例)とします。

個別施設計画の構成案(例)

第1章 ○○系施設個別施設計画について

1. 1. 計画の目的
1. 2. 計画の位置付け
1. 3. 計画期間
1. 4. 対象施設

第2章 個別施設の状態等

2. 1. 施設の概要 ←設置目的、建築年、延床面積、利用状況、維持管理コストなど
2. 2. 施設の劣化状況

第3章 対策の優先順位の考え方 ←類型に特化した適正配置、保全の考え方

第4章 ○○系施設の行動計画 ←対策の内容、実施時期、対策費用を含む年次計画

第5章 計画の推進について

5. 1. 推進体制
5. 2. フォローアップ

5-3 市民との情報共有、協働のあり方について

今後の公共施設のあり方を検討していく場合に、特に市民利用施設においては、市民、利用者へのアンケートなどの意見を聞く機会、市民ワークショップなどの対話する機会を設けて、行政と市民とが十分に情報共有を図りながら、検討を進めていきます。

また、市民ニーズが多様化する中、行政だけでなく、市民をはじめとした民間の様々な主体が自発的に地域の課題に取り組む、協働によるまちづくりも推進していきます。

取手市公共施設等総合管理計画 第1次行動計画

令和4年(2022)3月 発行

発行者／取手市 財政部 公共施設整備課

〒302-8585 茨城県取手市寺田 5139

TEL : 0297-74-2141 (代) FAX : 0297-73-5995

<https://www.city.toride.ibaraki.jp/>